



平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修の
あり方等に関する調査

補装具費支給事務 ガイドブック

平成26年3月



公益財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)

この事業は、厚生労働省が実施する「平成 25 年度障害者総合福祉推進事業」から国庫補助金の交付を受けて実施したものである。

はじめに

この「補装具費支給事務ガイドブック」は、厚生労働省平成 25 年度障害者総合福祉推進事業で実施した「補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修のあり方等に関する調査（指定課題 22）」の一環で作成・編集したものです。

当協会では、平成 24 年度の障害者総合福祉推進事業において、「補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究（※）」を行いました。とりわけ多くの市町村等から以下に記述するようなご意見をいただきました。

（※）http://www.techno-aids.or.jp/research_report.html

- 運用に係る職員の人材育成については、現時点から改善することを目標とし、現行制度の運用レベルを全国レベルで標準化する仕組みを検討していく。
- 市町村におけるローテーション人事の中では、一定以上の専門知識は蓄積しない。更生相談所が補装具に関する研修会を定期的で開催し、最低限の知識と補装具費を支給する際の基本的な考え方や姿勢を身に付ける必要がある。
- 申請者、中間ユーザー、医師、義肢装具士、市町村、更生相談所それぞれの立場において制度解釈の乖離がある。皆で共通理解が得られるようなマニュアルの作成や研修会等で改善を図る必要がある。
- 支給決定にあたり、初任者にもわかりやすい支給決定の事務マニュアルや Q & A を作成してほしい。また、補装具の中には、名称や部品名だけではどのような形態のモノであるかイメージがしにくいいため、補装具の図録のようなものを作成してほしい。

こうしたご意見を踏まえ、本書は、補装具費支給制度の適切な理解と運用の促進を図るため、主に市町村の補装具費支給事務担当者向けに作成した標準テキストです。

本書が補装具費支給制度の適切な運用と障害のある方の福祉の増進に資することを期待しております。

最後になりましたが、本書の編さんにあたり、多大なるご協力を賜りました検討部会の先生方や関係団体の皆様には、心から感謝申し上げます。

平成 26 年 3 月

公益財団法人テクノエイド協会

もくじ

はじめに	1
もくじ	2

第1章 補装具に関する制度 5

1 補装具の定義と役割	6
2 障害者総合支援法による補装具費支給と他法による補装具給付等	9
3 福祉用具支給制度選択チャート	13
Close Up Q&A	9・11

第2章 補装具費支給制度の概要 15

1 障害者総合支援法の概要	16
1-1 法律制定の趣旨	16
1-2 新たな障害保健福祉施策の要点	16
1-3 法律の主な内容	18
1-4 市町村等の役割	21
1-5 障害者総合支援法による利用者負担	23
1-6 利用者負担額の上限(障害福祉サービス)	24
2 補装具の定義について	25
3 補装具費支給制度について	27
3-1 補装具費の支給目的について	27
3-2 都道府県等の役割について	27
3-3 制度の具体的な取り扱いについて	28
3-4 補装具費支給手続きの流れ等について	30
3-5 費用の額の基準と消費税の関係	35
4 難病等の範囲と取り扱い	48
4-1 難病患者等に対する補装具費の支給	48
4-2 難病患者等に対する補装具費支給の申請等	50
4-3 難病患者等に対する補装具の取り扱いで配慮すべきこと	51

第3章 補装具費支給事務の適切な理解と運用に向けて 53

1 補装具費支給にあたっての適切な理解	54
1-1 他法優先	54
1-2 特例補装具	55
1-3 複数支給	56
1-4 再支給	58
1-5 耐用年数	58
1-6 差額自己負担	60
1-7 高額な製品・部品への対応	62
1-8 業者の情報提供	62
1-9 介護保険による福祉用具貸与との適用関係	63
1-10 引き渡し後、9ヶ月以内に生じた破損又は不適合	64
1-11 施設や病院への入所、入院中の補装具の取り扱い	65
1-12 児童補装具に関する助言	66
2 補装具費支給事務の円滑な運用について	67
2-1 医師意見書作成の留意点	67

2-2 市町村に対する期待	69
2-3 医師・専門職等との連携システムの構築	70
2-4 更生相談所の役割と機能、今後のあり方	71
3 判定困難事例	72
Close Up Q&A	55・57・60・65

第4章 補装具に関する基礎知識 81

1 義肢	82
1-1 総論	82
1-2 義手	84
1-3 義足	99
1-4 見積例	114
2 装具	135
2-1 下肢装具	135
2-2 靴型装具	150
2-3 体幹装具	153
2-4 上肢装具	161
2-5 見積例	172
3 座位保持装置	194
3-1 主な解説と適応例	194
4 車椅子・電動車椅子	196
5 視覚障害者のための補装具	215
6 聴覚障害者のための補装具	222
7 重度障害者用意思伝達装置	229
8 その他の肢体不自由者用補装具	233
9 障害児に係わる補装具	238

資料編 239

参考1 障害者総合支援法(第5節第7条)	240
参考2 障害者総合支援法施行令(第2条第4節 補装具費の支給 第43条の2及び3)	240
参考3 障害者総合支援法施行規則(第2条第3節 補装具費の支給 第65条の3～9)	241
参考4 義肢等補装具支給要綱の改正等について	243
参考5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について	247
参考6 補装具費支給事務取扱指針について(H18.9.29 障発第0929006号)	252
参考7 「義肢、装具及び座位保持装置等に係わる事務取扱要領」の制定について(H18.3.29 障地発第0929002号)	285
参考8 非課税物品に関する告示	345
参考9 身体障害者用物品の非課税扱い	359
参考10 補装具費支給に係わるQ&A(平成22年10月29日、平成26年3月31日付)	381
参考11 難病患者等における地域生活支援事業等の取り扱いに関するQ&A(平成25年3月15日現在)	391
参考12 介護保険法における福祉用具貸与及び販売の種目	398
参考13 連絡先一覧	406

厚生労働省、国立障害者リハビリテーションセンター研究所、公益財団法人テクノエイド協会
全国の身体障害者更生相談所

最新の施策や通知の情報<ホームページのご案内>	412
-------------------------------	-----

第1章

補装具に関する制度

1 補装具の定義と役割	6
2 障害者総合支援法による補装具費支給と 他法による補装具給付等	9
3 福祉用具支給制度選択チャート	13
Close Up Q&A	9・11

※ 本書では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」と標記します。

そのため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」を「障害者総合支援法施行令」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」と標記します。

1 補装具の定義と役割

(1) 補装具の定義に立ち返る

補装具の申請があった場合に申請者が希望する製品等を補装具として支給してよいものかどうか判断に迷う場合があります。そんな時は補装具の定義に立ち返ってかえって、その製品の使用目的、使用頻度、個別の必要性を判断することが助けになります。

補装具の定義は、次の各項に掲げる条件を全て満たすものです。特に支給の要件を決定するにあたり③の要件は重要です。

- ① 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
- ② 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- ③ 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

障害者総合支援法施行規則第六条の二十より

ここでいう身体への適合を図るように製作されたものとは日常生活用具との違いを表しています。補装具は就学、就労をも含めた生活の中で使用するものであり、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものとは治療用装具との大きな違いです。医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づくものとは使用における理由に医学的根拠が求められるという意味で、あれば便利だから、希望しているからという理由だけでは支給できないものと解釈します。

(2) 補装具の使用目的の理解

補装具の定義から、補装具の使用目的は、「日常生活において又は就労若しくは就学のため」となっています。このことから、基本的に補装具は1種目につき1個の支給となりますが、作業用の義手や義足、学校で使用する車椅子など就労や就学のために日常用とは異なる目的で補装具を必要とする場合は、さらに1個の支給が認められています。

これとは別に、日常生活用に複数に補装具を使用したいというニーズがあります。食事用の座位保持装置、排泄用の座位保持装置と睡眠用の臥位目的の座位保持装置など、場面毎のニーズをかなえようとするときりがなくなります。原則1種目1個という考え方から、使用目的に合わせて1個で兼用できるような構造のものを作製したり、環境側で調整したり、日常生活用具の制度等の活用で対応できないかなどを検討することも大切です。

障害児においては立位訓練や歩行訓練等の訓練機器のニーズもあります。障害児については「将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長する」ことも目的としています。しかし、個人に対して基準額を超える高額な起立保持具や歩行器を訓練目的に支給することは、日常生活の能率の向上を主目的とする補装具費支給制度から逸脱するものと考え、基本的には訓練目的のみの機器は支給対象外となります。

（3）申請受付、判定の基本姿勢

補装具申請の受付に際しては、補装具費の支給が対象者のケアマネジメントの一環であるとの視点が大切です。「障害者総合支援法」は他法優先を原則とするため他法での作製が可能かを市町村の窓口段階で検討する必要があります。一方、判定依頼を受けた身体障害者更生相談所（以下更生相談所）では、障害者総合支援法での支給が最後の砦となるため、その補装具がなかったら生活や就労がどうになってしまうか、あればどう役立つのか、使用しないことで医学的な問題が発生するかなどの視点で必要性を検討します。必要性が認められれば障害者ケアマネジメントの一助となるべく支給の適否を判定することはもちろんのこと、ここで重要なのは適切な補装具を支給するために技術的な側面から処方内容の決定に力を注ぐことが更生相談所の役割です。

判定困難事例は情報が不足した中で判定を行うことで生じてしまうのがほとんどです。申請依頼を受けた段階では判定が困難と予想される事例でも、直接判定で実際に様々な情報が得られると判定が容易となることがあります。限られた時間で市町村や更生相談所だけで全ての情報を得ることは困難です。実際に現場で関わっている医療関係者、中間ユーザーとなるリハ専門職、支援者、ご家族、補装具製作者などが連携して様々な情報を持ち寄ることで判定も容易となります。市町村、更生相談所だけで決めるのではなく、関係機関、多職種が連携してチームを組むことが利用者にとって適切な補装具が支給されることにつながります。

（4）補装具の役割を考える

補装具の支給にあたっては、日常生活又は就学・就労などの社会生活において、申請された補装具を使用することによって何がどのような形で実現し、享有する人権を尊重した自立生活支援に役立つのか、補装具の役割と機能を常に考えることが重要です。

補装具の利用によって環境因子、個人因子が変わり、社会参加や活動が促される場合が多い適用です。一方、1つの補装具だけで全てを解決できるものでもありません。例えば車椅子1台で全てのニーズを解決しようとする다면あれもこれもと機能、オプションが付加されて大がかりで使い勝手の悪い高額な製品になってしまいます。また、限られた財源の中、公費

で作製する補装具でかなえられることには限界もあります。対象者の身体状況はもちろんのこと生活状況、環境因子を把握してニーズの優先度に応じて処方を決めます。中には住環境整備を行うことでニーズが解決し、補装具はシンプルなもので済む場合もあります。様々な支援の手段を講じる中の一つ的手段として補装具でかなえられる役割を利用者にも理解していただくことが大切です。

2 障害者総合支援法による補装具費支給と他法による補装具給付等

現在の社会保障制度においては、福祉用具に関わるものに限ってみても、障害者総合支援法のほか、医療関係、労災関係、介護保険関係等の他法制度があります。

障害者総合支援法上の補装具費支給は、他法優先を原則としますので、他法との関係に十分留意し、適切な制度の活用を指導することが必要となります。

(1) 医療用（治療用）装具と訓練用仮義肢

医療用装具は、疾病の治療過程において用いられる装具のことで、治療遂行上必要な範囲に限り、各種医療保険において製作が認められています。

訓練用仮義肢も同じ考え方で、治療上必要と認められる場合に、各種医療保険において製作が認められています。

障害者総合支援法による補装具費支給は、治療遂行上必要とされた医療用装具等の段階を終え、日常生活や社会生活（職業生活）の便宜を図るために、その援護として失われた身体機能を補うことを目的とします。

Close Up Q&A

Q

障害者総合支援法と医療保険のどちらで作製するか考え方について教えてください。

A

治療的要素のある場合は医療保険で対応しますが、それが認められず、日常生活で長期にわたって使用するものであれば補装具費によることが原則です。例えば、関節疾患等の疼痛緩和を目的とした装具では、少なくとも初回は医療保険で対応するのが適当でしょう。疼痛緩和が得られ、今後も生活のなかで長期にわたって使用する必要がある場合は補装具費による支給となります。脳卒中片麻痺者に処方される短下肢装具や切断者の義足も、初回の作製は医療保険で対応するのが一般的です。明確な線引きは難しいこともありますが、補装具の使用で得られる障害の軽減対象が、手帳取得の原因となった疾病に起因するものであることが必要条件です。なお、手帳を取得していない難病患者についても医療で対応するか補装具費による支給とするか、その対応の考え方は同様です。

(2) 介護保険法による福祉用具貸与

介護保険法では一定の要件に該当する場合に、居宅サービスとして福祉用具の貸与（車椅子・電動車椅子・車椅子付属品・歩行器・歩行補助つえ）が受けられる制度があり、それによる対応が可能な場合は、原則的には障害者総合支援法による補装具費支給の対象外となります。

ただし、介護保険法で貸与される福祉用具は既製品の中から選択することになるため、障害状況、身体状況等のため既製品では対応できない場合は、更生相談所の意見（判定）を経て障害者総合支援法による補装具費支給の対象として検討します。

なお、要支援1、要支援2、要介護1等の軽度者においても「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」については、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、例外的に介護保険での対象（車椅子）となりますので、関係課・係と十分協議願います。

なお、介護保険の対象者（被保険者）は、

第1号被保険者：65歳以上の方で要介護、要支援状態の方

第2号被保険者：40歳以上65歳未満で16疾病により要介護、要支援状態の方

16疾病とは、①がん（回復の見込みがないもの）

②関節リウマチ

③筋萎縮性側索硬化症（ALS）

④後縦靱帯骨化症

⑤骨粗鬆症（骨折を伴うもの）

⑥認知症（初老期）

⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

⑧脊髄小脳変性症

⑨脊柱管狭窄症

⑩早老症

⑪多系統萎縮症

⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

⑬脳血管疾患

⑭閉塞性動脈硬化症

⑮慢性閉塞性肺疾患

⑯変形性関節症（両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴うもの）

※介護保険法における福祉用具貸与及び販売種目はP.400（資料編 参考12）を参照

Close Up Q&A

Q

介護保険で貸与できない既製品の車椅子が必要な場合、補装具として支給が可能でしょうか？

A

利用する制度として介護保険が優先される中、介護保険で貸与できない高機能性、耐荷重性、サイズなどが申請者の必要性に合致する車椅子、電動車椅子の場合は、既製品であっても補装具として認めることは可能です。

(3) その他の関連法

労災関係

労働災害が原因で障害者となり、労災法での補償対象となっている方は当該制度からの補装具費支給が可能な場合があります。申請窓口は、治療中であれば補償給付等を受けた労働基準監督署、治癒後であれば各県労働局となります。

- ①労働者災害補償保険法
- ②国家・地方公務員災害補償法
- ③公共企業体職員等災害補償（労働協約）
- ④船員保険法

職務上の傷病により身体に受けた障害が残ったため、船員保険の障害給付を受ける被保険者等を対象として、義肢、補聴器等の製作または修理に要した費用の支給が行われます。詳細は「（一財）船員保険会ホームページ（<https://www.sempos.or.jp/>）」参照

Close Up Q&A

Q

労働者災害補償保険（労災法）の対象者が、「障害固定前」とであるという理由から障害者総合支援法による車椅子の支給を希望した場合、支給は可能でしょうか？

A

障害固定前でも下記の条件を満たせば労災法が障害者総合支援法より優先されます。支給条件として、「両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養（補償）給付を受けている者（概ね3ヶ月以内に退院見込みのない入院療養の者を除く）であって、症状が固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである場合」であり、通院、社会生活に車椅子が必要である者となります。また、上記の条件に満たなくても真に必要な場合は、労災法における基準外支給の取扱いが定められています。これらを検討しても労災法での支給条件に満たない場合には、障害者総合支援法による対応となります。

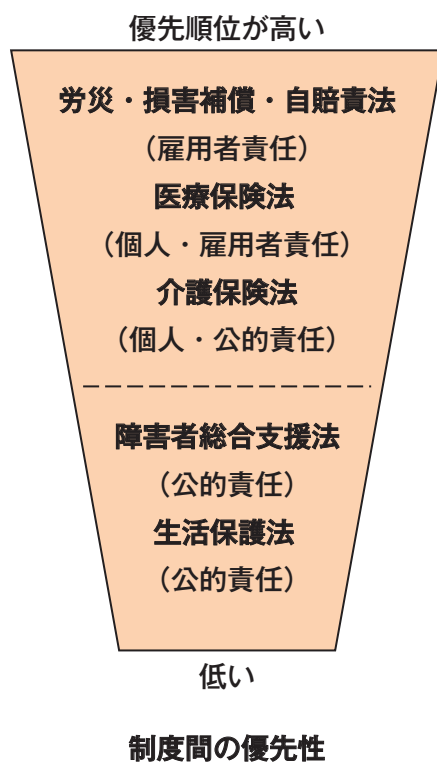
社会福祉関係

- ①戦傷病者特別援護法
- ②介護保険法

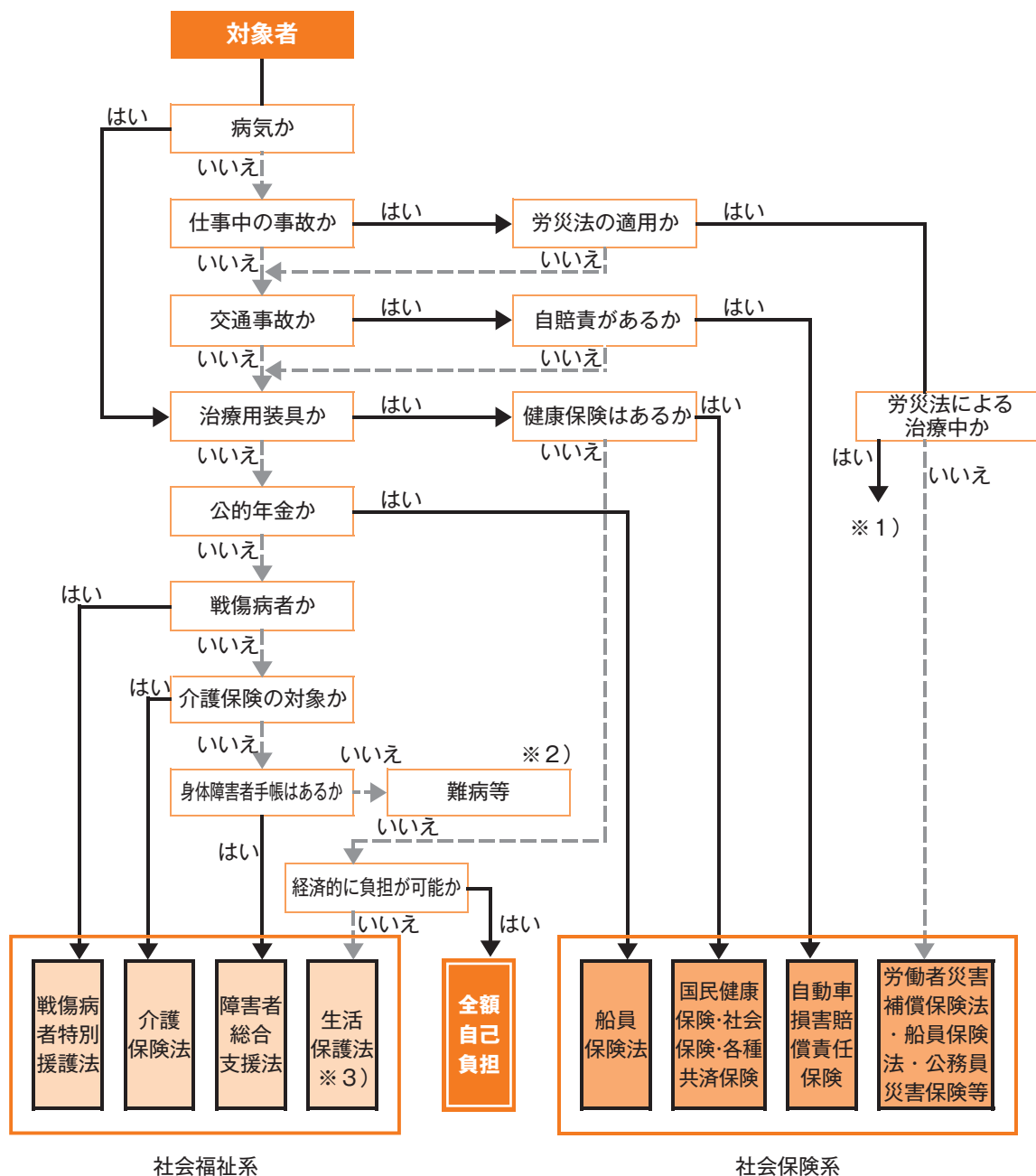
その他

- ①自動車損害賠償責任保険法

※厚生年金保険法による補装具給付事業（厚生年金保険の整形外科療養事業）につきましては、平成16年度で廃止となっております。



3 福祉用具支給制度選択チャート



注) 制度による支給可能種目について

福祉用具を選択する場合、対象者が使える制度の優先性を考慮することも大切ですが、制度によって支給可能な種目が限られていることも念頭に置く必要があります。

例えば各種健康保険による治療用装具では、義肢、装具は作製可能ですが車椅子、電動車椅子、座位保持装置等は治療が目的でないため作製できません。

※ 1) 労働者災害補償保険法

かつて労災保険における車椅子支給については、障害（補償）給付認定又は症状固定を前提に支給されてきました。しかし、平成 20 年 3 月 31 日に厚生労働省労働基準局長から通知（基発 0331005 号）のあった「義肢等補装具支給要綱の改正等について」（P.243 参照）において支給対象者の拡大があり、症状固定後においても車椅子の使用が必要と認められる者については、症状固定前で療養中（療養（補償）給付受給中。概ね 3 ヶ月以内に退院見込みのない入院療養の者を除く。）であっても、下記の要件を満たし、通院治療、社会生活のために必要性が認められれば車椅子が支給可能となっています。

- ① 療養（補償）給付を受けている者（概ね 3 ヶ月以内に退院見込みのない入院療養の者を除く。）であって、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである場合
- ② 傷病（補償）年金の支給決定を受けた者であって、当該傷病の療養のために通院している者で、義足及び下肢装具の使用が不可能である者

※ 2) 難病等

障害者総合支援法では政令で規定された難病等（130 疾患＋関節リウマチ）に該当する者は、身体障害者手帳を取得していなくても要件を満たせば障害福祉サービスが利用可能となりました。それに合わせて難病患者等日常生活用具給付事業が廃止となり、福祉用具の利用も障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業と補装具費の支給で対応することになりました。医師意見書、身体障害者更生相談所の判定の必要性は従来取り扱いと同様です。

※ 3) 生活保護法

生活保護の方に治療用装具が必要な場合は、生活保護法による医療扶助での装具作製となります。生活保護の方が身体障害者手帳を取得して補装具が必要な場合は、障害者総合支援法での補装具費支給が優先されます。一方、障害者総合支援法と介護保険法では介護保険法が優先されますが、生活保護者は原則として介護保険に入れませんので介護保険のレンタル種目に一致する種目、例えば車椅子などが必要となった場合は、障害者総合支援法での支給となります。ただし、65 歳を過ぎれば、生活保護費から介護保険料を支払い、生活保護者でも介護保険でのレンタルを利用することも可能です。

第2章

補装具費支給制度の概要

1	障害者総合支援法の概要	16
2	補装具の定義について	25
3	補装具費支給制度について	27
4	難病等の範囲と取り扱い	48

1 障害者総合支援法の概要

1-1 法律制定の趣旨

障害者制度改革については、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）に基づき、その推進を図っているところです。この中で、「応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す」とされていました。

平成22年4月に、内閣府に設置された障害者制度改革推進会議の下に障害者制度改革推進会議総合福祉部会が設けられ、同部会は平成23年8月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言－新法の制定を目指して－」（以下「骨格提言」という。）を取りまとめました。

また、この間、利用者負担を応能負担とすること等を盛り込んだ障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）が平成22年12月3日に成立し、平成24年4月から全面施行されました。さらに、障害の有無にかかわらず全ての国民が共生する社会を実現するため、個々の障害者等に対する支援に加えて、地域社会での共生や社会的障壁の除去を始めとした基本原則を定めること等を盛り込んだ障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号。以下「改正障害者基本法」という。）が平成23年7月29日に成立し、同年8月5日から施行されました。

この骨格提言や改正障害者基本法等を踏まえ、厚生労働省において、新たな法律の検討を進め、与党での議論も経て、平成24年3月13日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、同日国会へと提出しました。

本法律案は、衆議院において政府案に一部修正を加えた上で、平成24年4月18日に衆議院厚生労働委員会で、同月26日に衆議院本会議でそれぞれ可決され、同年6月19日に参議院厚生労働委員会で、同月20日に参議院本会議で可決され成立し、平成25年4月1日（一部については、平成26年4月1日）から施行されています。

1-2 新たな障害保健福祉施策の要点

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号。以下「整備法」という。）により講じられる新たな障害保健福祉施策の要点は以下のとおりです。

1 障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「旧法」という）に規定していた法律の目的を変更し、改正障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設け、法律の名称を「障害者総合支援法」とした。

2 制度の谷間のない支援の提供

旧法に規定する「障害者」の範囲は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者を含む）に限られていたが、障害者総合支援法においては、これに加えて、政令で定める難病等により障害がある者を追加することとした。

3 個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備

障害者に対する支援を充実する観点から、障害者総合支援法においては、旧法において重度の肢体不自由者に限られていた重度訪問介護の対象拡大や共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化を行うこととした。又、地域社会における共生を実現するため、市町村が行う地域生活支援事業として、新たに障害者等に関する理解を深めるための研修や啓発を行う事業等を追加するとともに、意思疎通支援に係る市町村と都道府県の地域生活支援事業の役割分担を明確化することとした。さらに、障害の特性に応じて支援が適切に行われるものとなるよう障害程度区分を障害支援区分とし、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとした。

4 サービス基盤の計画的整備

障害福祉サービス等の基盤整備を計画的に行うことができるよう、国が定める基本指針、市町村及び都道府県が定める障害福祉計画に障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項を定めるとともに、障害福祉計画に地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めることとしたこと。又、基本指針や障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化し、適時適切な見直し等を行うこととしたこと。さらに、基本指針や障害福祉計画の策定や見直しに当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見等を反映させる措置を講ずることとしたこと。

5 障害者施策の段階的实施

障害者及び障害児の支援に関する施策を段階的に講じるため、この法律の施行後3年を目途として、障害福祉サービスの在り方や障害支援区分を含めた支給決定の在り方等について検討することとし、その検討に当たっては障害者やその家族、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとした。

1-3 法律の主な内容

障害者総合支援法については、障害者自立支援法で定められていたサービスの利用手続、事業者の指定制度などの骨格には大きな変更はありません。したがって、下記に記載されているものは、障害者総合支援法で新たに加わった部分、変更されている部分です。

それぞれの詳細な内容については、厚生労働省が開催する障害担当主管課長会議の公表資料等を参照してください。

■ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

● 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

● 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）。
- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化。
- ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）。
- ④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）。

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定。
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化。
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化。
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化。

● 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日（ただし、4. 及び 5. ①～③については、平成 26 年 4 月 1 日）。

● 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後 3 年を目途として、以下について検討）

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方。
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方。
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方。
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方。
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方。

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

なお、障害者総合支援法の施行に当たり、1－2の「[5] 障害者施策の段階的实施」(P.17)に記載した配慮規定並びに検討規定は、次ページのとおりです。

■ 配慮規定・検討規定

【配慮規定】（附則第2条）

障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

【検討規定】（附則第3条）

障害者等の支援に関する施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後3年を目途として、

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、
- ④ 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、
- ⑤ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、
- ⑥ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

また、検討に当たっては、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

1-4 市町村等の役割

障害者総合支援法では市町村（特別区を含む）は、この法律の実施に関し、次のような責務が規定されています。

1 市町村の責務

- ① 障害者が自ら選択した場所に居住し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- ② 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- ③ 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

2 都道府県の責務

- ① 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
- ② 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。
- ③ 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- ④ 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 国の責務

- ① 市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

市町村が実施しなければならない地域生活支援事業（追加事業）

- ① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
- ② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- ④ 意思疎通支援を行う者の養成 ※ 手話奉仕員の養成を想定

都道府県が実施しなければならない地域生活支援事業（追加事業）

- ① 意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、又は派遣する事業
※手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者の養成又は派遣を想定
- ② 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業
地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化などがあります。

■地域生活支援事業の概要

事業の目的

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施します。

財源

補助金（一部交付税措置あり）

※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】国1／2以内で補助

【市町村事業】国1／2以内、都道府県1／4以内で補助

予算額

22年度	23年度	24年度	25年度
440億円	⇒ 445億円	⇒ 450億円	⇒ 450億円

1-5 障害者総合支援法による利用者負担

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する補装具について、同一の月に購入又は修理に要した費用の額（基準額）を合計した額から、当該補装具費支給対象者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十を超えるときは、基準額に百分の十を乗じた額）を控除して得た額（補装具費）を支給するものです。

公費負担

補装具の購入又は修理に要した費用の額（基準額）から利用者負担額（原則1割）を除いた額を補装具費とし、この補装具費について以下の割合により公費負担されます。

負担割合（国：50/100、都道府県：25/100、市町村：25/100）

利用者負担

原則として定率1割負担です。世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定しています。

■ 所得区分及び負担上限月額

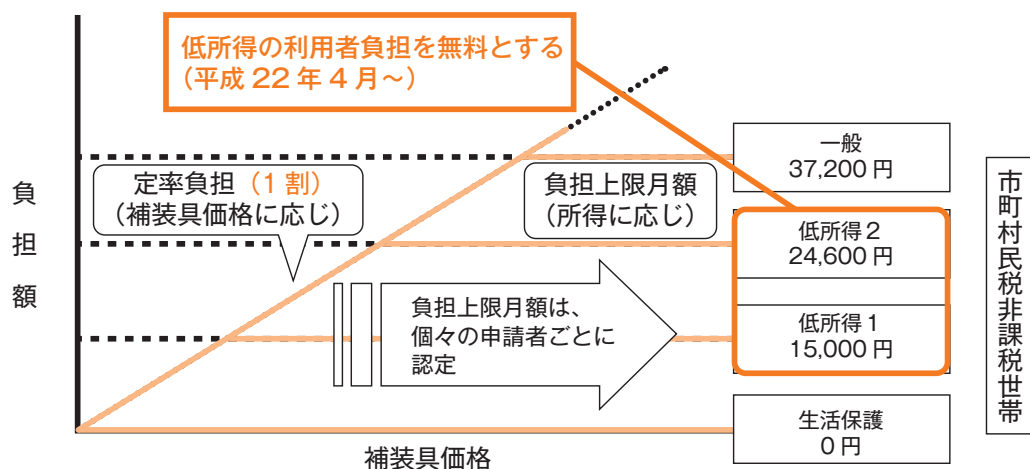
生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

※ ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人または世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合）には補装具費の支給対象外とします。※生活保護への移行防止措置があります。

1-6 利用者負担額の上限（障害福祉サービス）

定率一割負担と所得に応じた負担上限月額を設定し、生活保護への移行防止措置をとっています。ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合^(※)は補装具費の支給対象外としています。

※ 一定所得以上の場合とは…障害者本人および配偶者のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合です。



2 補装具の定義について

補装具とは、障害者総合支援法等では、下記のように定義されています。

■障害者総合支援法

第5条 略

23 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の厚生労働大臣が定めるもの。

■障害者総合支援法施行規則

(法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める基準)

第6条の20 法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るよう
に製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは
就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものである
こと。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必
要とされるものであること。

■障害者総合支援法第5条第23項の規定に基づく厚生労働大臣が定めるもの

「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。)が定められており、補装具に係る詳細な種目、名称、形式、基本構造、上限額等の具体的な事項が定められている。

なお、義肢等の生活に使用される完成用部品については、当該告示の一部として別に定め
ることとされており、「障害者総合支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用
の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について(平成25年7月1日障発0701
第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」により指定しています。

■補装具種目一覧

種目	名称		H26 購入基準	耐用 年数
義肢（注 1、2）			367,700	1～5
装具（注 1、2）			82,700	1～3
座位保持装置（注 1）			327,000	3
盲人安全つえ	普通用	グラスファイバー	3,550	2
		木材	1,650	
		軽金属	2,200	
	携帯用	グラスファイバー	4,400	2
		木材	3,700	
		軽金属	3,550	
	身体支持併用		3,800	4
義眼	普通義眼		17,000	2
	特殊義眼		60,000	
	コンタクト義眼		60,000	
眼鏡	矯正眼鏡	6D 未満	17,600	4
		6D 以上 10D 未満	20,200	
		10D 以上 20D 未満	24,000	
		20D 以上	24,000	
		前掛け	21,500	
	遮光眼鏡	6D 未満	30,000	
		6D 以上 10D 未満	30,000	
		10D 以上 20D 未満	30,000	
		20D 以上	30,000	
	コンタクトレンズ		15,400	
	弱視眼鏡	掛けめがね式	36,700	
		焦点調整式	17,900	
補聴器	高度難聴用ポケット型		34,200	5
	高度難聴用耳かけ型		43,900	
	重度難聴用ポケット型		55,800	
	重度難聴用耳かけ型		67,300	
	耳あな型（レディ）		87,000	
	耳あな型（オーダー）		137,000	
	骨導式ポケット型		70,100	
	骨導式眼鏡型		120,000	
車椅子	普通型		100,000	6
	リクライニング式普通型		120,000	
	ティルト式普通型		148,000	
	リクライニング・ティルト式普通型		173,000	
	手動リフト式普通型		232,000	
	前方大車輪型		100,000	
	リクライニング式前方大車輪型		120,000	
	片手駆動型		117,000	
	リクライニング式片手駆動型		133,600	
	レバー駆動型		160,500	
	手押し型 A		82,700	
	手押し型 B		81,000	
	リクライニング式手押し型		114,000	
	ティルト式手押し型		128,000	
	リクライニング・ティルト式手押し型		153,000	

(単位：円)

種目	名称			H26 購入基準	耐用 年数
電動車椅子	普通型（4.5km/h）			314,000	6
	普通型（6.0km/h）			329,000	
	簡易型	切替式		157,500	
		アシスト式		212,500	
	リクライニング式普通型			343,500	
	電動リクライニング式普通型			440,000	
	電動リフト式普通型			701,400	
	電動ティルト式普通型			580,000	
電動リクライニング・ティルト式普通型			982,000		
座位保持いす（児のみ）				24,300	3
起立保持具（児のみ）				27,400	3
歩行器	六輪型			63,100	5
	四輪型（腰掛付）			39,600	
	四輪型（腰掛なし）			39,600	
	三輪型			34,000	
	二輪型			27,000	
	固定型			22,000	
	交互型			30,000	
頭部保持具（児のみ）				7,100	3
排便補助具（児のみ）				10,000	2
歩行補助つえ	松葉づえ	木材	A 普通	3,300	2
			B 伸縮	3,300	
		軽金属	A 普通	4,000	
			B 伸縮	4,500	
	カナディアン・クラッチ			8,000	4
	ロフストランド・クラッチ			8,000	
	多点杖			6,600	
	プラットフォーム杖			24,000	
意思 重度 伝障 達害 装者 置用	文字等走査 入力方式	(簡易なもの)		143,000	5
		簡易な環境制御機能が付加されたもの		191,000	
		高度な環境制御機能が付加されたもの		450,000	
		通信機能が付加されたもの		450,000	
	生体現象方式			450,000	

（注 1）義肢・装具・座位保持装置の基準額については、平成 24 年度交付実績（購入金額）1 件当たり平均単価を記載。（千円未満は四捨五入。平成 24 年度社会福祉行政業務報告より）

（注 2）義肢・装具の耐用年数について、18 歳未満の児童の場合は、成長に合わせて 4 ケ月～1 年 6 ケ月の使用年数となっている。

■：介護保険貸与の検討あり

3 補装具費支給制度について

補装具費支給制度は、各市町村が行う自治事務ではあるが、その適切な運用に資するため、地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として「補装具費支給事務取扱指針について(平成18年9月29日障発第092906号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」(以下「指針」という)を発出しています。

以下、指針の記載事項を中心として概説します。

3-1 補装具費の支給目的について

指針では、補装具費の支給目的は、法の規定等を踏まえ、「補装具は、身体障害者、身体障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等(以下「身体障害者・児」という)の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等(以下「身体障害者」という)の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、又、身体障害児及び18歳未満の難病患者等(以下「身体障害児」という)については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。」としており、その目的に沿った取扱いがなされるよう、実際の支給に当たっては、次の点などを考慮して行うこととしています。

- ① 市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、身体障害者福祉司等の専門職員及び補装具の販売又は修理を行う業者「以下「補装具業者」という)との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うもの。
- ② 身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること。
- ③ 補装具を必要とする身体障害者・児及び現に装着又は装用(以下「装着等」という)している身体障害者・児の状態を常に的確に把握し、装着等状況の観察、装着等訓練の指導等の計画的な支援を積極的に行うこと。

3-2 都道府県等の役割について

1 都道府県

各都道府県は、補装具費支給制度の運用に当たり、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行うとともに、各市町村の区域を超えた広域的な見地から実状の把握に努めることが必要であり、必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うものとしている。さらに、身体障害者福祉法第9条第7項に定める身体障害者更生相

談所（以下「更生相談所」という）が、補装具費支給制度の技術的中枢機関としての業務が遂行できるよう、必要な体制の整備に努めることとしています。

2 市町村

各市町村は、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具業者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努めることとしており、情報提供を行うに当たっては、補装具業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検討の上行う必要があることとしています。

特に、義肢及び装具に係る補装具業者の選定に当たっては、特殊な義足ソケットの採型等については複数の義肢装具士が必要なことから、複数の義肢装具士を配置していることが望ましいこととしており、さらには、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、更生相談所及び補装具業者と情報の共有を図ることとしています。

3 更生相談所

更生相談所は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関として、補装具の専門的な直接判定の他に、市町村への技術的支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具業者に対する指導及び障害者総合支援法施行令第1条第1項に定める医療を行う機関（以下「指定自立支援医療機関」という）並びに児童福祉法第19条の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所（以下「保健所」という）に対する技術的助言等を行うこととしています。

3-3 制度の具体的な取り扱いについて

1 補装具の基準額等について

補装具の基準額については、「告示の別表に定める価格は、別表の主材料、工作法又は基本構造、付属品等によった場合における上限の価格として定められているものであり、支給決定に当たっては、各種目における型式等の機能の相違及び特性等を勘案のうえ、画一的な額の決定を行うことのないよう留意する必要があること。」としており、申請を行った身体障害児・者の個々の状況に応じて判断することとしています。

2 特例補装具費の支給について

特例補装具は、告示本文1のただし書きに「身体障害者・児の障害の現症、生活環境その

他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具」として規定されており、各市町村において定めるものとされています。

特例補装具費支給の取扱いについては、下記のとおりです。

- ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所（以下「更生相談所等」という）の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。
- イ なお、身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。

3 補装具費の支給対象となる補装具の個数や耐用年数の取り扱いについて

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができることとしており、医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所等に助言を求めることとしています。

補装具の耐用年数については、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、補装具費の支給を受けた者の作業の種類又は障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、再支給の際には実情に沿うよう十分配慮することとしており、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができることとしています。

4 差額自己負担の取り扱いについて

補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこととしています。

5 介護保険による福祉用具貸与との適用関係について

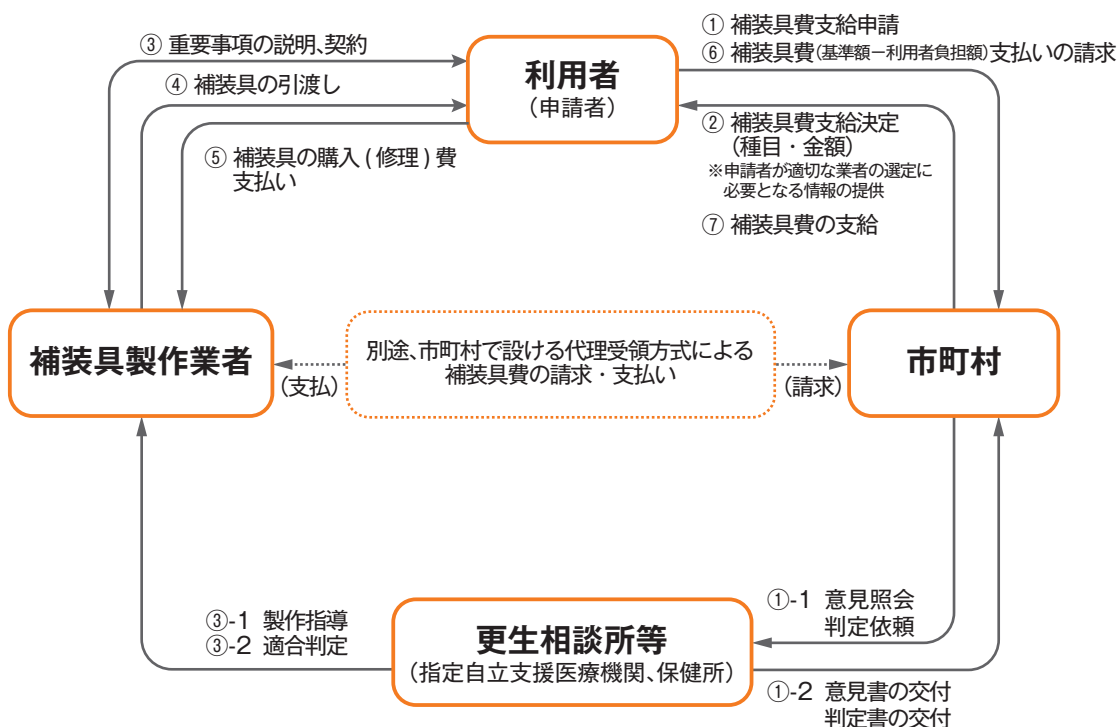
介護保険の対象となる身体障害者であって要介護状態又は要支援状態に該当するものが、介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合には、介護保険による福祉用具の貸与が優先するため、原則として、本制度においては補装具費の支給をしないこととしているが、身体状況に適合させるため、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、更生相談所の判定等に基づき、本制度により補装具費を支給して差し支えないこととしています。

3-4 補装具費支給手続きの流れ等について

補装具費の支給申請手続きについては、下図のとおりです。以下、手続きの中で重要となる点について、記載します。

■ 補装具費の支給の仕組み①（償還払方式の場合）

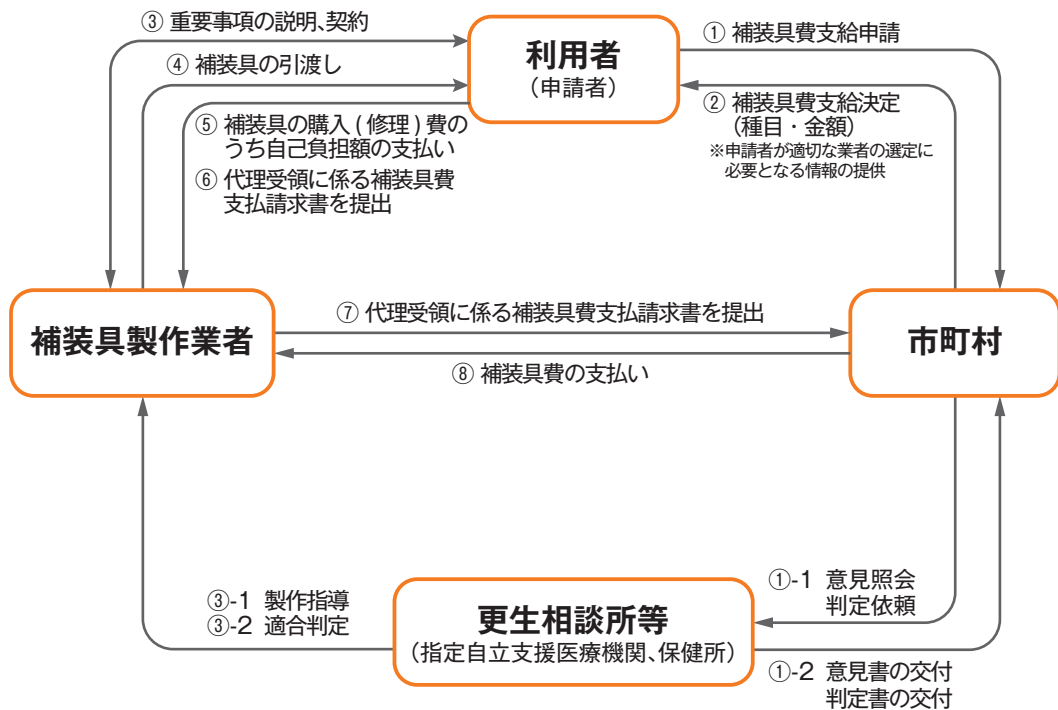
- 補装具の購入（修理）を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- 補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入（修理）のサービス提供を受ける。
- 障害者等が事業者から補装具の購入（修理）のサービスを受けた時は、
 - ・事業者に対し、補装具の購入（修理）に要した費用を支払うとともに、
 - ・市町村に対し、補装具の購入（修理）に通常要する費用（補装具費＝基準額－利用者負担額）に相当する額を請求する。
- 市町村は、障害者等から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。



※利用者負担額→負担上限額又は基準額 × 10/100

■ 補装具費の支給の仕組み②（代理受領方式の場合）

- 補装具の購入（修理）を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- 補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入（修理）のサービス提供を受ける。
- 障害者等が事業者から補装具の購入（修理）のサービスを受けた時は、
 - ・ 障害者等は、事業者に対し、補装具の購入（修理）に要した費用のうち利用者負担額を支払うとともに、
 - ・ 事業者は、市町村に対し、補装具の購入（修理）に通常要する費用から利用者負担額を差し引いた額を請求する。
- 市町村は、事業者から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。



1 身体障害者に係る判定

① 更生相談所等による判定

市町村は、当該申請が義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車椅子（オーダーメイド）、電動車椅子及び重度障害者用意思伝達装置の新規支給に係るものであるときには、更生相談所に対し、補装具費支給の要否に係る判定を依頼することとしています。

更生相談所では、判定依頼に基づき、申請があった身体障害者について、

- ア 義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子に係る申請の場合は、申請者の来所により、
- イ 補聴器、車椅子（オーダーメイド）及び重度障害者用意思伝達装置に係る申請で、補装具費支給申請書等により判定できる場合は、当該申請書等により、医学的判定を行い、判定結果を市町村に送付することとしており、必要に応じて補装具処方箋を添付することができることとしています。

又、更生相談所においては、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定に慎重を期することとしており、補装具費の支給判定を行うに当たって、更生相談所に専任の医師又は適切な検査設備の置かれていないときは、身障法第15条第1項に基づく指定医又は指定自立支援医療機関において当該医療を主として担当する医師であって、所属医学会において認定されている専門医（平成14年厚生労働省告示第159号で定める基準を満たすものとして、厚生労働大臣に届け出を行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師）に医学的判定を委嘱することとしており、補装具の要否判定にあたり、相当の知識・経験を持った医師による判定を行うことを求めています。

② 市町村による判定

当該申請が、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）、車椅子（レディメイド）、歩行器、盲人安全つえ及び歩行補助つえ（一本つえを除く）に係るものであって、補装具費支給申請書等により判断できる場合は、更生相談所の判定を要せず、市町村が決定して差し支えないこととしており、身体障害者手帳によって当該申請に係る身体障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、補装具費支給意見書を省略させることができることとしています。

2 身体障害児に係る判定

市町村が、身体障害児の補装具に係る判定を行う際には、申請書や補装具費支給意見書により判断を行います。

身体障害者手帳によって当該申請に係る身体障害児が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、補装具費支給意見書を省略させることができることとしており、補装具費支給意見書は、原則として指定自立支援医療機関又は保健所の医師の作成したものであることとしています。

又、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めることとしています。

3 難病患者等の補装具費支給

原則、身体障害者・児の手続きに準ずるものとするが、補装具費の支給申請を受け付けるにあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令に規定する疾患に

該当するか否かについては、医師の診断書等の提出により確認するものとしている。又、特定疾患医療受給者証等により疾患名が確認できる場合には、医師の診断書の提出を求めないことができることとしています。

なお、難病患者等に係る補装具費支給意見書を作成することのできる医師については、身体障害者・児に対する意見書を作成できることとしている医師に加え、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病協力医療機関において難病治療に携わる医療を主として担当する医師であって、所属学会において認定された専門医であることとしています（次項参照）。

■ 補装具費支給の判定について

〔身体障害者〕

身体障害者更生相談所の判定により 市町村が決定		医師の意見書により 市町村が決定
更生相談所に来所（巡回相談等含む）判定	医師の意見書等により更生相談所が判定	・義眼 ・眼鏡（矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ・弱視眼鏡） ・車椅子（レディメイド） ・歩行器 ・盲人安全つえ ・歩行補助つえ 上記に係るものであって、補装具費支給申請書、医師意見書等により判断できる場合及び再支給、修理の場合。身体障害者手帳で必要性が判断できる場合は、医師の意見書を省略させることができる。
・義肢 ・装具 ・座位保持装置 ・電動車椅子 の新規購入 ・特例補装具 更生相談所は、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定に慎重を期すること。	・補聴器 ・車椅子（オーダーメイド） ・重度障害者用意思伝達装置 の新規購入	

〔身体障害児〕

市町村は、指定自立医療機関又は保健所の医師が作成した意見書により判断する。医師の意見書は、身体障害者手帳で必要性が判断できる場合は、省略させることができる。

また、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること。

〔難病患者等〕

原則、身体障害者・児の手続きに準ずるものとするが、補装具費の支給申請を受け付けるにあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令に規定する疾患に該当するか否かについては、医師の診断書等の提出により確認するものとする。

4 補装具費支給意見書の作成について

補装具費支給申請書等により更生相談所が判定又は市町村が判断のうえ決定する場合は、具体的には、医師が作成する補装具費支給意見書により判定することとなります。

なお、補装具費支給意見書を作成する医師は、それぞれ、以下の要件を満たす者としており、専門的な知識・経験を有することを求めています。

ア 補装具費支給意見書により更生相談所が判定する場合のこれを作成する医師は、身障法第15条第1項に基づく指定医又は障害者総合支援法施行令第1条第2項に基づく医療を行う機関（いわゆる「自立支援医療機関」）において当該医療を主として担当する

医師である専門医又は国立障害者リハビリテーションセンター学院において実施している補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師であること。

イ 補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定する場合のこれを作成する医師は、上記アと同等と認められる医師であること。

ウ 難病患者等の場合は、アに示す医師に加え、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病協力医療機関において難病治療に携わる医療を主として担当する医師であって、所属学会において認定された専門医であること。

又、身体障害児の補装具費支給申請における補装具費支給意見書は、原則として指定自立支援医療機関又は保健所の医師の作成したものであることとしています。

5 適合判定等について

市町村は、補装具費の支給に当たって、市町村が自ら行う又は更生相談所、補装具費支給意見書を作成した医師等と連携を図ることにより、適合判定の実施もしくは確認を行うこととしています。

なお、適合判定を行う際は、補装具費の支給を受ける者、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、補装具業者、補装具担当職員及び身体障害者福祉司等の関係者の立会いのもとに実施することとしており、適合判定の結果、当該補装具が申請者に適合しないと認められた場合や処方箋どおりに製作されていないと判断された場合等については、補装具業者に対し不備な箇所の改善を指示し、改善がなされた後に補装具の引渡しを行わせることとしています。

補装具の引渡し後の不具合等については、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヶ月以内に生じた破損又は不適合は、補装具業者の責任において改善することとしています。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理基準に規定されていない修理のうち軽微なものについて、補装具業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3ヶ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く）であることとしています。

6 補装具費の支給について

市町村又は更生相談所等における判定の結果、補装具の引き渡しが行われた場合には、法の規定に基づき、補装具の購入又は修理に要する費用の額の原則1割（10／100）を利用者負担として負担することとなります。

利用者負担の額については、所得に応じた負担上限月額が設定されているとともに、一定以上の高額所得者（市町村民税所得割額46万円以上）がいる世帯については補装具費の支給対象外とされています。

なお、世帯の範囲については、障害者本人及び配偶者とする（障害児の場合、従来通り申請は保護者が行い、住民基本台帳上の世帯が基本となる。）とされています。

又、平成 22 年 4 月から、低所得（市町村民税非課税）の障害者等については、利用者負担の軽減が図られ、障害福祉サービスや補装具に係る利用者負担が無料となっています。

更には、平成 22 年 12 月 10 日に成立した「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害福祉サービスと補装具に係る利用者負担を合算し、負担上限月額を超える額について高額障害福祉サービスの対象となることとされており、平成 24 年 4 月から施行されています。

なお、補装具費の支給については、原則償還払い（一旦全額負担し、後で 9 割相当額を支給）とされているが、別途市町村で設ける代理受領方式による仕組みにより、障害者等は自己負担分（原則定率 1 割）のみの支払で済ませることができることとなっています。

3-5 費用の額の基準と消費税の関係

補装具の費用算定式は、対象品目及び製造団体によって 3 つに区分されます。以下の補装具に関する説明における基準額と消費税の扱いについての区分は、次に示す表のとおりとなります。

■ 消費税を考慮した補装具の費用算定式区分

品目	費用算定式 ^(補注 1)	説明
消費税非課税品	104.8/100	● 殻構造義肢、骨格構造義肢、装具、座位保持装置、その他の補装具は、身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格となります。 ● ただし、これらの材料や部品の仕入れについての消費税を考慮した算定式となっています。
消費税課税品	108/100	● その他の補装具のうち「矯正眼鏡」「コンタクトレンズ」は課税品として扱われます。^(補注 2) ● このため消費税相当分を考慮した算定式となっています。
特定の団体が製造する場合	95/100	● 消費税の課税・非課税に関わらず、次の団体が自ら製造する（完成用部品を除く）補装具について、この算定式が適用されます。 ● 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人、民法第 34 条の規定により設立された法人^(補注 3)の設置する補装具製作施設。

※補注 1 費用算定式：基準額に乗じる割合を示します。

※補注 2 「矯正眼鏡」「コンタクトレンズ」は購入基準における課税品です。修理基準における課税品については、第 4 章「視覚障害者のための補装具」（P219～）をご覧ください。

※補注 3 民法第 34 条の規定により設立された法人：学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団または財団であって営利を目的としないもの、となります。

平成24年度 福祉行政報告例

■ 補装具購入件数、購入金額、修理件数及び修理金額（補装具の種類別）

	購入				
	申請件数	決定件数	購入金額		
			総額 (千円)	公費負担額 (千円)	自己負担額 (千円)
総 数	164,703	163,378	20,703,686	19,806,563	897,123
義 肢	6,968	6,876	2,528,388	2,417,646	110,742
義 手	1,393	1,370	213,303	202,517	10,786
義 足	5,575	5,506	2,315,085	2,215,129	99,956
装 具	44,964	44,508	3,680,714	3,488,139	192,575
下 肢	33,627	33,309	2,701,860	2,557,947	143,913
靴 型	9,453	9,340	862,373	820,599	41,774
体 幹	1,177	1,164	76,497	71,981	4,516
上 肢	707	695	39,984	37,612	2,372
座位保持装置	9,542	9,457	3,095,380	2,976,310	119,070
姿勢保持機能付車いす	3,314	3,279	1,176,602	1,134,186	42,416
姿勢保持機能付電動車いす	217	220	139,252	136,651	2,601
その他	6,011	5,958	1,779,526	1,705,473	74,053
盲人安全つえ	8,556	8,540	45,622	43,241	2,381
義 眼	1,327	1,324	86,759	83,244	3,515
普通義眼	204	203	13,406	12,914	492
特殊義眼	1,057	1,056	69,355	66,511	2,844
コンタクト義眼	66	65	3,998	3,819	179
眼 鏡	7,081	7,055	190,381	179,203	11,178
矯正眼鏡	1,840	1,828	42,073	39,710	2,363
遮光眼鏡	4,395	4,388	133,294	125,283	8,011
コンタクトレンズ	133	132	2,731	2,582	149
弱視眼鏡	713	707	12,283	11,628	655
補 聴 器	45,870	45,659	3,065,876	2,914,150	151,726
高度難聴用ポケット型	3,207	3,191	128,470	124,067	4,403
高度難聴用耳掛け型	23,046	22,933	1,241,586	1,180,445	61,141
重度難聴用ポケット型	1,847	1,843	115,286	112,070	3,216
重度難聴用耳掛け型	16,425	16,370	1,382,458	1,312,996	69,462
耳あな型（レディメイド）	88	87	8,586	8,060	526
耳あな型（オーダーメイド）	1,134	1,112	174,937	162,840	12,097
骨導式ポケット型	63	63	7,121	6,726	395
骨導式眼鏡型	60	60	7,432	6,946	486

	修理				
	申請件数	決定件数	修理金額		
			総額 (千円)	公費負担額 (千円)	自己負担額 (千円)
総 数	123,047	122,507	5,353,044	5,162,152	190,892
義 肢	8,082	8,040	1,339,262	1,283,678	55,584
義 手	697	692	67,553	64,044	3,509
義 足	7,385	7,348	1,271,709	1,219,634	52,075
装 具	17,960	17,875	330,756	316,951	13,805
下 肢	13,207	13,153	251,308	240,685	10,623
靴 型	4,511	4,482	75,845	72,763	3,082
体 幹	138	137	2,183	2,123	60
上 肢	104	103	1,420	1,380	40
座位保持装置	7,948	7,904	641,015	614,432	26,583
姿勢保持機能付車いす	3,238	3,224	244,868	235,895	8,973
姿勢保持機能付電動車いす	448	447	34,239	33,509	730
その他	4,262	4,233	361,908	345,028	16,880
盲人安全つえ	111	111	518	490	28
義 眼	6	6	186	178	8
普通義眼	1	1	15	14	1
特殊義眼	5	5	171	164	7
コンタクト義眼	—	—	—	—	—
眼 鏡	343	342	4,528	4,220	308
矯正眼鏡	156	156	1,673	1,532	141
遮光眼鏡	165	164	2,681	2,527	154
コンタクトレンズ	5	5	63	58	5
弱視眼鏡	17	17	111	103	8
補 聴 器	29,588	29,436	518,165	490,431	27,734
高度難聴用ポケット型	1,171	1,167	12,597	12,228	369
高度難聴用耳掛け型	10,025	9,969	160,754	153,099	7,655
重度難聴用ポケット型	1,048	1,042	11,934	11,620	314
重度難聴用耳掛け型	15,920	15,844	288,828	272,108	16,720
耳あな型（レディメイド）	50	50	1,478	1,418	60
耳あな型（オーダーメイド）	1,132	1,123	36,758	34,739	2,019
骨導式ポケット型	131	131	2,439	2,250	189
骨導式眼鏡型	111	110	3,377	2,969	408

	購入				
	申請件数	決定件数	購入金額		
			総額 (千円)	公費負担額 (千円)	自己負担額 (千円)
車 い す	26,147	25,864	5,490,604	5,274,595	216,009
普通型	14,915	14,795	2,715,601	2,603,229	112,372
リクライニング式普通型	375	367	93,458	90,531	2,927
ティルト式普通型	239	233	65,629	63,059	2,570
リクライニング・ティルト式普通型	435	429	123,861	120,445	3,416
手動リフト式普通型	11	9	2,310	2,219	91
前方大車輪型	11	11	2,853	2,737	116
リクライニング式前方大車輪型	4	4	1,019	964	55
片手駆動型	171	167	37,100	36,564	536
リクライニング式片手駆動型	19	19	5,295	5,249	46
レバー駆動型	27	24	5,778	5,684	94
手押し型	2,789	2,762	486,864	467,370	19,494
リクライニング式手押し型	1,752	1,726	443,660	428,052	15,608
ティルト式手押し型	2,057	2,036	544,348	517,972	26,376
リクライニング・ティルト式手押し型	2,703	2,688	822,444	795,764	26,680
その他	639	594	140,384	134,756	5,628
電動車いす	3,337	3,273	1,818,383	1,764,944	53,439
普通型 (4.5km/h)	392	379	175,533	171,761	3,772
普通型 (6km/h)	527	517	241,665	237,446	4,219
手動兼用型	1,347	1,332	661,061	630,273	30,788
リクライニング式普通型	117	114	69,073	68,437	636
電動リクライニング式普通型	112	108	73,438	72,803	635
電動リフト式普通型	75	67	55,780	54,141	1,639
電動ティルト式普通型	91	92	76,559	75,665	894
電動リクライニング・ティルト式普通型	176	175	201,080	197,095	3,985
その他	500	489	264,194	257,323	6,871
座位保持いす	2,070	2,059	193,248	183,020	10,228
起立保持具	233	235	48,660	45,935	2,725
歩行器	2,670	2,638	169,379	158,730	10,649
頭部保持具	473	474	4,099	3,310	789
排便補助具	31	31	1,458	1,322	136
歩行補助つえ	4,901	4,857	47,195	45,060	2,135
重度障害者用意思伝達装置	533	528	237,540	227,714	9,826

	修理				
	申請件数	決定件数	修理金額		
			総額 (千円)	公費負担額 (千円)	自己負担額 (千円)
車 い す	42,556	42,388	1,555,752	1,506,876	48,876
普通型	32,042	31,938	1,187,130	1,148,015	39,115
リクライニング式普通型	699	693	25,668	24,912	756
ティルト式普通型	170	170	6,554	6,335	219
リクライニング・ティルト式普通型	294	292	12,765	12,105	660
手動リフト式普通型	62	61	2,234	2,197	37
前方大車輪型	27	27	791	785	6
リクライニング式前方大車輪型	5	5	134	133	1
片手駆動型	436	436	14,777	14,659	118
リクライニング式片手駆動型	28	28	961	950	11
レバー駆動型	61	61	1,628	1,623	5
手押し型	2,720	2,706	85,874	84,453	1,421
リクライニング式手押し型	2,351	2,336	84,563	82,742	1,821
ティルト式手押し型	1,130	1,119	40,769	38,855	1,914
リクライニング・ティルト式手押し型	1,356	1,352	49,443	47,936	1,507
その他	1,175	1,164	42,461	41,176	1,285
電動車いす	14,947	14,910	917,461	901,804	15,657
普通型 (4.5km/h)	2,449	2,444	148,594	145,790	2,804
普通型 (6km/h)	3,210	3,206	206,629	204,170	2,459
手動兼用型	5,461	5,447	306,201	300,193	6,008
リクライニング式普通型	653	651	43,924	43,323	601
電動リクライニング式普通型	554	552	38,897	38,481	416
電動リフト式普通型	331	330	28,522	27,899	623
電動ティルト式普通型	304	302	20,455	20,289	166
電動リクライニング・ティルト式普通型	338	336	23,259	22,795	464
その他	1,647	1,642	100,980	98,864	2,116
座位保持いす	202	198	9,023	8,607	416
起立保持具	152	150	5,810	5,482	328
歩行器	510	509	14,591	13,737	854
頭部保持具	2	2	24	22	2
排便補助具	2	2	17	17	—
歩行補助つえ	211	209	731	691	40
重度障害者用意思伝達装置	427	425	15,205	14,536	669

注：本表は年度分報告である。

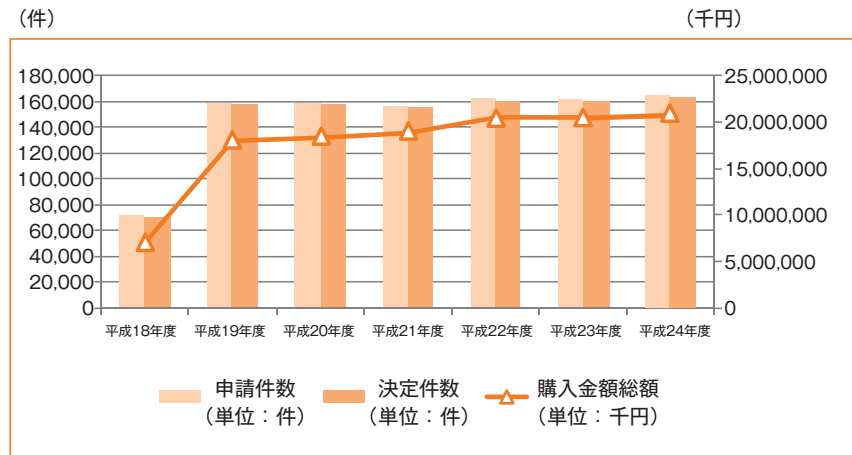
■平成 24 年度 補装具購入・修理に係る申請・決定件数及び購入金額

	購入			修理		
	申請件数	決定件数	購入金額（千円） （公費＋自己負担）	申請件数	決定件数	修理金額（千円） （公費＋自己負担）
総 数	164,703	163,378	20,703,686	123,047	122,507	5,353,044
義 肢	6,968	6,876	2,528,388	8,082	8,040	1,339,262
装 具	44,964	44,508	3,680,714	17,960	17,875	330,756
座位保持装置	9,542	9,457	3,095,380	7,948	7,904	641,015
盲人安全つえ	8,556	8,540	45,622	111	111	518
義 眼	1,327	1,324	86,759	6	6	186
眼 鏡	7,081	7,055	190,381	343	342	4,528
補 聴 器	45,870	45,659	3,065,876	29,588	29,436	518,165
車 い す	26,147	25,864	5,490,604	42,556	42,388	1,555,752
電 動 車 い す	3,337	3,273	1,818,383	14,947	14,910	917,461
座位保持いす	2,070	2,059	193,248	202	198	9,023
起 立 保 持 具	233	235	48,660	152	150	5,810
歩 行 器	2,670	2,638	169,379	510	509	14,591
頭 部 保 持 具	473	474	4,099	2	2	24
排 便 補 助 具	31	31	1,458	2	2	17
歩行補助つえ	4,901	4,857	47,195	211	209	731
重度障害者用 意思伝達装置	533	528	237,540	427	425	15,205

出典：平成24年 社会福祉行政報告例
「第1表 身体障害者・児の基準の補装具購入件数、購入金額、修理件数及び修理金額，補装具の種類別」を加工
注：本表は年度分報告である。

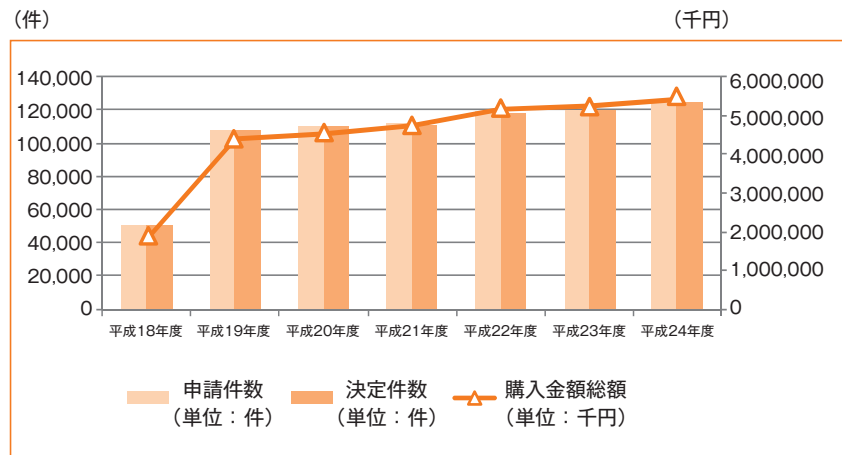
■補装具費支給状況の推移（一般）

購入



	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
申請件数 (単位：件)	71,201	158,533	158,873	157,026	162,471	161,991	164,703
決定件数 (単位：件)	70,607	157,601	157,334	155,142	160,946	160,636	163,378
購入金額総額 (単位：千円)	7,007,155	17,967,348	18,386,503	18,746,482	20,490,749	20,418,494	20,703,686

修理



	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
申請件数 (単位：件)	51,115	108,449	110,186	111,689	118,672	119,994	123,047
決定件数 (単位：件)	50,875	107,632	109,788	111,097	118,292	119,591	122,507
購入金額総額 (単位：千円)	1,830,035	4,417,222	4,542,027	4,731,587	5,156,445	5,254,372	5,353,044

注：福祉行政報告例の数値をグラフ化したもの

ただし、平成18年度については、障害者自立支援法による平成18年10月から平成19年3月までの件数等である。

平成24年度 福祉行政報告例

■ 特例補装具購入件数、購入金額、修理件数及び修理金額（特例補装具の種類別）

	購入				
	申請件数	決定件数	購入金額		
			総額 (千円)	公費負担額 (千円)	自己負担額 (千円)
総 数	3,369	3,323	913,993	874,078	39,915
義 肢	39	39	29,681	28,858	823
義 手	23	23	20,511	20,000	511
義 足	16	16	9,170	8,858	312
装 具	200	200	12,697	12,105	592
下 肢	77	78	7,712	7,326	386
靴 型	96	97	3,012	2,834	178
体 幹	10	10	1,013	994	19
上 肢	17	15	960	951	9
座位保持装置	383	376	127,275	121,837	5,438
姿勢保持機能付車いす	88	85	35,039	33,202	1,837
姿勢保持機能付電動車いす	20	20	18,712	17,928	784
その他	275	271	73,524	70,707	2,817
盲人安全つえ	10	10	49	44	5
義 眼	2	2	195	195	—
普通義眼	—	—	—	—	—
特殊義眼	1	1	124	124	—
コンタクト義眼	1	1	71	71	—
眼 鏡	24	24	737	607	130
矯正眼鏡	9	9	386	261	125
遮光眼鏡	2	2	67	67	—
コンタクトレンズ	11	11	252	249	3
弱視眼鏡	2	2	32	30	2
補 聴 器	660	661	126,160	117,151	9,009
高度難聴用ポケット型	20	20	981	928	53
高度難聴用耳掛け型	162	162	22,863	21,017	1,846
重度難聴用ポケット型	23	23	3,295	3,176	119
重度難聴用耳掛け型	338	342	76,167	70,778	5,389
耳あな型（レディメイド）	1	1	1,617	1,600	17
耳あな型（オーダーメイド）	54	52	9,810	9,298	512
骨 導 式ポケット型	37	36	7,036	6,299	737
骨導式眼鏡型	25	25	4,391	4,055	336

	修理				
	申請件数	決定件数	修理金額		
			総額 (千円)	公費負担額 (千円)	自己負担額 (千円)
総 数	1,864	1,851	98,837	93,396	5,441
義 肢	36	36	11,012	9,154	1,858
義 手	21	21	6,198	5,970	228
義 足	15	15	4,814	3,184	1,630
装 具	12	12	164	159	5
下 肢	8	8	93	89	4
靴 型	4	4	71	70	1
体 幹	—	—	—	—	—
上 肢	—	—	—	—	—
座位保持装置	224	224	17,956	17,360	596
姿勢保持機能付車いす	72	73	5,716	5,481	235
姿勢保持機能付電動車いす	30	30	3,845	3,785	60
その他	122	121	8,395	8,094	301
盲人安全つえ	—	—	—	—	—
義 眼	—	—	—	—	—
普通義眼	—	—	—	—	—
特殊義眼	—	—	—	—	—
コンタクト義眼	—	—	—	—	—
眼 鏡	2	2	34	32	2
矯正眼鏡	1	1	24	22	2
遮光眼鏡	1	1	10	10	—
コンタクトレンズ	—	—	—	—	—
弱視眼鏡	—	—	—	—	—
補 聴 器	696	692	16,912	15,534	1,378
高度難聴用ポケット型	16	16	213	202	11
高度難聴用耳掛け型	122	122	2,995	2,757	238
重度難聴用ポケット型	13	13	445	410	35
重度難聴用耳掛け型	422	418	10,561	9,690	871
耳あな型（レディメイド）	—	—	—	—	—
耳あな型（オーダーメイド）	43	42	937	887	50
骨 導 式ポケット型	56	57	1,326	1,194	132
骨導式眼鏡型	24	24	435	394	41

	購入				
	申請件数	決定件数	購入金額		
			総額 (千円)	公費負担額 (千円)	自己負担額 (千円)
車いす	481	466	144,898	139,454	5,444
普通型	109	106	26,480	25,558	922
リクライニング式普通型	2	2	918	918	—
ティルト式普通型	9	9	3,321	3,223	98
リクライニング・ティルト式普通型	5	5	4,666	4,666	—
手動リフト式普通型	—	—	—	—	—
前方大車輪型	—	—	—	—	—
リクライニング式前方大車輪型	1	1	842	842	—
片手駆動型	1	1	260	260	—
リクライニング式片手駆動型	—	—	—	—	—
レバー駆動型	1	1	23	23	—
手押し型	37	37	8,636	8,303	333
リクライニング式手押し型	41	39	12,213	11,532	681
ティルト式手押し型	82	84	22,609	21,427	1,182
リクライニング・ティルト式手押し型	78	79	26,168	25,014	1,154
その他	115	102	38,762	37,688	1,074
電動車いす	170	163	174,535	172,822	1,713
普通型 (4.5km/h)	27	27	16,661	16,327	334
普通型 (6km/h)	14	13	9,386	9,348	38
手動兼用型	32	31	18,783	18,362	421
リクライニング式普通型	2	2	2,159	2,159	—
電動リクライニング式普通型	11	11	15,276	15,124	152
電動リフト式普通型	7	7	8,397	8,397	—
電動ティルト式普通型	12	12	10,565	10,454	111
電動リクライニング・ティルト式普通型	21	20	55,688	55,585	103
その他	44	40	37,620	37,066	554
座位保持いす	278	275	36,330	34,433	1,897
起立保持具	631	622	146,460	138,162	8,298
歩行器	436	431	96,988	90,714	6,274
頭部保持具	6	6	100	95	5
排便補助具	15	15	5,928	5,814	114
歩行補助つえ	19	19	321	297	24
重度障害者用意思伝達装置	15	14	11,639	11,490	149

3 補装具費支給制度について

	修理				
	申請件数	決定件数	修理金額		
			総額 (千円)	公費負担額 (千円)	自己負担額 (千円)
車 いす	383	381	19,402	18,857	545
普通型	109	107	4,618	4,488	130
リクライニング式普通型	2	2	172	159	13
ティルト式普通型	4	4	136	136	—
リクライニング・ティルト式普通型	5	5	279	277	2
手動リフト式普通型	2	2	59	59	—
前方大車輪型	—	—	—	—	—
リクライニング式前方大車輪型	—	—	—	—	—
片手駆動型	3	3	146	146	—
リクライニング式片手駆動型	—	—	—	—	—
レバー駆動型	—	—	—	—	—
手押し型	22	22	871	863	8
リクライニング式手押し型	18	18	574	543	31
ティルト式手押し型	20	20	494	475	19
リクライニング・ティルト式手押し型	20	20	1,572	1,536	36
その他	178	178	10,481	10,175	306
電動車いす	212	212	20,932	20,557	375
普通型 (4.5km/h)	12	12	662	662	—
普通型 (6km/h)	16	16	1,078	1,072	6
手動兼用型	27	27	2,075	2,060	15
リクライニング式普通型	5	5	486	476	10
電動リクライニング式普通型	7	7	404	404	—
電動リフト式普通型	13	13	2,294	2,239	55
電動ティルト式普通型	9	9	762	741	21
電動リクライニング・ティルト式普通型	12	12	1,041	1,035	6
その他	111	111	12,130	11,868	262
座位保持いす	17	16	447	431	16
起立保持具	166	163	7,488	7,120	368
歩行器	107	104	4,191	3,903	288
頭部保持具	—	—	—	—	—
排便補助具	3	3	73	73	—
歩行補助つえ	1	1	5	5	—
重度障害者用意思伝達装置	5	5	221	211	10

注：本表は年度分報告である。

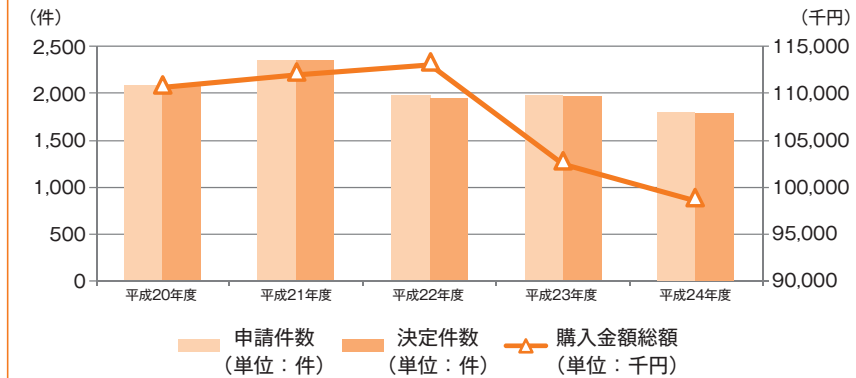
■平成 24 年度 特例補装具購入・修理に係る申請・決定件数及び購入金額

	購入			修理		
	申請件数	決定件数	購入金額（千円） （公費＋自己負担）	申請件数	決定件数	修理金額（千円） （公費＋自己負担）
総 数	3,369	3,323	913,993	1,864	1,851	98,837
義 肢	39	39	29,681	36	36	11,012
装 具	200	200	12,697	12	12	164
座位保持装置	383	376	127,275	224	224	17,956
盲人安全つえ	10	10	49	-	-	-
義 眼	2	2	195	-	-	-
眼 鏡	24	24	737	2	2	34
補 聴 器	660	661	126,160	696	692	16,912
車 い す	481	466	144,898	383	381	19,402
電 動 車 い す	170	163	174,535	212	212	20,932
座位保持いす	278	275	36,330	17	16	447
起 立 保 持 具	631	622	146,460	166	163	7,488
歩 行 器	436	431	96,988	107	104	4,191
頭 部 保 持 具	6	6	100	-	-	-
排 便 補 助 具	15	15	5,928	3	3	73
歩行補助つえ	19	19	321	1	1	5
重度障害者用 意思伝達装置	15	14	11,639	5	5	221

出典：平成24年 社会福祉行政報告例
 「第 4 表 身体障害者・児の特例補装具購入件数、購入金額、修理件数及び修理金額、特例補装具の種類別」を加工
 注：本表は年度分報告である。

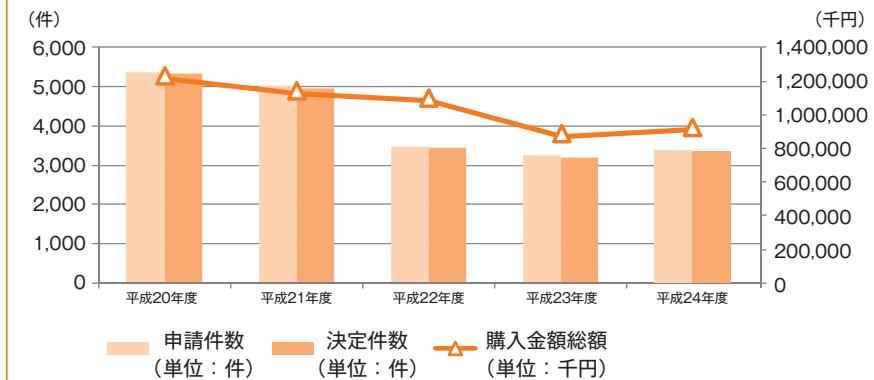
■補装具費支給状況の推移（特例）

購入



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度
申請件数 (単位：件)	5,375	5,016	3,467	1,988	1,864
決定件数 (単位：件)	5,346	4,965	3,449	1,979	1,851
購入金額総額 (単位：千円)	1,231,445	1,135,286	1,095,366	103,327	98,837

修理



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
申請件数 (単位：件)	2,092	2,352	1,986	3,241	3,369
決定件数 (単位：件)	2,081	2,357	1,950	3,199	3,323
購入金額総額 (単位：千円)	111,411	112,304	112,895	887,273	913,993

注：福祉行政報告例の数値をグラフ化したもの。特例補装具は、平成20年度から統計を取っている。

ただし、平成18年度については、障害者自立支援法による平成18年10月から平成19年3月までの件数等である。

4 難病等の範囲と取り扱い

4-1 難病患者等に対する補装具費の支給

平成25年4月から「障害者総合支援法」に定める障害者及び障害児の対象に難病等（難治性疾患克服研究事業〔臨床調査研究分野〕の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチ）（以下「難病患者等」という）が加わり、補装具費の支給対象とされています。

そのため、市町村は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、従来、難病患者等日常生活用具給付事業により給付してきた「車椅子」、「電動車椅子」、「歩行器」、「意思伝達装置」、「整形靴」を障害者総合支援法に基づく補装具として、必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行うこととなります。

なお、上記5種目以外のその他の補装具についても、支給の申請が行われることになるため、市町村においては、窓口において丁寧な対応が必要です。

■ 障害者総合支援法の対象疾患一覧

1	IgA 腎症	26	クローン病	51	色素性乾皮症
2	亜急性硬化性全脳炎	27	劇症肝炎	52	自己免疫性肝炎
3	アジソン病	28	結節性硬化症	53	自己免疫性溶血性貧血
4	アミロイド症	29	結節性動脈周囲炎	54	視神経症
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	30	血栓性血小板減少性紫斑病	55	若年性肺気腫
6	ウェゲナー肉芽腫症	31	原発性アルドステロン症	56	重症急性膵炎
7	HTLV-1 関連脊髄症	32	原発性硬化性胆管炎	57	重症筋無力症
8	ADH 不適合分泌症候群	33	原発性高脂血症	58	神経性過食症
9	黄色靱帯骨化症	34	原発性側索硬化症	59	神経性食欲不振症
10	潰瘍性大腸炎	35	原発性胆汁性肝硬変	60	神経線維腫症
11	下垂体前葉機能低下症	36	原発性免疫不全症候群	61	進行性核上性麻痺
12	加齢性黄斑変性症	37	硬化性萎縮性苔癬	62	進行性骨化性線維形成異常症
13	肝外門脈閉塞症	38	好酸球性筋膜炎	63	進行性多巣性白質脳症
14	関節リウマチ	39	後縦靱帯骨化症	64	スティーヴンス・ジョンソン症候群
15	肝内結石症	40	拘束型心筋症	65	スモン
16	偽性低アルドステロン症	41	広範脊柱管狭窄症	66	正常圧水頭症
17	偽性副甲状腺機能低下症	42	高プロラクチン血症	67	成人スチル病
18	球脊髄性筋萎縮症	43	抗リン脂質抗体症候群	68	脊髄空洞症
19	急速進行性糸球体腎炎	44	骨髄異形成症候群	69	脊髄小脳変性症
20	強皮症	45	骨髄線維症	70	脊髄性筋萎縮症
21	ギラン・バレー症候群	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	71	全身性エリテマトーデス
22	筋萎縮性側索硬化症	47	混合性結合組織病	72	先端巨大症
23	クッシング病	48	再生不良性貧血	73	先天性 QT 延長症候群
24	グルココルチコイド抵抗症	49	サルコイドーシス	74	先天性魚鱗癬様紅皮症
25	クロウ・深瀬症候群	50	シェーグレン症候群	75	先天性副腎皮質酵素欠損症

76	側頭動脈炎
77	大動脈炎症候群
78	大脳皮質基底核変性症
79	多系統萎縮症
80	多巣性運動ニューロパチー
81	多発筋炎
82	多発性硬化症
83	多発性嚢胞腎
84	遅発性内リンパ水腫
85	中枢性尿崩症
86	中毒性表皮壊死症
87	TSH 産生下垂体腺腫
88	TSH 受容体異常症
89	天疱瘡
90	特発性拡張型心筋症
91	特発性間質性肺炎
92	特発性血小板減少性紫斑病
93	特発性血栓症
94	特発性大腿骨頭壊死

95	特発性門脈圧亢進症
96	特発性両側性感音難聴
97	突発性難聴
98	難治性ネフローゼ症候群
99	膿疱性乾癬
100	嚢胞性線維症
101	パーキンソン病
102	パージャー病
103	肺動脈性肺高血圧症
104	肺胞低換気症候群
105	バッド・キアリ症候群
106	ハンチントン病
107	汎発性特発性骨増殖症
108	肥大型心筋症
109	ビタミンD 依存症二型
110	皮膚筋炎
111	びまん性汎細気管支炎
112	肥満低換気症候群
113	表皮水疱症

114	フィッシャー症候群
115	プリオン病
116	ベーチェット病
117	ベルオキシソーム病
118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
120	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
121	慢性膵炎
122	ミトコンドリア病
123	メニエール病
124	網膜色素変性症
125	もやもや病
126	有棘赤血球舞踏病
127	ランゲルハンス細胞組織球症
128	リソソーム病
129	リンパ管筋腫症
130	レフェトフ症候群

※ 障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲については、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、今後、見直しを行うこととしています。

※ 難病に関する情報：「難病情報センター（<http://www.nanbyou.or.jp/>）」

4-2 難病患者等に対する補装具費支給の申請等

1 補装具費支給の申請について

市町村は、難病患者等から補装具費支給申請書の提出とともに、障害者総合支援法の政令で定める疾病に該当するかを判断するため、医師の診断書等の提出を求めることとなります。なお、特定疾患治療研究事業（56 疾患）対象者は、特定疾患医療受給者証の写しで代替することができることとしています。

2 補装具費支給の決定について

難病患者等に対し、障害者総合支援法に基づき支給する補装具については、他の身体障害者と同様に身体障害者更生相談所の判定を経て市町村が決定又は医師作成の補装具費支給意見書により市町村が決定することとなります。

なお、難病患者等日常生活用具給付事業では、車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴について、難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱の要件を満たした難病患者等に対して保健師又は市町村職員による訪問調査を経た上で状態を把握し、市町村長が真に必要と認めた者に給付しているという実態があるため、日常生活上の必要性については、難病患者等の状況に応じて保健師と連携することも必要です。

既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴を給付された者から、再支給・修理の申請があった場合には、補装具費の支給決定が認められないことがないように配慮する必要があります。その際、支給決定は迅速に行うよう努めなければなりません。

4-3 難病患者等に対する補装具の取り扱いで配慮すべきこと

1 車椅子

難病患者等は、その症状が日内変動する者もいるため、歩行の可否のみで判断することなく、症状の変化に配慮し、症状がより重度である状態をもって判定する必要があります。

なお、日常には不要な機能まで取り付けて使い勝手が悪くならないように、生活実態を十分に確認した上で、移動手段としての有効性を的確に判断することに留意してください。

2 電動車椅子

電動車椅子については、申請者の来所（又は身体障害者更生相談所の職員による訪問）により、身体障害者更生相談所において医学的判定を行った上で、支給の判定を行うこととなります。

その際、身体障害者更生相談所において、使用者及び他の歩行者等の安全を確保するため、操作訓練、使用上の留意事項の周知等についてしっかりと指導を行うことが必要です。

又、支給に際しては、症状の悪化を予防するという観点も踏まえ、車椅子ではなく電動車椅子を認めるといった配慮も必要です。

3 重度障害者用意思伝達装置

難病患者等日常生活用具給付事業において、意思伝達装置の対象者は、「言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者」となっているが、現行の補装具費支給事務取扱指針では、「重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者」となっているため、言語機能の障害のみでは、重度障害者用意思伝達装置が支給できないこととなるため、難病患者等の対象者は、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者としします。

筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給を行うように配慮する必要があります。

4 その他の補装具の取り扱い

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえについては、原則、身体障害者・児と同様に支給決定の可否を決定することとなるが、難病の性質・特性に配慮した上で、必要に応じて身体障害者更生相談所の助言を求めることとします。

■ 難病患者等に対する補装具の取扱いについて

補装具の種目	申請時	判定時	配慮等すべき事項
義肢	補装具費支給申請書 及び <u>医師の診断書</u> 又は <u>特定疾患医療 受給者証の写し</u> の提出	○判定の際は、「 <u>症状 がより重度の状態</u> 」 を基に補装具の要否 を判定するように配 慮する。また、その 際には補装具として の有効性を的確に判 断の上、不要な部品 を取り付けることが ないように留意する。 ○身体障害者・児と 同様に補装具の要否 を判定することとな るが、難病患者等の 状況に応じ、保健師 と連携の上、要否を 判定する。	義肢については、ほぼ身体障害者手帳の対象となり得る。
装具			既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。
座位保持装置			—
盲人安全つえ			—
義眼			—
眼鏡			—
補聴器			—
車椅子			既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。
電動車椅子			—
座位保持椅子			—
起立保持具			—
歩行器			既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。
頭部保持具			—
排便補助具			—
歩行補助杖			—
重度障害者用 意思伝達装置			・既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。 ・進行性疾患については、急速な進行により明らかに支給要件を満たす場合は、早期支給を行うように配慮する。 ・難病患者等の対象者は、言語機能障害及び神経・筋疾患である者とする。

5 その他

厚生労働省より、「難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ & A」（平成25年3月15日 各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主幹課宛事務連絡）が発出されており、補装具の取扱等について記載されています。

※ 資料編参考11 「難病患者等における地域生活支援事業等の取り扱いに関するQ & A」
P.391 参照

第3章

補装具費支給事務の適切な理解と運用に向けて

1	補装具費支給にあたっての適切な理解	54
2	補装具費支給事務の円滑な運用について	67
3	判定困難事例	72
Close Up Q&A		55・57・60・65

1 補装具費支給にあたっての適切な理解

1-1 他法優先

1 給付の優先

障害者総合支援法以外の関係各法の規定に基づき補装具の給付等が受けられる者については、当該関係各法に基づく給付等を優先します。

社会保障制度間の選択優先順

① 労災関係

労働者災害補償保険法、公務員災害補償法など、業務上に起因する疾病及び障害への補償として行われる制度

② 社会保険制度

健康保険、国民健康保険、介護保険、船員保険等の医療保険及び共済年金、国民年金などの各種年金法など、疾病や不慮の事故、また老後の生活に備えてあらかじめ拠出金をかけておく制度

③ 社会福祉制度

障害者総合支援法（旧 身体障害者福祉法、旧 児童福祉法）、老人福祉法など、社会連帯の理念に則り、身体障害者（児）、高齢者等の日常生活ならびに社会参加上の支援を行う制度

④ 公的扶助制度

社会保険及び社会福祉法各法のいずれもが適用困難とされた場合に、初めて、健康で文化的な最低限の生活水準を補償するために適用される制度（生活保護）

2 障害者総合支援法での対応

自費購入又は他法で交付された補装具の更新、修理については、他法適用の余地がないものは、当該補装具がその身体障害者にとって真に必要なものであるか判断した上で、必要性があれば、障害者総合支援法で対応して差し支えありません。

更生相談所での判定

例えば、医療保険で給付された義足を障害者総合支援法で修理したいという場合、労災法等他法適用の余地がないと判断されれば、総合支援法での修理が可能です。ただし、その場合は、義足を障害者総合支援法で支給するのが適当かどうかの判定を更生相談所に依頼し、判定を受けることが必要となります。

〈補足〉旧身体障害者福祉法及び旧児童福祉法における補装具交付制度は障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の補装具費支給制度に一本化されましたが、更生相談所で判定を行うのは18歳以上の身障者分に限られているところが多いのが現状です。従って18才未満から補装具の給付を受けている者が満18歳以後に補装具の申請を行う場合には、新規申請のみならず補装具の更新又は修理においても、更生相談所の判定を受けることが必要です。18歳未満の補装具費の支給決定で市町村が判断に迷う場合は、更生相談所へ助言を求めることが大切です（参考：P.66、第3章1－12）。

1－2 特例補装具

補装具の種目には該当するが、基準表に定められた名称、型式、基本構造等に含まれないものは、通常は支給対象となりません。

障害の状況や生活環境などの真にやむを得ない事情で、こうした補装具の費用の支給が必要な場合は、更生相談所の判定に基づいて支給することができます。これを「特例補装具」といいます。この場合は特例補装具を必要とする明確な理由が認められる必要があります。

又、補装具に特例の付属部品や特別な機能を追加する場合も、特例補装具として扱っているところもあります。

特例補装具判定は、直接判定により行い、判定会議等により決定されます。

Close Up Q&A

Q

真にやむを得ない事情の考え方を教えてください。

A

補装具は「身体機能を補完または代替する用具」であり、「あれば便利なもの」という条件だけでは認められないものです。特例補装具における「真にやむを得ない」要件とは、その用具、機能がなければ生活、就労、就学が困難であるかどうか、その用具を使わないことで痛みや褥瘡、変形が発生するなど医学的な問題が生じるかなどの視点も踏まえて必要性を判断するとよいでしょう。

1-3 複数支給

補装具の支給数は、原則として、1 種目につき 1 個です。

しかし、身体障害者・児の障害の状況、環境に応じて、職業上または学校教育上など、特に必要と認めた場合には、2 個目の支給を検討することができます。

この場合、当該種目について医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所の判定や意見を求めることになります。

1 複数支給の条件

障害の状況等を勘案し、職業上又は教育上等特に必要と認められる場合は、2 個目の支給又は 2 個分同時の支給をすることができます。

2 個支給の例

- ①車椅子：環境因子に応じて機能等が違う車椅子を使い分けする必要性が認められた場合
- ②下肢装具：職業上等、清潔区域内で使用するため、生活上と使い分ける必要性が認められた場合
- ③義足：常用と作業用の併給
- ④補聴器：職業上、教育上両耳装用が必要と認められた場合
- ⑤眼鏡：遠用、近用の両方の必要性が認められた場合の矯正眼鏡
屋外、屋内で使い分けの必要性が認められた場合の遮光眼鏡
- ⑥盲人安全つえ（白杖）：生活や就労など環境条件により、普通用と折りたたみのできる携帯用を使い分ける必要性が認められた場合

2 2 個支給と再支給の考え方

2 個支給とは、1 回の申請で同一種目の補装具を同時に 2 個支給する場合と現在使用可能な補装具がある上に同一種目をもう 1 個支給するという場合があります。両者とも使用目的、使用場所、使い分けの頻度などを十分に吟味して、必要性を判断することが重要です。

再支給とは、使用中の補装具が修理不能となった場合に、その代わりとして新たに補装具費を支給することです。まだ使用可能な補装具があった場合に再支給を認めてしまうと、2 個目、場合によっては 3 個目になってしまうので注意が必要です。

Close Up Q&A

Q

杖を左右2本支給するのは2個支給にあたるのでしょうか？

A

歩行能力の程度によって杖が左右2本必要な方に支給するものであって2個支給にはあたりません。ただし、1本しか必要がない方への2本の支給は2個支給にあたり適当ではありません。

Close Up Q&A

Q

入浴用に2個目の短下肢装具を支給できるのでしょうか？

A

支給対象となる補装具は、職業または教育上特に必要と認められる場合を除いて、1種目につき1個です。入浴用の硬性短下肢装具の支給は、風呂場の設備や介護側の状況などを含めて具体的な入浴方法を検討し、入浴動作がより自立し、また安全性の向上が図られるなどの効果があれば2個目の支給を考慮することが可能です。

Close Up Q&A

Q

補装具の3個目の支給は可能でしょうか？

A

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、「原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができる」とされています。このことから3個目の支給は原則としては考えられません。「3個目がなければならない」とする場合は、補装具費支給制度内における全体的な支給のバランス等も考慮し慎重に対応すべきと考えます。

1-4 再支給

1 再支給の判断

補装具の種目や型式ごとに耐用年数（通常の装用状態において当該補装具が修理不能となるまでの想定年数）が設定されており、通常の補装具費の再支給は耐用年数を過ぎてから行われます。しかし、障害状況の変化等で身体に適合しなくなった場合や、著しく破損し修理不能な場合は、耐用年数内でも再支給が可能です。ただし、耐用年数の経過後でも、修理等で継続して使用可能な場合は、再支給の対象になりません。

災害など本人の責任によらない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費の支給が可能です。

2 前回の判定とまったく同じ補装具の購入費用を再支給する場合

身体状況に変化がなく、前回の判定と全く同じ処方内容で済む補装具の場合、種目によっては、判定を省略して区市町村判断で支給決定する場合があります。取扱いは各自治体の更生相談所によって異なります。

3 障害状況や社会生活上の条件等に変化のある場合

補装具の名称や型式等を障害状況、社会生活の状況に合わせて変更する可能性があります。更生相談所の再判定を受けることが必要になることがありますので、申請受付時に援護の実施機関で、障害状況や生活環境、社会生活上の条件等について詳しく確認し、更生相談所への情報提供とともに再判定の必要性を相談してください。

1-5 耐用年数

告示に規定されている耐用年数は、想定し得る通常の装用状態で使用した場合に、その補装具が修理不能となるまでの予想年数を目安として定めているものです。

補装具の使用頻度や使用環境、作業状況等により、実際の耐用年数には相当の長短があるものと予想されます。

したがって、補装具の再支給（更新）については、耐用年数を経過したことのみの理由で認められるのではなく、部品の交換を行うよりも新たに支給したほうが真に合理的・効果的である場合に認められます。

そのため、耐用年数を経過した後も補装具の性能が十分に保たれ引き続き使用できる場合は、再支給は認められません。また耐用年数の経過前に修理不能となり再支給を行うこともあります。

なお、身体障害児に係る義肢および装具については、成長等の年齢による特殊性を考慮し、耐用年数に代えて使用年数を定めています。使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取り替えにより修理又は調整を行うこととされています。

骨格構造義肢については、必要に応じて部品の交換を行うことにより長期間の使用が可能であることから、義肢の耐用年数を特に規定せず、材料・部品名ごとの耐用年数が定められています。部品の交換修理のみによっては、その後の適正な使用が真に困難な場合または部品の交換によることよりも義肢全体を再作成することの方が真に合理的・効果的であると認められる場合には再支給ができます。

1 実状に沿った対応

耐用年数は、通常の装用状態で使用した場合に、その補装具が修理不能となるまでの予想年数です。個々の障害者の身体状況や使用頻度等により、実際の耐用年数は相当の長短が予想されますので、再支給にあたっては、実情に沿った対応をするよう十分な配慮が必要となります。

耐用年数のポイント

- ① 耐用年数が経過していないからというだけの理由で再支給の申請を却下することは適当ではありません。
- ② 耐用年数が経過したからといって、必ずしも再支給が認められるということではありません。
- ③ あくまでも、補装具の使用状況、使用頻度等を勘案し、当該補装具が修理不能なのかどうかを判断すべきです。

2 亡失・毀損した場合

災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができます。

3 本人の責任の場合

本人の責任による事情により紛失（盗難を含む）または破損した場合には、原則として自己責任による対応ですが、実情を勘案した結果、再支給がやむを得ないと各市町村が判断できるものについては、必要と認められる補装具を新たに支給することができます。

※盗難については、管轄の警察署へ届け出が行われているか、確認すると良いでしょう。

1-6 差額自己負担

支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、形式、基本構造等は支給要件を満たしても、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超える場合は、その基準額との差額を本人が負担することは差し支えありません。

1 障害者総合支援法によらない補装具の修理について

補装具の修理については、補装具費支給制度で支給された補装具であるか否かは問わないこととなっていますが、以下の事項についての留意が必要です。

- ① 労災制度等の制度において支給された補装具については、その後も継続して当該制度が適用される場合は、原則として、当該制度において修理を行うこととなります。
- ② 介護保険制度で貸与された車椅子等については、介護保険制度で対応することとなります。また介護保険制度に限らず、貸与物品は補装具費支給制度における修理の対象とはなりません。
- ③ 自費で購入または寄贈を受けたものについては、まずはその補装具がその身体障害者（児）にとって真に必要なものであるかどうかの判断をすることになります。その上で必要性が認められた場合には、修理の対象とすることができます。

2 差額自己負担の留意点

障害者本人が、希望するデザイン・素材等を選択することにより基準額を超える部分を差額自己負担することは、差し支えありませんが、以下の点に留意する必要があります。

- ① 種目、名称、型式、基本構造等が告示に定める要件を満たしていること
- ② 差額を自己負担すれば希望が取り入れられるのは、あくまでもデザイン・素材等の嗜好に関わる部分であること

Close Up Q&A

Q

差額自己負担が認められるのはどのような場合でしょうか？

A

当該種目の補装具の必要性が認められていることが大前提です。例えば車椅子のデザイン性を重視して基準額を超えるものを希望する場合などがあげられます。必要性が認められないにもかかわらず、差額自己負担を理由に基準額までを支給することは不適當です。

差額自己負担で支給することが認められると考えられる事例

① 眼鏡の場合

チタンフレーム、亀甲フレーム、超薄型ハードコートレンズ等

② 補聴器の場合

基準額より高額な補聴器

③ 車椅子の場合

スポーツタイプ車椅子（日常生活に使用可能な形状を有するものに限る。）、チタンフレーム、特殊な塗装色等

差額自己負担で支給することが認められない事例

① 補装具の名称が異なるため認められない場合等

例えば「立ち上がり補助機能付き車椅子」を希望するケースについては、当該機能の必要性が認められなければ、「補装具の名称」に係る本人の希望と市町村の判断（例えば「普通型車椅子」）が異なるため、「却下」することとなります。

なお、「立ち上がり補助機能付き車椅子」の必要性が認められれば、特例補装具として取り扱うこととなります。

② 補装具の種目が異なるため認められない場合等

例えば、「電動（電動アシストを含む）車椅子」の必要性を希望するケースについては、当該種目の必要性が認められなければ、「補装具の種目」に係る本人の希望と市町村の判断（例えば「手動の普通型車椅子」）が異なるため、「却下」することとなります。

なお、「電動（電動アシストを含む。）車椅子」の必要性が認められれば、通常の方法により補装具費を支給することとなります。

3 補聴器の場合

障害者本人が希望する補聴器の名称と更生相談所の判定が異なる場合であっても、基本構造が同一範囲内の補聴器であれば（以下に示す同一枠内）、差額自己負担を条件として支給の対象とすることは各自治体の判断であり得ます。

- ① 高度難聴用ポケット型、耳かけ型及び耳あな型の選択
- ② 重度難聴用ポケット型と耳かけ型の選択
- ③ 骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型の選択

4 差額負担のポイント

使用者本人が基準額を超える部分を差額自己負担し、希望するデザイン・素材等を選択した結果、当該補装具の修理について基準額では対応できない事態が生じた場合は、その修理費の差額についても自己負担することとなります。

1-7 高額な製品・部品への対応

1 高額な完成用部品

類似の機能がある完成用部品の中から高額な完成用部品を選択する場合は、その理由を明確にする必要があります。例えば、膝継手の選択などで同等の機能で使用効果に大きな差がなければ、同等安価の考えで基準額の安い方を選択するのが基本です。ただし、本人が使い慣れているものなどがある場合、別の製品ではボディイメージが変わることで使いにくいことがあり、慎重な判断が求められます。また、申請者側に高い製品だと今以上に歩けるようになるなどの想いが先行している場合もあり、注意が必要です。処方する製品の機能を使いこなすことができるかを確認することが重要です。

2 基準額以上の高額な製品・部品

基準額以上の高額な製品や完成用部品を選択する場合は、特例補装具となります。判定にあたってはその必要性につき明確な理由が求められ、確認するとよいと思われる事項を下記に示します。

① 今まで使用してきた補装具がある場合

- どうしてこれまでの製品・部品では対応できなくなったのか？
- 活動性の向上という理由は本当か？（義足の継手をより高機能、高額なものに変更希望の場合など）
- その製品・部品がなくては生活・就労ができないのか？

② 初めてその補装具を使用する場合

- その製品・部品がない今はどうやって生活・就労しているのか？
- その製品・部品を使用することで何が期待できるのか？
- 使用により日常生活で自立する部分があるのか？

③ 共通事項

- 高額・高機能なものに過度な期待ではないか？
- ボディイメージを変えられるか？ 使いこなせるのか？
- その製品・部品を使用しないことによる医学的な問題はあるか？

1-8 業者の情報提供

1 適切な選定のために

市町村は、申請者が補装具業者の選定及び契約等をするにあたって適切な補装具業者を選定できるように、補装具業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検証したうえで情報提供することが必要です。

義肢及び装具に係る補装具業者の選定

義肢装具士を配置していることが望ましい。詳細は（公財）テクノエイド協会が提供している情報（ホームページ等）を参考にしてください。

【参考】（公財）テクノエイド協会ホームページ <http://www.techno-aids.or.jp>

補聴器について

（公財）テクノエイド協会が認定している認定補聴器技能者の従事する販売店などを参考にしてください。

1-9 介護保険による福祉用具貸与との適用関係

1 優先順位

車椅子及び電動車椅子（付属品を含む）、歩行器、歩行補助つえについては、障害者総合支援法の補装具費支給制度より介護保険の貸与の方が優先されます。

ただし、医師や更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目についても、障害者総合支援法に基づく補装具費として支給して差し支えありません。

根拠となる通知

「障害者総合支援法に基づく総合支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知）

留意点

- ① 介護保険の認定を受けている場合（対象者であるが認定を受けていない者も含む）は、まず介護保険の貸与による対応を検討します。

その結果、介護保険制度での貸与の必要性は認められても、身体等の状況から介護保険の福祉用具では対応出来ず、オーダーメイド等での対応が必要と考えられる場合に、障害者総合支援法での補装具費支給申請を受け、更生相談所の判定に基づき支給決定をします。判定依頼をする場合は、介護保険の貸与による検討を行った結果を調査書等に市町村の意見として記載してください。

- ② 40歳以上65才未満であって特定疾病により障害がある場合は、介護保険の第2号被保険者となる可能性がありますので、注意してください。第2号被保険者に認定されれば、介護保険優先の原則が適用になります。

ただし、生活保護の介護扶助を受けている40歳以上65才未満の医療保険未加入者で、特定疾病（次ページ参照）により要介護又は要支援の状態にある者については、障害者

総合支援法の補装具費支給制度が優先となります。（「介護扶助と障害者総合支援法に基づく総合支援給付との適用関係等について」（平成19年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照のこと）

特定疾病とは…

- 1 がん末期（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 2 筋萎縮性側索硬化症
- 3 後縦靱帯骨化症
- 4 骨折を伴う骨粗鬆症
- 5 多系統萎縮症
- 6 初老期における認知症
- 7 脊髄小脳変性症
- 8 脊柱管狭窄症
- 9 早老症
- 10 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 11 脳血管疾患
- 12 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 13 閉塞性動脈硬化症
- 14 関節リウマチ
- 15 慢性閉塞性肺疾患
- 16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症（介護保険法施行令第2条）

1-10 引き渡し後、9ヶ月以内に生じた破損又は不適合

契約の内容にもよりますが、これまでの取扱では通常、補装具の引き渡し後9ヶ月以内に、通常の使用状態のもとで破損または不適合があった場合には、その補装具を製作した補装具製作者の責任において改善することになります。

また、一度修理した部位について、修理後3ヶ月以内に再度生じた破損または不適合についても、その補装具を製作した補装具製作者の責任において改善することになります。

1 破損等の取り扱い

補装具の引き渡し後9ヶ月以内に、通常の使用状態（災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的または病理的变化により生じた不適合、目的外使用、取扱不良等のために生じた破損または不適合を除く）のもとで破損または不適合があった場合には、当該補装具を製作した補装具製作者の責任において改善しなければなりません。

又、一度修理した部位について、修理後3ヶ月以内に再度生じた破損または不適合（告示の修理基準に規定されている調整、小部品の交換または修理基準の種目欄、名称欄、型式欄および修理部位欄に定められていない修繕のうち軽微なものであること。上記括弧書きの災害等により免責となる事由を除く）についても、補装具製作者の責任において改善しなければなりません。その他の事由（上記括弧書きの災害等により免責となる事由等）については、修理の妥当性を判断のうえで行うこととなります。

1-11 施設や病院への入所、入院中の補装具の取り扱い

1 取扱いのポイント

- ① 医療保険の治療材料の対象となる義肢・装具等は、医療保険で対応します。
- ② 上記以外については、以下の場合は実態を十分調査したうえで必要性があれば、更生相談所の判定に基づき支給できます。
 - ・ 退院の見込みがあり、退院後も使用が予定され、入院中から補装具を使用することにより装着訓練、使用訓練等で有効な利用が図られる場合
 - ・ 車椅子で、障害者の体型・体格、障害状況の理由でどうしてもオーダーメイドの車椅子を作製しなければならず、病院の備品の車椅子では著しく対応不可能な場合
 - ・ 療養型病床、精神科病棟等に長期入院している者で入院生活の中で補装具が必要な場合。車椅子の場合は、病院の備品では対応できない身体状況である場合。

十分な確認を

入院中の場合は、障害が固定していない場合もあります。障害（身体状況）の変化により支給後の不適合が生じることも懸念されるので、障害が固定しているかどうかの確認は十分に行う必要があります。

Close Up Q&A

Q

施設入所者に個別に車椅子を支給することは可能でしょうか？

A

標準的な機能の施設備品では対応できず、真に本人用の車椅子が必要なケースについては、個別支給することは可能です。身体機能が変化して恒常的に車椅子を使用する必要性が生じ、施設備品ではサイズが合わないために姿勢が崩れて車椅子の操作や駆動が困難な場合や、適切な車椅子の利用により明らかに作業能率やADLの向上が見込まれる場合などが考えられます。ただし、通過型の施設利用者で申請者が介護保険の対象である場合は、多機能な車椅子がレンタルできるようになった現在、本人用として支給すべきか否か慎重な判定が求められるところです。

1-12 児童補装具に関する助言

補装具費支給事務取扱指針（P.252 参照）では、児童補装具の市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること、とされています。自治体によっては児童補装具の判定まで行っている更生相談所がありますが、多くは助言で対応しています。

指定自立支援医療機関の医師が作成した補装具費支給意見書の内容からだけでは希望する補装具の必要性が判断できないこともあります。義肢や装具など失なわれた身体機能を補完する補装具の支給決定に迷うことはないと思われますが、訓練的な要素のある高額な起立保持具、外国製の高額な車椅子、特例補装具になるものなどを求められた場合は、慎重な判断が必要です。

対象児の身体状況はもちろんのこと、生活状況、補装具の使用場所、頻度、付属品がある場合はその必要性などを十分に吟味した上で支給決定する必要があります。意見書を作成した主治医との情報交換を密にすることが望まれます。

2 補装具費支給事務の円滑な運用について

2-1 医師意見書作成の留意点

補装具に係る医師の意見書（補装具費支給意見書）は補装具処方の根幹を成す書類であり、支給の根拠となるものです。そのため補装具費の支給に際しては、身体障害者手帳を確認すれば支給できるような一部の補装具（例：盲人安全つえなど）を除き、更生相談所の直接判定を含めてすべての種目に求められています（P.68 参照）。

補装具は、①身体機能を補完・代替するもので身体に装着（装用）して用いる、②使用目的としては日常生活又は就学・就労に用いる、③支給に際しては専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要すると定義されています。なお補装具の対象種目の範囲は次ページの表に示したとおりです。

そこで医師による意見書の作成にあたっては、第1に、身体の構造や機能を十分に理解したうえで製作する必要がある、そこに医師が医学的観点から処方する意義があります。したがって、医学的にみた補装具の必要性和期待される効果を明記することが必須条件です。

第2には、補装具使用者の日常生活、就学・就労の状態、その目的を達成するために何が必要かなど、種々の社会生活要件を考慮する必要があります。結果として、標準装備ではない部品を使用することが適当と判断されることも多々ありますので、それらの部品を選択・処方した理由として、身体構造や機能だけでなく使用場所や使用環境、使用頻度などの社会生活要件についても併せて明記する必要があるでしょう。

第3は、判定書又は意見書は医師だけで作成するものではないことに留意する必要があります。補装具の処方にあたっては、前述したように医学的判断だけでは済まない社会的情報の必要性も多々ありますが、それだけでなく、耐用年数に対する配慮や製作者が提出する見積書との突き合せなど、事務的な側面にも配慮しなければなりません。医師の意見書に基づいて更生相談所が判定する補装具あるいは市町村が判断する補装具では、医師の意見書による文書判定で支給決定されますが、意見書はそれらすべての要件を組み込んだ唯一の証拠書類です。そのため内容的には、処方チーム全体の情報と判断を反映したものとする必要があり、医師はそれらを代表して作成する立場にあります。

なお、医師の意見書は市区町村の窓口に出され、多くの場合、事務職の担当者がそれらを分類し、必要な書類を更生相談所に送って判定を依頼することになっています。したがって、最初に意見書を見るのは医師やリハビリテーション専門職ではなく、医学的知識が乏しい事務職であることに配慮すべきです。その意味でも、誰もが理解できるように、要点をまとめて分かりやすく記載することに留意する必要があるでしょう。

以下次ページに、意見書に記載すべき具体的事項を示しますので、参考にしてください。

①診断名、②障害名、③医学的所見、とくに補装具を必要とする根拠となる所見、④処方する補装具の正式名称、⑤使用目的と見込まれる使用効果、⑥使用環境や使用頻度など、製作上の工夫に関係する社会生活要件、⑦具体的な処方内容など。

補装具の種目範囲（2014年3月現在）

〔肢体不自由関係〕

1. 義肢

義手：上腕義手、肩義手、肘義手、前腕義手、手義手、手部義手、手指義手

義足：股義足、大腿義足、膝義足、下腿義足、果義足、足根中足義足、足指義足

2. 装具

上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具

3. 座位保持装置

4. 車椅子

普通型、リクライニング式普通型、ティルト式普通型、リクライニング・ティルト式普通型、手動リフト式普通型、前方大車輪型、リクライニング式前方大車輪型、片手駆動型、リクライニング式片手駆動型、レバー駆動型、手押し型、リクライニング式手押し型、ティルト式手押し型、リクライニング・ティルト式手押し型

5. 電動車椅子

普通型（4.5km/h, 6.0km/h）、簡易型（切替式、アシスト式）、リクライニング式普通型、電動リクライニング式普通型、電動リフト式普通型、電動ティルト式普通型、電動リクライニング・ティルト式普通型

6. 歩行器

六輪型、四輪型（腰掛付&腰掛なし）、三輪型、二輪型、固定型、交互型

7. 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、多点杖、プラットフォーム杖

〔視覚障害関係〕

1. 盲人安全つえ：普通用、携帯用、身体支持併用

2. 義眼：普通義眼、特殊義眼、コンタクト義眼

3. 眼鏡：矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡

〔聴覚障害関係〕

補聴器

高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳かけ型、重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳かけ型、耳あな型（レディ）、耳あな型（オーダー）、骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型

〔肢体不自由・音声言語機能障害関係〕

重度障害者用意思伝達装置

〔児童のみ：18歳未満〕

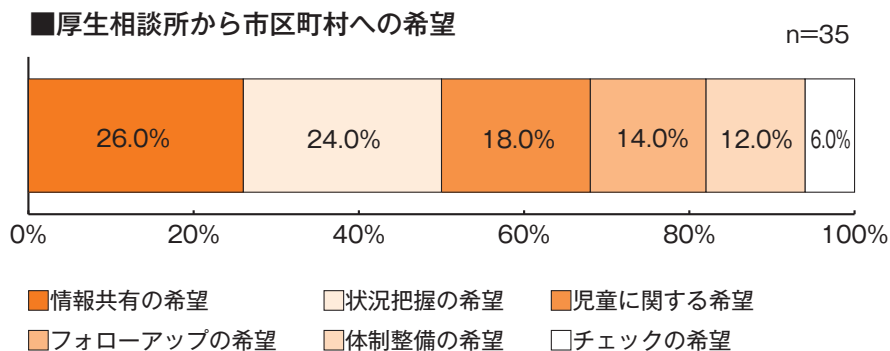
座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

2-2 市町村に対する期待

市区町村は、補装具費の支給事務における窓口であると同時に、最終の支給決定を行う機関です。そのため市区町村における相談、情報収集、更生相談所との連携、フォローアップ体制などの整備は、補装具費支給事務の流れを左右する重要な役割を担っています。

平成 24 年度にテクノエイド協会が実施した調査報告書によれば、全国の更生相談所から補装具費の支給事務に係る市区町村に対する要望として次のような意見が寄せられています。詳しくは、「補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業報告書（114 ページ）」をご覧ください。

報告書：http://www.techno-aids.or.jp/research_report.html



分類	件数	主なコメント
情報共有の希望	13 件	①市町判断可とされている再交付について、件数を含め実情を教えてほしい。
		②判定助言等求めるだけでなく、ケースごとの情報をもっと共有させて欲しい。
状況把握の希望	12 件	①補装具の判定依頼に際しては事前に聞き取り調査等を充分に行い、本人の状況や要望を把握した上で判定依頼をお願いしたい。
		②事務手続きに留まらず、生活支援の視点で相談者の話を聞いて欲しい。
児童に関する希望	9 件	①児童の判定について各市町村の判断理由を教えてほしい。またそれらのフィードバックをしてほしいし、市町村間でも共有してほしい。
		②児童の支給にあたって疑問があれば相談等をしてもらいたい。
フォローアップの希望	7 件	①補装具給付後のフォローアップを行い、その情報をフィードバックしてほしい。
体制整備の希望	6 件	①補装具費支給制度の知識が継承できるよう、職員の異動について配慮してほしい。
チェックの希望	3 件	①必要書類や、記載の不備について確実にチェックしてほしい。

2-3 医師・専門職等との連携システムの構築

（公財）テクノエイド協会で実施した同報告書内では、以下のような提言がなされています。

医療機関等との連携、情報共有

① 短期～中期的な目標

- ・ 更生相談所から判定医師やリハ専門職、事業者に対して定期的な会議の開催、判定に関する情報交流を図る。
- ・ 情報共有するためのシステムの在り方を検討する。

② 中期～長期的な目標

- ・ （公財）テクノエイド協会において、市町村職員・更生相談所向けの情報提供システムを整備する。（具体的には、時間的経過による情報の更新と分野別情報の整理など）

検討委員会における主な意見

① 更生相談所における情報交流として

- ・ 市町村担当者との定期会議や研修会を拡充強化するように指導する。
- ・ 判定医師やリハ専門職、事業者に対しても定期的な会議を開催し、判定に関する情報交流を図る（制度、技術、価格の決め方など）。
- ・ （公財）テクノエイド協会などから、更生相談所向けの情報提供システム（時間的経過による情報の更新と分野別情報の整理）を整備する。
（市町村向け&更生相談所向け&補装具業者向け etc.）

② 市町村職員や更生相談所職員（事務職）が補装具の知識を身に着けるには限界があり、異動もある。知識不足よりも情報不足が判定困難の根源であり、情報の共有化を図れるシステムを検討したい。

③ 医療機関従事者への補装具制度に関する研修が十分に行われているとは考えにくく、定期的に行う必要があると考えられる。場合によっては、認定制の導入なども検討する必要がある。

④ 更生相談所の主催で、毎年、市町村と契約事業者との間で懇談会を開催する。情報共有セミナーは大切である。

2-4 更生相談所の役割と機能、今後のあり方

身体障害者更生相談所（以下、更生相談所）は、身体障害者福祉法第 11 条に基づき設置されている専門機関で、都道府県が身体障害者の更生援護の利便のため、又市町村の援護の適切な実施を支援するために設けなければならないとされているものです。なお、政令指定都市にも更生相談所を置くことができるとされており、大都市のある県では複数の更生相談所が設置（最多は神奈川県 の 4 か所）されています。

補装具に係る更生相談所の役割は、いうまでもなく専門の立場からみた要否判定と適合判定です。具体的には、①来所された障害当事者（補装具使用者）を実際に診察して判定する場合、②主治医などの意見書に基づいて判定する場合、③地域の拠点会場に出向いて判定する場合、④自宅を訪問して判定する場合などがありますが、これらはいずれも障害当事者の社会生活上の便宜を図るために設けられているもので、いずれにおいても、補装具をより適切に、より早く支給するために行われるものです。そのため、医学的観点からみた補装具の必要性、使用目的に対する有効性、使用環境や使用頻度を勘案した補装具製作上の工夫が適切に処方に反映できるよう、医師をはじめ、リハビリテーション専門職、社会福祉職、事務職などがチームを組んで対応する体制が求められています。迅速に支給することは重要なことですが、適切なものでなければ元も子もありませんので、その質的保障を図ることは何よりも重要です。

しかし、全国の更生相談所の現況はかなり厳しく、種々の条件から十分な人材を配置できない事情があります。その結果、各更生相談所の体制には地域格差が生じており、補装具の要否判定においても全国一様とはいえません。

更生相談所の今後のあり方としては、国民の生存権を保障する憲法 25 条の趣旨からみても、このような地域格差を改善し、補装具判定の内容を全国一様に近づけることは焦眉の課題です。そのためには、補装具費の支給判定に係る疑義解釈集 (Q&A) やガイドブックを編纂して情報の共有を図るとともに、その継続性を保障するシステムの構築を急ぐ必要があるでしょう。また更生相談所にとって、日進月歩する知識や技術を常に収集できることは、補装具判定の質を担保するうえで必須の要件です。そのため、全国の総合リハビリテーションセンターや更生相談所がそれぞれの臨床経験を交流するとともに、補装具に係る国内外の技術情報を共有できるネットワーク・システムの構築が今後の課題となっています。

3 判定困難事例

1 介護環境から判断して高額部品を却下した事例

障 害 名 ・ 等 級	両上肢機能障害 1 級
性 別 ・ 年 齢	男性 40 代
原 因 疾 病 名	頸髄損傷
補装具の種目・型式等	電動車椅子
価 格	314,000 円（電動チンコントラローラーアーム部分の価格）

事例概要

高位頸髄損傷で両上下肢、体幹機能は全廃している。顎の随意動作でチンコントローラーを介して電動車椅子の操作が可能である。パソコン作業を仕事として就労している。

マウススティックによるパソコン操作時に、目前にあるチンコントローラーが操作範囲を制限してしまうため、これまでは、介助者が手動でコントロールボックスを移動して対応する必要があった。又、単独での外出時にチンコントローラーの位置がずれると一人で対応できないことも不便であった。これらの問題に対応するために、チンコントローラー自体を電動で目前まで移動できる機能を希望して修理対応の申請がなされた。

判定の経過・結果と根拠

耐用年数内の電動車椅子本体はもちろんのこと、チンコントローラー部分も破損しているわけではない。これまでと同様の使い方であれば使用可能である。電動でのチンコントローラーアームの移動は便利な機能であることは理解できるが、本事例の生活スタイルでは常時介護者がついていることもあり、判定結果は不適当とした。

特記事項・コメント

高位頸髄損傷でチンコントロール操作を使用する場合、コントロールボックスやアームがパソコン操作など正面での作業を妨げない環境が設定できるかという視点が、判定時にも要求される。一般的には介助者がいれば手動対応が選択される。確かに、姿勢保持の観点からずれが生じにくい電動ティルト機能による姿勢変換、チンコントローラーを電動で内外に振る機能は、より多くの自立活動の支援となりうる。ただし、より多くの電動化で、介護が不要となるわけではないため、公費負担の観点からも、どこまで対応するべきかは対象事例の生活スタイルを考慮して判定すべきである。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

2 医学的根拠から高額な電動車椅子を却下した事例

障 害 名・等 級	左上肢右下肢機能障害 1 級
性 別・年 齢	女性 30 代
原 因 疾 病 名	外傷性低髄液圧症候群 反射性交感神経性ジストロフィー
補装具の種目・型式等	電動車椅子（6 輪 4 輪駆動式）、車いす 普通型
価 格	3,400,000 円

事例概要

外傷性低髄液圧症候群 反射性交感神経性ジストロフィーと診断され、右下肢機能全廃 3 級、左上肢機能全廃 2 級の 1 級身障手帳を取得している。平地は車椅子の自走が可能である。週 3 回の通院をしており、急で長い坂道があるため、電動車椅子の希望となった。電動車椅子の条件として、振動があると低髄液圧症のため気分が悪くなり使用できないとの理由から震動が少ない機種として、6 輪 4 輪駆動の電動車椅子、併せて普通型車椅子を希望しての申請である。

判定の経過・結果と根拠

医学的に自覚症状の永続性、通院治療の必要な期間が明確でないと考えられた。又、希望する機種でなければならない理由、他の機種では対応できないのかが不明確なことから、振動と機種による使用上の違いを、工学研究所で測定してもらい分析まで行った。

結論として、希望する機種であっても障害への影響や有効性などを明確に示す根拠は得られなかった。したがって、判定としては標準的な機種で処方し、どうしても当該機種を希望する場合は差額自己負担とした。申請から判定結果まで 1 年半を要した。

特記事項・コメント

本事例は平地での普通型車椅子の自走が可能であり、電動車椅子の支給対象である「重度の歩行困難者であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代償できない者」に該当しない。ただし、日常生活圏に悪路、坂道等が認められる場合は対象となることもある。本事例は標準的な電動車椅子の必要性は認められるものの通院手段に振動が少ない高額な電動車椅子を使用しなければならないという理由は、永続性と使用効果が不明確であり、生活の自立に必要な補装具として支給することは不適當と考えられる。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

3 過体重に対して同等安価で対応できた電動車椅子の事例

障 害 名・等 級	体幹機能障害1級
性 別・年 齢	女性 30代
原 因 疾 病 名	関節炎
補装具の種目・型式等	電動車いす 電動リクライニング・ティルト式 普通型
価 格	見積約 2,500,000 円 最終 1,172,000 円

事例概要

関節炎治療のために、ステロイド剤を使用している。歩行は数mしかできず、上肢には痛みもあり、普通型車椅子自走は困難。体重が120kgを超えており、国産の標準的な電動車椅子は、耐荷重的に選択できないとの理由から高額な外国製電動車椅子の申請となった。

判定の経過・結果と根拠

もともとの生活支援が必要であるため、服薬・通院・栄養指導等でも介入した。デモ機での操作訓練も含めて、生活相談は15回以上関わった。同一姿勢による痛み、過体重による呼吸苦もあり、姿勢変換の必要性が認められ、単身生活者であることから電動リクライニング・ティルト機能の利用は適当と判断した。メーカーと調整し、国産電動車椅子のフレームを補強することで対応可能となり、適当と判定した。

判定後の状況

福祉車両併用で単独での通院が可能となり、有効に利用されていることを確認した。

特記事項・コメント

車椅子・電動車椅子の規格に示されている制限体重以上の方の相談が増えてきている。座幅などサイズの問題だけでなく、過体重に対する製品の耐久性、安全性への配慮が必要である。過体重の障害者に対しては耐荷重対応の車椅子・電動車椅子を支給するという環境因子への対応だけでなく、生活習慣の改善、服薬管理、栄養指導等の健康管理など総合的な関わりが重要となる。本事例のように、生活改善の相談にも更生相談所が対応し、操作訓練を経て判定結果を出すことは適切な対応である。国産品を補強することで対応できたことは同等安価の観点からも適当であったと言える。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

4 介護保険の適用のため却下した車椅子の事例

障害名・等級	四肢体幹機能障害1級
性別・年齢	女性 60代
原因疾病名	後縦靱帯骨化症
補装具の種目・型式等	車椅子 普通型
価 格	144,000 円

事例概要

障害者自立支援法施行前に身体障害者福祉法で車椅子普通型（レディメイド）が給付されている。

その作り替えを希望。医師の意見書に「オーダーメイド（寸法は今までと同じもの）」と記載されていた。介護保険にて要介護認定を受けており、介護給付の福祉用具貸与の利用が可能な対象者である。今回は、自分のものが欲しいとのことで障害者総合支援法補装具費支給制度での申請に至る。

判定の経過・結果と根拠

市の障害福祉担当者に確認したところ、介護保険の毎月の利用料（自己負担分）を支払うことに抵抗があり、申請に至った経緯が判明。介護保険で貸与していただくこととして不適とした。

判定後の状況

介護保険での貸与には抵抗がある様子で、障害者自立支援法施行前に身体障害者福祉法で給付された車椅子普通型（レディメイド）を継続して利用しているとのこと。

特記事項・コメント

障害者総合支援法に基づく総合支援給付と介護保険制度との適用関係等については厚生労働省からの通知（障企発第0328002 障障発第0328002 平成19年3月28日）を参照。

介護保険サービスが優先されるが、介護保険で貸与される福祉用具は標準的な既製品の中から選択するため、障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される場合は障害者総合支援法での対応となる。本事例のように標準的なサイズ的車椅子であれば、介護保険制度の利用を優先せざるを得ない。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

5 高額な既製品座位保持装置を不適と助言した児童事例

障 害 名 ・ 等 級	両上肢・移動機能障害1級
性 別 ・ 年 齢	男性 10代
原 因 疾 病 名	脳性麻痺
補装具の種目・型式等	座位保持装置（リクライニング・ティルト式手押し型車椅子機能付き）
価 格	1,239,000 円

事例概要

重度の脳性麻痺児童で、高度側彎と股関節脱臼を併発。筋緊張が強く、背筋へのボトックス治療を継続して受けている。主治医から既製品のリクライニング・ティルト式車椅子付き座位保持装置を勧められ申請に至った。特別支援学校中等部に在籍し、主に学校内での使用を前提としていた。主治医意見書では、筋緊張亢進が高度であり、従来の座位保持装置を移動具と組み合わせて使用した場合、良好な姿勢保持が困難であること。申請補装具ではティルト操作時に重心位置が変わらずスムーズな操作が可能であること。座部がモジュラー式で選択可能であり、成長に合わせて調節できることが記載されていた。児童特例補装具となるため所管する福祉事務所から助言の依頼があった。

判定の経過・結果と根拠

書類により判断した。障害状況からリクライニング・ティルト機能がある座位保持装置は必要と認められた。ただし、基準額内のオーダーメイドによる補装具として作製することが可能であり、当該補装具でなければならない身体的条件及び環境要因は認められなかった。過剰な筋緊張亢進が出現しないような姿勢管理は、従来のティルト機構により可能と思われた。特例補装具としては不適である旨、福祉事務所に助言した。

特記事項・コメント

多くの高額・多機能な既製品のモジュラー式座位保持装置が開発され、福祉用具の開発・改良という点では評価される。ただし、介助操作のスムーズさ、モジュラー式や成長対応の調節式等の製品として優れた機能があることをもって特例補装具の支給根拠とはなり得ない。障害児や介助者にとって便利なものであることは理解できるが、この製品でなければならないという医学的根拠が乏しいことが多い。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

6 検討を重ねて却下した児童の歩行器の事例

障 害 名・等 級	脳原性両上肢・移動機能障害 1 級、言語機能障害 3 級、呼吸機能障害 4 級、最重度知的障害
性 別・年 齢	男性 10 代
原 因 疾 病 名	脳性麻痺、肺疾患
補装具の種目・型式等	歩行器（姿勢保持機能付き）
価 格	97,000 円

事例概要

脳性麻痺による重度の四肢体幹麻痺、不随意運動に伴う筋緊張亢進、姿勢コントロール不良により抱っこ及び座位保持装置使用以外は寝ている状態である。しかし遊びや声かけに対し反応があり、安楽な姿勢を介助することで、四肢及び頭部の随意的運動も見られる。医療機関で週 2 回の立位訓練を行い、姿勢保持機能付き歩行器を試したところ、足が出せたことから歩行訓練になるとの主治医の勧めで申請に至る。

判定の経過・結果と根拠

来所による医学的判定を実施したが、デモ機による試乗の結果、使用操作が不充分であった。訓練及び操作時の動画を要すると判断したため処方は見送りとした。後日、動画で判断したが希望する機種を使用しての歩行は実用性に乏しく、現時点では訓練用としての道具であり、補装具の処方には相当しないと判断した。

その後、当該機種の貸し出しを受けて使用してきたが、時間をかければ歩行は可能との理由で再度判定依頼があった。来所による医学的判定では再度歩行器操作が不充分の状態と判断。訓練時の動画を再び求め、昨年より歩行距離の延長などある程度の効果を認めた。家族に使用計画の提出、近隣各県・市への照会、メーカーへの支給実績を求め所内検討会議で協議した。厚生労働省から「当該ケースの使用目的は訓練用であり補装具とは認められない」との意見も得た。以上を踏まえ協議の結果、補装具としては不相当と判定した。

特記事項・コメント

最重度の知的障害が操作不充分の一因であったこともあり、判断に苦慮した事例である。高額な類似の姿勢保持機能付き歩行器が開発されているが、障害児の訓練器具としての有効性が実証されていても補装具として個別に処方することは慎重な対応が求められる。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

7 既製品歩行器を認めた児童事例

障 害 名・等 級	体幹機能障害1級
性 別・年 齢	女性 10代
原 因 疾 病 名	脳性麻痺
補装具の種目・型式等	歩行器（腰掛付き前方支持型）
価 格	100,000 円

事例概要

体幹機能障害のため移動に制限がある。歩行時には体幹を支える必要があり、これまで腰掛付き前方支持型の歩行器を学校で使用してきた。身体的な成長に伴いサイズが合わなくなったとの理由から身体に適合する同じ機種の歩行器を希望し判定に至った。

判定の経過・結果と根拠

医師意見書を参考に書類判定を行った。身体機能の状況から体幹を支えることで歩行が可能であるとの意見であった。また、既にサイズの小さい同機種の歩行器の使用経験があり、この歩行器を使用することで学校内の移動が実用的となると判断した。しかし、本歩行器は既製品であり、学校内だけの移動に使用するのであれば同様の障害状況の誰もが使用可能な器具と捉え、個別の事例に支給してよいものか判断に苦慮した。

対象児の生活様式を確認したところ、学校内に限らず、学校以外での移動にも使用する機会があるとのことであった。申請にあたり他の歩行器を試用してみたが体幹が安定せず実用的な移動が困難であることが確認され、本事例の判定結果は適当とした。

特記事項・コメント

補装具の種目の内、他の障害児も共用できる既製品であって学校のみで使用するものについては、教育上、学校に具備すべき備品の範囲で対応できるのかどうかを確認する必要がある。又、学齢前であっても通所している施設のみで訓練用として使用する場合も同様に考えられる。

ただし、学校・施設内の移動にとどまらず、対象者の日常の移動に必須となる場合は、補装具としての対応が適切と思われる。その場合、基準額内での対応を原則とするが、告示された歩行器の基本構造、基準額では対応できない場合のみ歩行器の特例補装具として扱われることが望ましい。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

8 高額な歩行器を差額自己負担とした児童事例

障 害 名・等 級	両上下肢機能全廃1級
性 別・年 齢	男性 10代
原 因 疾 病 名	頭部外傷後遺症
補装具の種目・型式等	歩行器
価 格	253,000 円

事例概要

交通事故により受傷。遷延性意識障害、四肢麻痺が存在したが、徐々に回復がみられた。リハビリテーション目的の入院中に既製品歩行器を使用し歩行訓練開始。歩行機能は徐々に改善し、現在は外来通院しつつ、家庭内及び学校内で今回申請の歩行器をレンタルで使用し、今回の申請に至った。

特例補装具として所管する福祉事務所から助言の依頼があった。

判定の経過・結果と根拠

申請書類からは歩行器の必要性が十分に認められなかった。意見書作成医師、家族に使用状況などを問い合わせたところ、以前使用していた歩行器では不整地、学校運動場などでの歩行がスムーズでないこと。日常活動として、運動場で活発に活動しており意欲が高いことの説明があった。しかし、以前から使用していた既製品の同等安価な特例補装具歩行器が現状で充分機能しており、今回申請された補装具でなければならない理由が認められなかった。自治体において特例補装具費支給限度額に関する内規を定めており、この内規に示した額の範囲内で同等安価な特例補装具歩行器は認めることとし、高性能高額な歩行器を希望し限度額を超えた場合は差額自己負担とした。

特記事項・コメント

本事例の日常の移動手段は、学校内に限らず家庭においても歩行器を必要としていたことから、補装具として歩行器を支給することは適当である。補装具の適応においては同等安価を原則としているが、特に特例補装具費の支給にあたっては申請された補装具でなければならない理由を明確にすることが重要である。場合によっては、同等の機能を持つ、より安価な他の補装具の適応を進める視点も忘れてはならない。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

9 高額膝継手を他の継手と比較して却下した事例

障 害 名・等 級	右大腿切断3級
性 別・年 齢	男性 40代
原 因 疾 病 名	糖尿病性壊疽
補装具の種目・型式等	大腿義足 膝継手 単軸膝遊動式（空圧・油圧式電子制御）
価 格	膝継手 836,500 円

事例概要

糖尿病性壊疽による大腿切断例。健側下肢に問題はない。事務所を経営し、職場の4階まで日常的に階段昇降が行われている。現在、多軸膝遊動空圧式電子制御の膝継手を使用しているが、交通機関内での揺れや他者との接触で膝折れ、転倒することがあった。

職業上の理由から公共交通機関での移動や階段昇降は不可欠であり、安定性を求めてより高機能な膝継手の希望に至った。

判定の経過・結果と根拠

希望する高機能な単軸膝遊動式（空圧・油圧式電子制御）膝継手に加えて、現有の多軸膝遊動空圧式電子制御の膝継手、多軸膝ロック式バウンシング機能付き膝継手の3種の膝継手の比較試用を行い処方検討を行った。希望する膝継手を使いこなす能力があることは認められたが、その膝継手でなければならない理由はなく、適応対象として該当しないと判断した。ソケットの不適合があったため、ソケット交換の修理対応のみ行った。

特記事項・コメント

職業・住環境の特性からも適応の可能性があり、希望する膝継手を含めて複数の膝継手を比較試用して検討された事例である。結果的には希望する膝継手でなくても対応できると判定された。本事例のように既に義足を使いこなしている利用者から、さらに高機能な膝継手の希望申請があがることがある。基本に立ち返り、生活上、就労上、真に必要なか、その部品でなければ対応できないのかを慎重に検討する必要がある。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

第4章

補装具に関する基礎知識

1	義肢	82
2	装具	135
3	座位保持装置	194
4	車椅子・電動車椅子	196
5	視覚障害者のための補装具	215
6	聴覚障害者のための補装具	222
7	重度障害者用意思伝達装置	229
8	その他の肢体不自由者用補装具	233
9	障害児に係る補装具	238

※ 採型区分及び価格体系は P.285 「補装具費支給事務取扱要領」を参照してください

●本章に掲載の写真・イラストについて

- ・「1 義肢」「2 装具」に掲載の写真は一般社団法人日本義肢協会から提供されたものです。
- ・「4 車椅子・電動車椅子」に掲載の写真は一般社団法人日本車椅子シーティング協会から提供されたものです。
- ・「5 視覚障害者のための補装具」に掲載の写真は社会福祉法人日本盲人会連合から提供されたものです。
- ・「6 聴覚障害者のための補装具」に掲載の写真は一般社団法人日本補聴器工業会から提供されたものです。
- ・「7 重度障害者用意思伝達装置」に掲載のイラストは一般社団法人日本リハビリテーション工学協会から提供されたものです。

1 義肢

1-1 総論

(1) 義肢とは

先天的に、又は切断により四肢の一部を欠損した場合に、元の手足の形態又は機能を復元するために装着する人工の手足を義肢といい、上肢の切断に用いる義肢を義手、下肢の切断に用いる義肢を義足と呼びます。

義手

切断された上肢の機能を補完することを目的として用いる義肢で、その名称は切断部位によって付けられています。上肢の複雑・精緻な作業を行う義手は丈夫で操作性に優れている必要があります、装飾用義手は美観に優れている必要もあります。

義足

切断された下肢の機能を補完することを目的として用いる義肢で、義足の名称も切断部位によって付けられています。下肢の役割は立つこと、歩くことであるため、体重を支え安定した歩行ができるように軽くて丈夫な義肢でなければなりません。

(2) 切断の原因

切断の適応となる原因には、次のようなものがあります。

■ 末梢循環障害

- ①閉塞性動脈硬化症 ②閉塞性血栓性血管炎（バージャー病） ③動脈瘤、動静脈瘻

■ 悪性腫瘍

- ①骨肉腫 ②軟骨肉腫 ③巨細胞肉腫、線維肉腫 ④ユーイング肉腫 ⑤癌の骨転移

■ 外傷及び後遺症

- ①複雑骨折による治療が期待できない場合 ②血管損傷（動脈栓塞、血栓症）による壊死
③火傷、凍傷による壊疽及びその後の瘢痕

■ 炎症

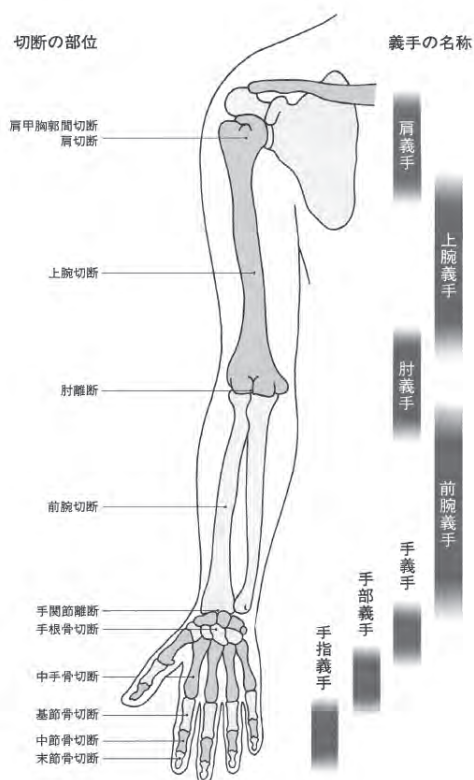
- ①骨髓炎、骨関節結核、化膿性関節炎により骨関節の著明な破壊を認め治療が期待できないとき
②ガス壊疽、菌感染による壊疽

■ 神経性疾患

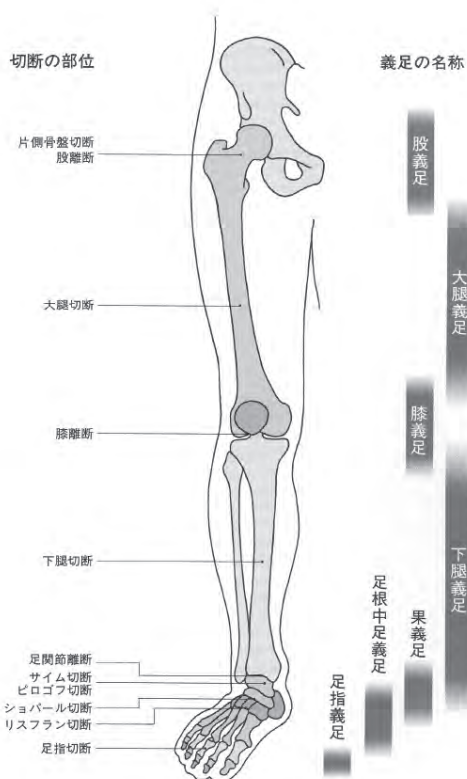
- ①脊椎破裂、脊髄損傷による四肢の変形、潰瘍形成 ②らい

(3) 切断の部位と義肢の名称

■上肢（義手）



■下肢（義足）



(4) 義肢の分類

義肢は、その構造により殻構造義肢と骨格構造義肢に分けられます。

殻構造義肢

甲殻類の肢体の構造と同じように義肢に働く外力を殻で負担し支持すると同時に、この殻の形が元の手足の外観を復元する構造をもつ義肢です。プラスチック、木材、アルミニウム、セルロイドなどを用いて製作され、外骨格義肢ともいいます。

骨格構造義肢

人体の手足の構造と同様に、中心軸に沿ってパイプなどの骨格が通り、これで外力を支持し、外観の復元にはプラスチックフォームなどの軟材料の成形品をかぶせた構造をもつ義肢です。骨格構造義肢はパイプ、継手などの部品が規格化され互換性を持ち、組み合わせが自由であるため、モジュラー義肢と同義に使用され、内骨格構造義肢ともいいます。

■ 殻構造義手（上腕義手・装飾用）



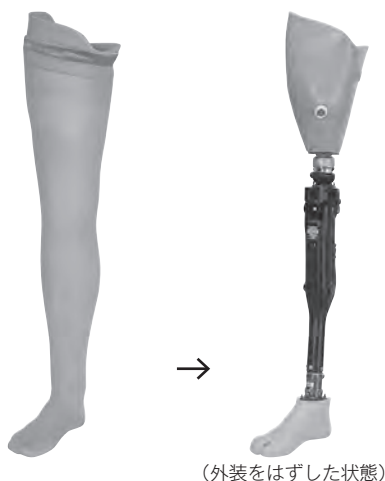
■ 骨格構造義手（上腕義手・装飾用）



■ 殻構造義足（股義足・カナディアン式）



■ 骨格構造義足（大腿義足・吸着式）



1-2 義手

（1）義手の主な解説

1 義手の分類

義手は、使用目的により装飾用義手、作業用義手、能動義手の3種に分類されます。

装飾用

外観の復元を第一義的に考えた義手で、各関節に相当する部には他動的に可動する継手が組み入れられています。

作業用

外観は考慮に入らずに、個々の作業（農耕、山林作業や工業関係の重作業）に適した手先具

が交互に取り付けられる構造になっている義手です。堅牢、軽量、取り外しが簡単でしかも取り付けた手先具が任意の角度で確実に連結されることが大切です。

能動式

主として上肢帯（肩甲、上腕部のこと）及び体幹の運動を、義手の制御のための力源に利用し、ケーブルを介して専用の継手、手先具を操作するような構造の義手です。

自分の体の残存運動を利用して、コントロールケーブルを引っ張り、手先具（指に相当する機能を持つ先端部分）の開閉や、肘継手の固定、遊動のコントロールができます。手先部分が随意に開閉するもので、摘み動作が可能となります。この義手を有効に使うためにはコントロールケーブルシステムのチェック、装着後の訓練などが必要で、切断者が職業復帰をするためにはもっとも多く用いられます。

■ 作業用 ※殻構造上腕義手



■ 能動式（フック型） ※殻構造上腕義手



2 義手の構成要素

ソケット

切断端を差し込んで、義手を身体に固定する部分。切断端と義手との接触部分で重要な要素です。ソケットは、切断の部位や断端の状態に合わせて使用するソケットを選択する必要があります。

ソフトインサート

硬質のソケットが身体切断面にあたって痛み・傷などの支障を生じるのを防ぐ目的で、中間に挿入する軟性のプラスチック、スポンジ、皮革を用いて断端全体を覆う内側のソケットです。

支持部

義手のソケットと遠位部の継手又は継手部分間を結合し、外力を支持・伝達し、相互の距離を維持する部分。上腕部、前腕部に相当する重量を支える幹の部分です。

継手

身体の肩、肘、手、指関節部に相当する義手の関節部分。人体の関節運動を代償するために、屈曲・伸展・内転・外転・回旋などの運動が可能な構造を持ちます。

外装

義手の外側を包んで美観上の外観を整える部品。

ハーネス

義手を懸垂し、上肢帯（肩周辺）の運動をケーブルの牽引力に変換する目的で肩・胸郭などに装着する装置です。

手先具

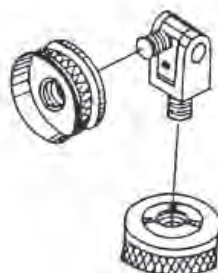
身体の手の形に似せたハンド型と、機能を重視して鉤状の形にしたフック型があります。

継手のいろいろ

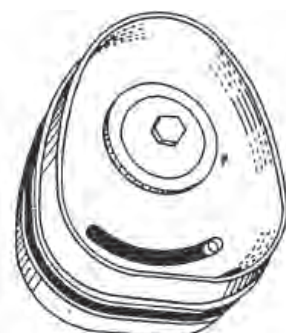
■肩継手



屈曲・外転式
肩関節の屈曲・伸展方向と外転、内転の2軸方向に動く継手



ユニバーサル式
可動域を自由な方向に動く継手



隔板式
2枚合わせての板を軸方向に締めつけて屈曲、伸展方向に摩擦で制動する継手

■肘継手



能動単軸ブロック式
（肩、上腕義手用）



単軸ヒンジ式（能動式）
（肘離断、上腕義手長断端用）



倍動ヒンジ式
（前腕義手短断端用）



多軸ヒンジ式
(前腕義手用)



単軸ヒンジ式（手動式）※筋金式



単軸ヒンジ式（手動式）
(骨格用手動式肘継手 肩、上腕義手用)

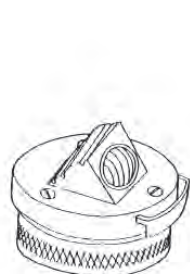
■手継手



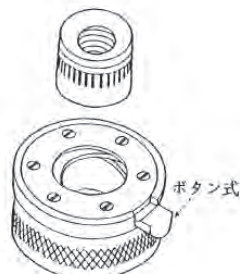
面摩擦式
手先具をねじ込みと摩擦により、
適当な角度で作業できる機構



軸摩擦式
コネクターを締めつけて手
先具の回転を制御する機構



屈曲式
手先具をねじ込み手先具を
屈曲したり、屈曲位の固定
ができる機構



迅速交換式
手先具の交換を迅速に行える機構

手先具のいろいろ



装飾用手先具



装飾用手先具（シリコングローブ）



曲鉤（きょっこう）



双嘴鉤（そうしこう）



鉤持ち金具

作業用手先具



能動式ハンド



能動式手先具



能動フック

(2) 支給要件と適応例

1 支給要件

上肢切断または先天性の欠損があり、義手の装着により日常生活能力や作業能力の改善が図られる者。

作業用は、職場および家庭で重作業を行う者、能動式では職場および家庭で作業を行う者で、医療機関等において装着訓練を受けているか、受ける予定の者。

2 適応例

適応例としては主に次の例が挙げられます。

- ①短断端若しくは長断端等により、標準断端の義手に対応できない場合、近位若しくは遠位の義手が処方される。
- ②必要に応じて装飾用と作業用、若しくは装飾用と能動式の併給が可能である。
- ③能動式について、ハンド型とフック型の併給はできない。(完成用部品の交換で対応)
- ④作業用の外装は、塗装等必要最小限とする。

(3) 適応例と製作項目

1 肩義手

基本要件

肩甲胸郭間切断者

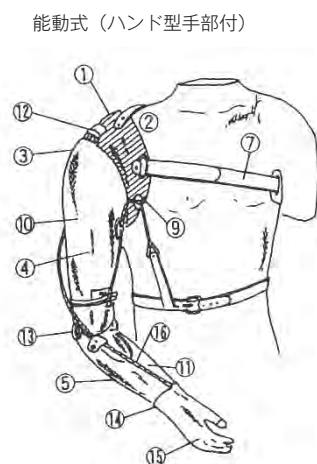
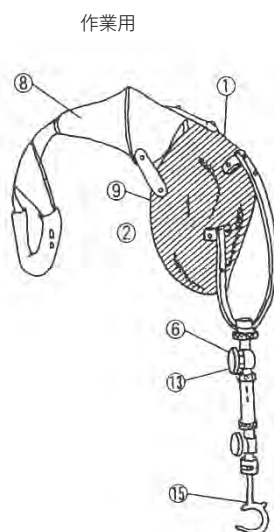
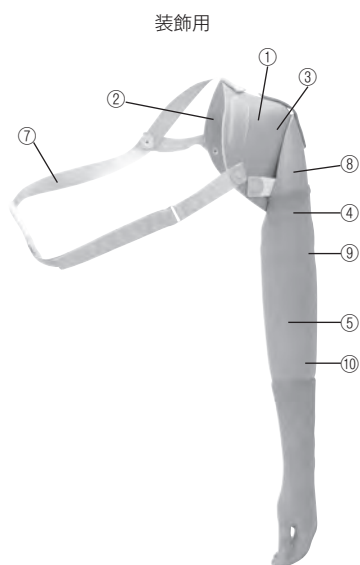
肩関節離断者

適応例

- ①肩甲胸郭間切断、肩関節離断、上腕の極短断端切断者が適応となる。
- ②切断肢の機能が用廃し義手の装着による機能の改善は希薄であるため、多くは装飾用が必要とされる。
- ③重量や外観の観点から骨格構造義肢が適当である。
- ④稀に使用目的により能動式、作業用が必要となる。

義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	A-1	・装飾用	4年
		・作業用	3年
		・能動式普通用<ハンド型手部付、フック型手部付>	3年
		・能動式肩甲鎖骨切除用<ハンド型手部付、フック型手部付>	3年
骨格構造	A-1	・装飾用	—



殻構造

製作項目

構造		殻構造	骨格構造
区分		使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分		A-1	A-1
型式等		装飾用 作業用 能動式	装飾用
製作要素	ソケット ①	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート ②	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	
	支持部	肩 部 ③	肩義手用
		上 腕 部 ④	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
		前 腕 部 ⑤	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
		作 業 用 ⑥	上腕部 → 幹部を使用する場合に限る
	義手用ハーネス	肩義手用 ⑦	胸郭用ベルトハーネス式 肩たすき式
	外 装	肩 部 ⑧	皮革 プラスチック 塗装
		上 腕 部 ⑨	皮革 プラスチック 塗装
		前 腕 部 ⑩	皮革 プラスチック 塗装
完成用部品	肩継手⑫	隔板式 屈曲・外転式 ユニバーサル式	屈曲・外転式 ユニバーサル式
	義手調整用部品		チューブ
	肘継手⑬	手動単軸ブロック式 能動単軸ブロック式 作業用幹部式	単軸式（単軸固定式）
	義手調整用部品		チューブ
	手継手⑭	面摩擦式	軸摩擦式
	外装用部品		コネクションプレート
	手先具⑮	装飾手袋（コスメチックグラブ） 能動ハンド 能動フック 装飾ハンド 作業用手先具	装飾ハンド 装飾手袋（コスメチックグラブ）
	外装用部品		フォームカバー
	その他⑯	ケーブルセット	

2 上腕義手

基本要件

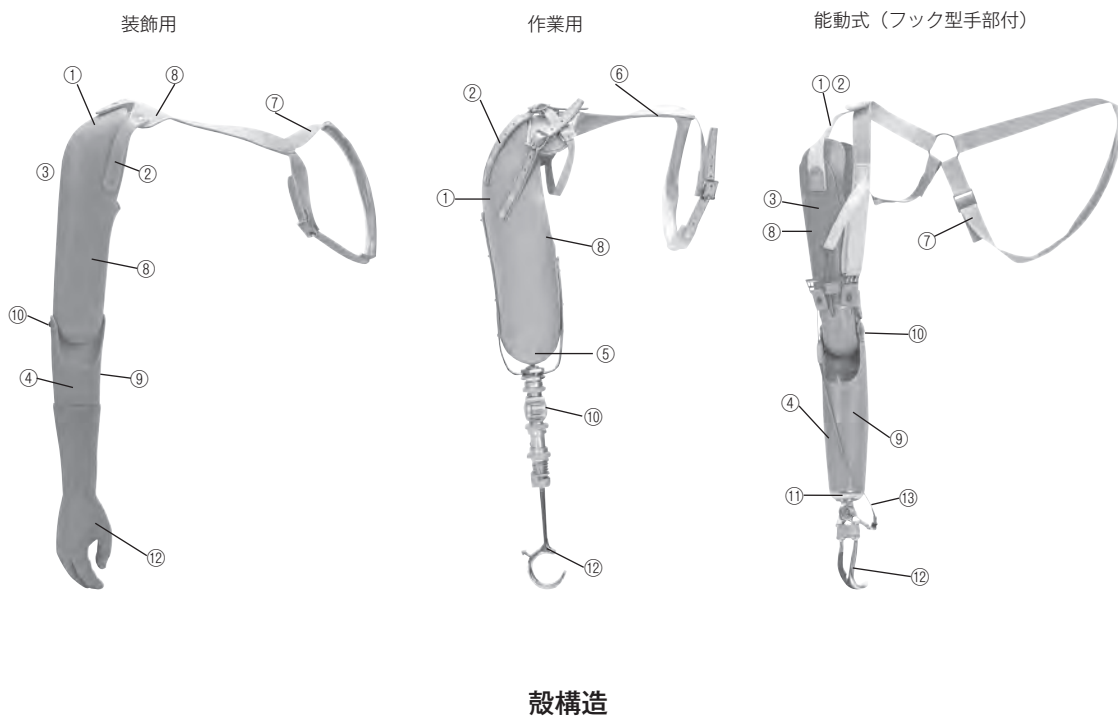
上腕切断者

適応例

- ①上腕切断者が適応となる。
- ②切断肢の残存機能が少ないことにより義手装着による機能の改善は希薄である。このため、多くは装飾用が必要とされる。
- ③重量や外観の観点から骨格構造義肢が適当である。
- ④稀に使用目的により能動式、作業用が必要とされる。

義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	A-2	・装飾用 ・作業用 ・能動式 <ハンド型手部付、フック型手部付>	4年 3年 3年
骨格構造	A-2	・装飾用	—



製作項目

構造		殻構造	骨格構造
区分		使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分		A-2	A-2
型式等		装飾用 作業用 能動式	装飾用
製作要素	ソケット ①	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート ②	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	
	支持部	上腕部 ③ アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	上腕義手用
		前腕部 ④ アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	
		作業用 ⑤ 上腕部 → 幹部を使用する場合に限る	
	義手用ハーネス	上腕義手用 胸郭用ベルトハーネスー式 肩たすきー式 (⑥) 8字ハーネスー式 (⑦)	
	外装	上腕部 ⑧ 皮革 プラスチック 塗装	上腕義手用
		前腕部 ⑨ 皮革 プラスチック 塗装	
完成用部品	肘継手⑩	手動単軸ブロック式 能動単軸ブロック式 作業用幹部式	単軸式 (単軸固定式)
	手継手⑪	面摩擦式	面摩擦式 軸摩擦式 手部コネクタ
	外装部品		コネクションプレート
	手先具⑫	装飾手袋 (コスメチックグラブ) 能動ハンド 能動フック 装飾ハンド 作業用手先具	装飾ハンド 装飾手袋 (コスメチックグラブ)
	外装部品		フォームカバー
	その他⑬	ケーブルセット 断端袋 (上腕用)	

3 肘義手

基本要件

肘関節や肘関節の近位での切断者

適応例

- ①肘関節離断者や肘関節近位での切断者が適用となる。
- ②切断肢の残存機能がそれほど多くはないため、多くは装飾用が必要とされる。
- ③骨格構造義肢はない。
- ④稀に使用目的により能動式、作業用が必要とされる。

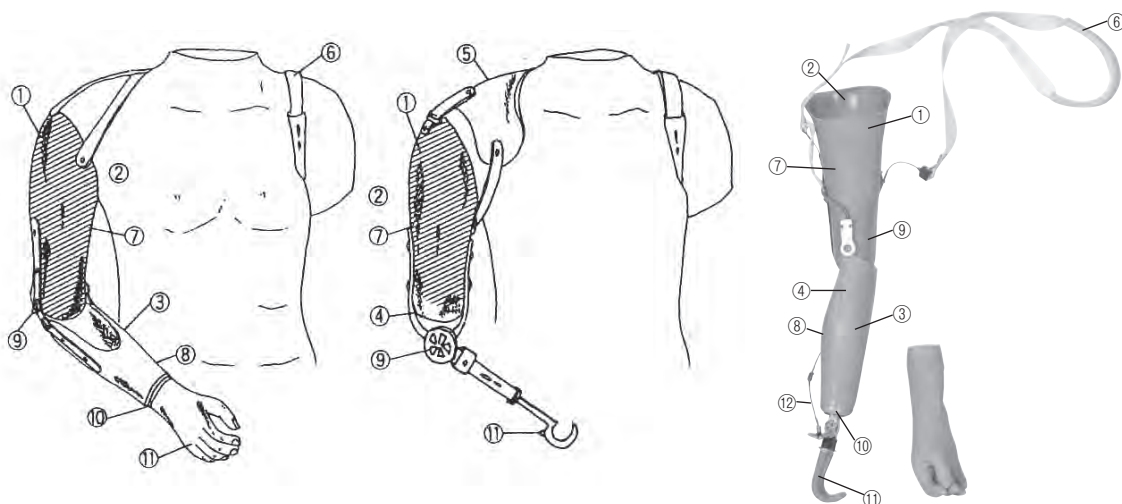
義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	A-3	・装飾用 ・作業用 ・能動式	3年

装飾用

作業用

能動式（フック型手部付）



殻構造

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等
採型区分		A-3
型式等		装飾用 作業用 能動式
製作要素	ソケット①	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
	ソフトインサート②	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂
	支持部	前腕部③ アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
	ハーネス	上腕義手用 胸郭用ベルトハーネス一式(④) 肩たすき一式(⑤) 8字ハーネス一式(⑥)
	外装	上腕部⑦ 皮革 プラスチック 塗装 前腕部⑧ 皮革 プラスチック 塗装
完成用部品	肘継手⑨	多軸ヒンジ式 能動式 作業用幹部式
	手継手⑩	面摩擦式
	手先具⑪	装飾手袋（コスメチックグラブ） 能動ハンド 能動フック 作業用手先具
	その他⑫	ケーブルセット 断端袋（前腕用）

4 前腕義手

基本要件

前腕切断者

適応例

- ①前腕切断者が適応となる。
- ②切断部位的に切断肢の残存機能が多く、義手装着により作業が容易になりやすいので、装飾用に加えて作業用も多く必要とされる。
- ③使用目的により、稀に能動式が処方される。
- ④骨格構造義肢は外見上のメリットはあるが、重量的には殻構造との違いはあまりない。

義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	A-4	・装飾用 ・作業用 ・能動式＜長断端用ハンド型、長断端用フック型＞ ＜中断端用ハンド型、中断端用フック型＞ ＜短断端用ハンド型、短断端用フック型＞	3年
骨格構造	A-3	・装飾用	—

装飾用



作業用



能動式（フック型手部付）



殻構造

製作項目

構造			殻構造	骨格構造
区分			使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分			A－4	A－3
型式等			装飾用 作業用 能動式	装飾用
製作要素	ソケット①		アルミニウム、セルロイド 皮革熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート②		皮革 軟性発泡樹脂皮革・軟性発泡樹脂	
	支持部	前 腕 部 ③	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	前腕義手用
		作 業 用 ④	前腕部 → 幹部を使用する場合に限る	
	義手用ハーネス	前 腕 義 手 用	胸郭用ベルトハーネス一式 8字ハーネス一式 ⑤ 9字ハーネス一式 たわみ継手（1組） 前方支持バンド 上腕カフ（三頭筋パッド）⑥	胸郭用ベルトハーネス一式 8字ハーネス一式 9字ハーネス一式 上腕カフ（三頭筋パッド）
	外 装	前 腕 部 ⑦	皮革 プラスチック 塗装	前腕義手用
完成用部品	肘継手⑧		遊動式	
	手継手⑨		面摩擦式 作業用幹部式	軸摩擦式
	義手調整用部品			ソケットアダプター チューブ
	手先具⑩		装飾手袋（コスメチックグラブ） 能動ハンド 能動フック 作業用手先具	装飾ハンド 装飾手袋（コスメチックグラブ）
	外装用部品			コネクションプレート フォームカバー
	その他⑪		ケーブルセット 断端袋（前腕用）	

5 手義手

基本要件

手関節離断又は手根部を残した手部の切断者

適応例

- ① 手関節離断または手根骨部を残した手部の切断者が適応となる。
- ② 多くは装飾用で使用目的により、稀に作業用が処方される。
- ③ 手義手には骨格構造のものはない。

義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	A-5	・装飾用 ・作業用 ・能動式	3年



シリコングローブ



パッシブフィンガー

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	
採型区分		A-5	
型式等		装飾用 作業用 能動式	
製作要素	ソケット	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	
	支持部	前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
	ハーネス	前腕義用手	8字ハーネス一式 上腕カフ（三頭筋パッド）
	外 装	前 腕 部	皮革 プラスチック 塗装
完成用部品	手継手	面摩擦式 作業用幹部式	
	手先具	装飾手袋（コスメチックグラブ） 能動ハンド 能動フック 作業用手先具	
	その他	ケーブルセット 断端袋（前腕用）	

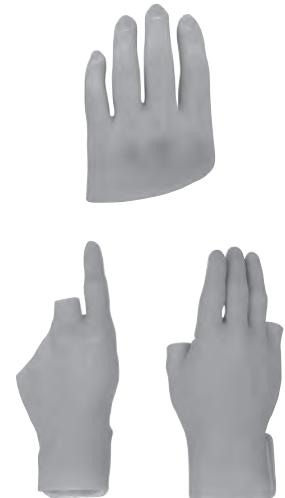
6 手部義手

基本要件

中手骨部（手掌部）切断者

適応例

- ①手根部又は一部の指が残存した手裳部の切断者が適応となる。
- ②ほとんどは装飾用であるが、把持動作を行うため、まれに作業用として処方されることもある。
- ③手部義手には、骨格構造のもの及び能動式のものは無い。



義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	A-6	・装飾用	1年
		・作業用	2年

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	
採型区分		A-6	
型式等		装飾用 作業用	
製作要素価格	ソケット	セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
完成用部品	手先具	装飾手袋（コスメチックグラブ）	

7 手指義手

基本要件

指切断者

適応例

- ①基節骨を残した指の切断者が適応となる。
- ②多くは装飾用で、使用目的により作業用が必要となる。
- ③手指義手には、骨格構造のもの及び能動式のものはない。

手指義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	A-7	・装飾用	1年
		・作業用	2年

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	
採型区分		A-7	
型式等		装飾用	作業用
製作要素	ソケット	皮革	熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
完成用部品	手先具	装飾手袋（コスメチックグラブ）	装飾ハンド



1-3 義足

(1) 義足の分類

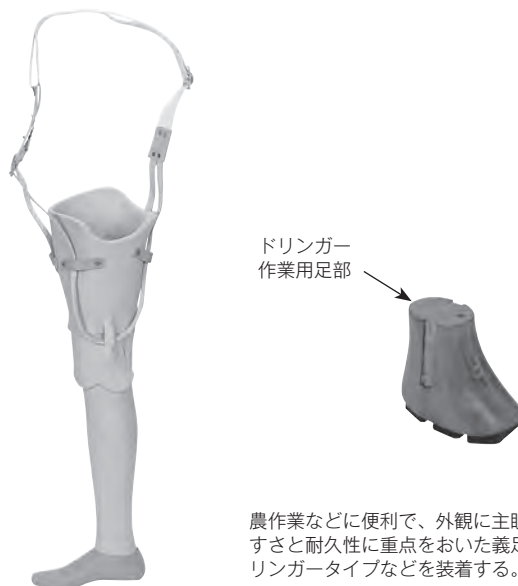
義足は、使用目的により常用、作業用の2種に分類されます。

① 常用

日常生活において使用しうる機能と外観を備えた義足。

② 作業用

農耕作業、その他の重作業に適する義足であり、具体的には鉄脚やドリンガー足部を取り付けた義足で極めてまれにしか必要とされない。



常用 殻構造大腿義足

農作業などに便利で、外観に主眼をおかず、作業のしやすさと耐久性に重点をおいた義足で、足部には木製のドリンガータイプなどを装着する。

(2) 義足の構成要素

① ソケット

切断端を差し込んで、義足を身体に固定する部分。切断端と義足との接触部分で重要な要素である。ソケットは、切断の部位や断端の状態に合わせて使用するソケットを選択する必要がある。

② ソフトインサート

硬質のソケットが身体切断面に当たって痛み・傷などの支障を生じるのを防ぐ目的で、中間に挿入する軟性のプラスチック、スポンジ、皮革を用いて断端全体を覆う内側のソケット。

③ 支持部

義足のソケットと遠位部の継手又は継手部分間を結合し、外力を支持・伝達し、相互の距離を維持する部分。大腿部、下腿部に相当する重量を支える幹の部分である。

④ 継手

身体の股、膝、足関節部に相当する義足の関節部分。人体の関節運動を代償するために、屈曲・伸展・内転・外転・回旋などの運動が可能な構造を持つ。

⑤ 外装

義足の外側を包んで美観上の外観を整える部品。

⑥ 義足用懸垂部品

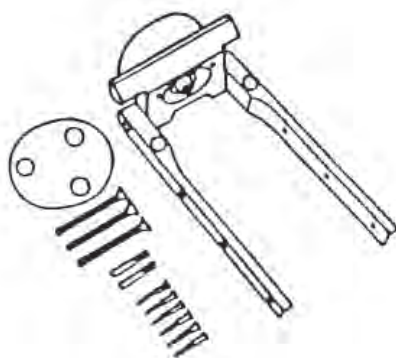
義足が断端部から脱落することを防ぐために取り付けられる装置。肩吊バンド、シレジアバンド、腰バンドなどがある。

⑦ 足部

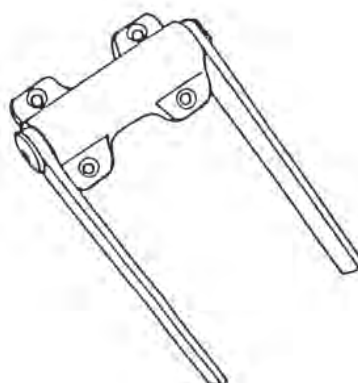
人の足関節、外観、機能を代償補填するもので、単軸足部、多軸足部、固定足部、SACH足部などがある。

継手と足部

1 股継手

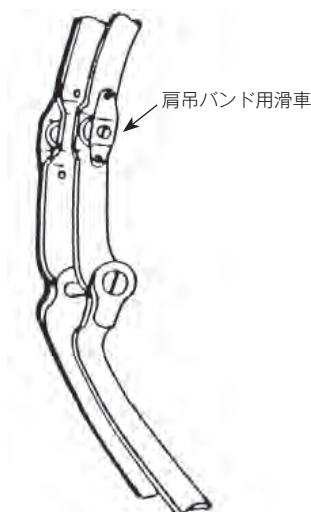


ノースウェスタン式

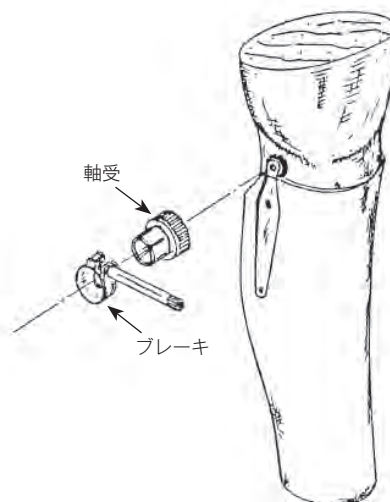


カナディアン式

2 膝継手

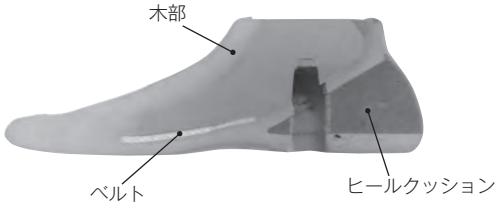
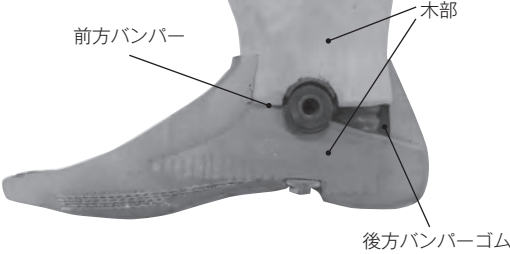
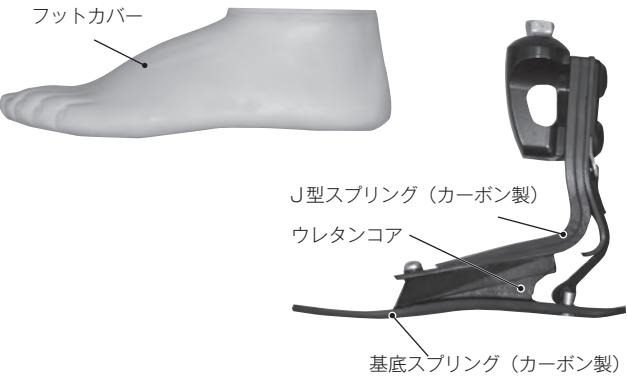
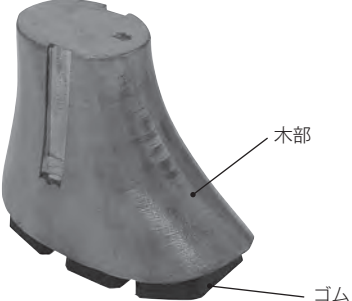


ヒンジ継手



ブロック型継手（定摩擦膝）

3 足継手及び足部

SACH足部 (Solid Ankle Cussion Heel) 機械的な足継手はないが、踵がクッション材で出来ていて、荷重がかかると沈み、足継手の役割をはたす。軽量で活動的な足部であり、外装は軟質のプラスチックである。	
単軸足部 単軸足部は、機械的の継手で前後で動きを制限するバンパーがあり、踵部には、クッション材としてゴムが使用されている。安定性が良い。	
多軸足部 底屈、背屈、内転、外転が出来る足部で、運動するときには便利である。	
ドリンガー足部 作業用足部として用いられ、主に農作業に適している。	

(3) 支給要件と適応例

1 支給要件

下肢切断又は先天性の欠損があり、義足の装着により歩行能力や作業能力の改善が図られる者。

作業用としては、職場および家庭で特殊な作業をする者。

2 適応例

- ①短断端若しくは長断端等により、標準断端の義足に対応できない場合、近位若しくは遠位の義足が処方される。
- ②必要に応じて常用と作業用の併給が可能である。
- ③作業の内容により鉄脚及びドリリング足部の必要がない場合も作業用とみなす。
- ④作業用の外装は、塗装等必要最小限とする。

(4) 適応例と製作項目

1 股義足

基本要件

骨盤切断者

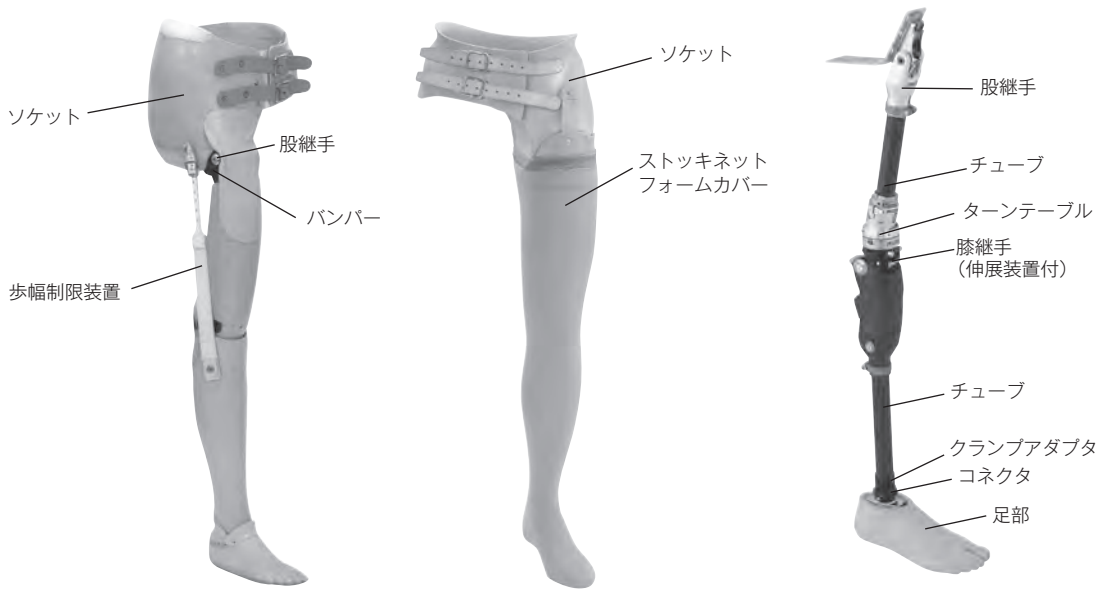
股関節離断者

適応例

- ①片側骨盤切除、股関節離断、股関節近位の大腿切断者が適応となる。
- ②ソケットの違いから普通型（主として受皿式ソケット）とカナディアン式がある。
- ③受皿式ソケットは、長年この型を使用して他の型式に変更できない者が適応となる。
- ④新規の切断者には義足を懸垂しやすく骨盤を包み込む形式のソケットであるカナディアン式が適応となる。
- ⑤カナディアン式には骨格構造と殻構造があるが、外観や重量の面から骨格構造が適当である。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-1	・常用 ＜普通、カナディアン式＞ ・作業用	4年
骨格構造	B-1	・カナディアン式	—



殻構造（カナディアン式）

骨格構造（カナディアン式）

製作項目

構造		殻構造	骨格構造
区分		使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分		B-1	B-1
型式等		受皿式 カナディアン式	カナディアン式
製作要素	ソケット		アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
	ソフトインサート		皮革 軟性発泡樹脂 皮革 軟性発泡樹脂
	支持部	股 部	股義足用
		大 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
		下 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
		作 業 用	大腿部 → 鉄脚を使用する場合に限る
	義足懸垂用部品		股 義 足 用 懸垂帯一式
	外 装	股 部	皮革 プラスチック 塗装
		大 腿 部	皮革 プラスチック 塗装
		下 腿 部	皮革 プラスチック 塗装
		足 部	表革 裏革 塗装 リアルソックス
完成用部品	義足調整用部品		コネクタ
	股継手		ヒンジ継手<伸展制限付外転式> カナディアン式 ロック式
	義足調整用部品		チューブ クランプアダプタ コネクタ ターンテーブル
	膝継手		単軸膝<遊動式、ロック式> 安全膝 多軸膝<遊動式、ロック式>

構造		殻構造	骨格構造
完成用部品	義足調整用部品		チューブ クランプアダプタ 伸展屈曲装置 トルクアブソーバー
	外装用部品		コネクションプレート
	足継手		固定式（SACH 足用） 遊動式単軸足用
	足部調整用部品		ボルト
	足部	単軸足部 SACH足部 ドリリング足部	SACH足部 単軸足部
	外装用部品		フォームカバー（股・大腿用） ストッキネット（股・大腿用）
	その他	SACH用アングルブロック	

2 大腿義足

基本要件

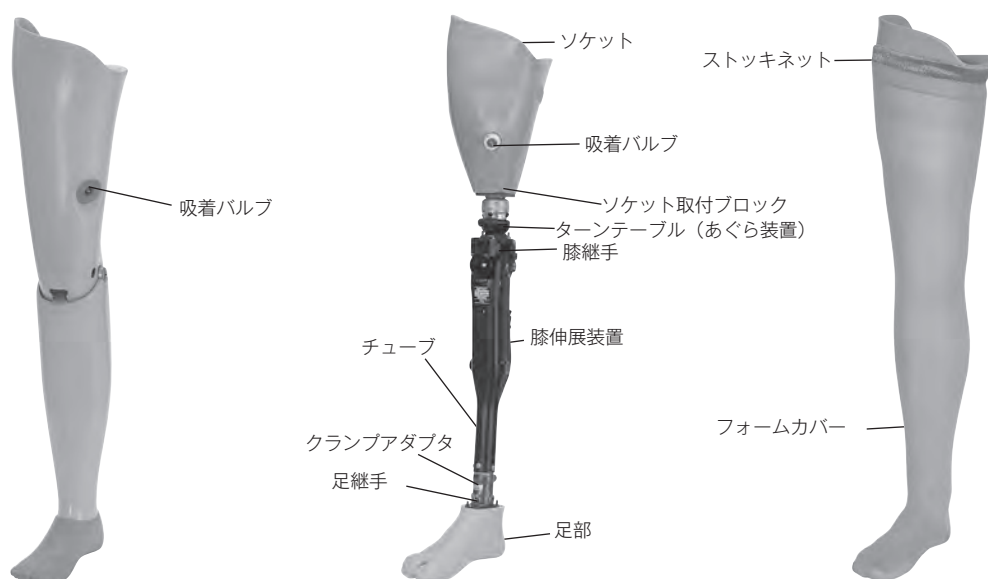
大腿切断者

適応例

- ①大腿切断者が適応となる。
- ②差込式は、肩吊帯等の懸垂装置が必要となる。長年差込式を使用して他の形式に変更が出来ない者が適応となる。
- ③吸着式は陰圧を利用して懸垂するため特別な場合を除き懸垂装置が不要となる。新規の切断者は、主に吸着式の適応となる。
- ④段端部に癒痕があったり、筋の萎縮が著しく、骨の突出があるなど、十分な陰圧を利用出来ない者については、差込式の適応となる。
- ⑤外観や重量の面から骨格構造が適当である。
- ⑥作業用があるが、常用が使用されることが多い。
- ⑦ライナー式は、断端にライナーを装置してから義足を着ける。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-2	・常用 ・吸着式常用（差込吸着式を含む） ・作業用	3年 5年 3年
骨格構造	B-2	・差込式 ・吸着式（差込吸着式を含む）	—



殻構造（吸着式常用）

骨格構造（吸着式）

製作項目

構造			殻構造	骨格構造
区分			使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分			B-2	B-2
型式等			差込式 ライナー式 吸着式	差込式 ライナー式 吸着式
製作要素	ソケット		木製 アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート		皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン	
	支持部	大 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	大腿義足用
		下 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	
		作 業 用	大腿部 → 鉄脚を使用する場合に限る	
	義足懸垂用部品	大腿義足用	シレジアバンドー式 肩吊带 腰バンド 横吊带 義足用股吊带	
	外 装	大 腿 部	皮革 プラスチック 塗装	大腿義足用
		下 腿 部	皮革 プラスチック 塗装	
		足 部	表革 裏革 塗装 リアルソックス	
完成用部品	義足調整用部品		ブロック コネクタ クランプアダプタ チューブ ターンテーブル	
	膝継手		ヒンジ継手<前止め固定式>、 鉄脚、ブロック継手<遊動式>	
	義足調整用部品		単軸膝<遊動式、ロック式> 安全膝 多軸膝<遊動式、ロック式> 伸展屈曲装置 チューブ クランプアダプタ	

構造		殻構造	骨格構造
完成用部品	外装用部品		コネクションプレート
	足継手		固定式（SACH 足用） 遊動式＜単軸足用＞
	足部調整用部品		ボルト
	足部	単軸足部 SACH足部 ドリンガー足部	SACH足部 単軸足部
	外装用部品		フォームカバー（股・大腿用） ストッキネット（股・大腿用）
	その他	吸着バルブ SACH用アングルブロック	吸着バルブ 断端袋（大腿用） バッテリーキット ライナーロックアダプター シリコンライナー

3 膝義足

基本要件

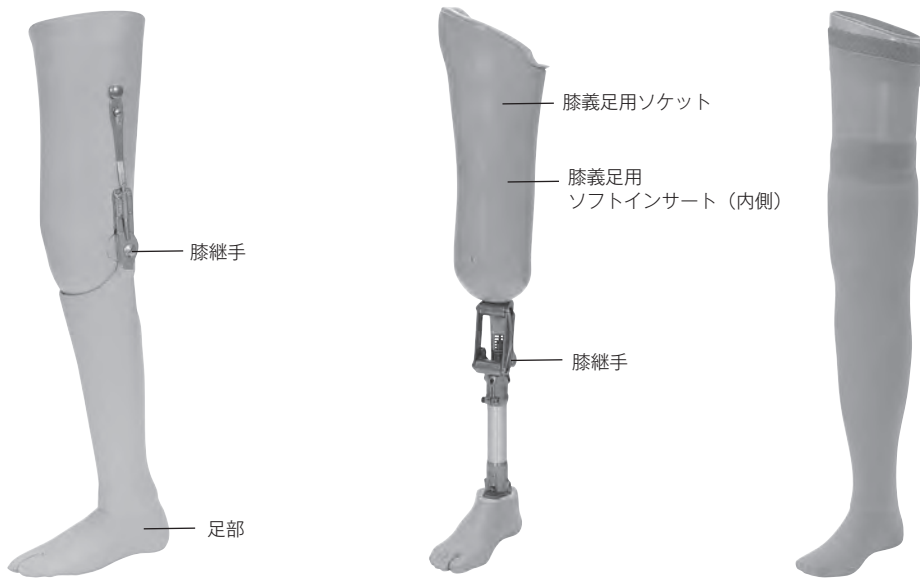
膝関節離断者

適応例

- ①膝関節離断、膝関節近位の切断者が適応となる。
- ②基本的にソケットは差込式である。
- ③殻構造と骨格構造があるが、外観的な面からは骨格構造が適当である。
- ④常用と作業用があるが、常用が処方されることが多い。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-3	・常用 ・作業用	3年 2年
骨格構造	B-3	・常用	—



殻構造（常用）

骨格構造

製作項目

構造		殻構造	骨格構造
区分		使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分		B-3	B-3
型式等		差込式 ライナー式 吸着式	差込式 ライナー式 吸着式
製作要素	ソケット	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコン	
	支持部	下 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
		作 業 用	大腿部 → 鉄脚を使用する場合に限る
	義足懸垂用部品	大腿義足用	シレジアバンドー式 肩吊带 腰バンド 横吊带 義足用股吊带
	外 装	大 腿 部	皮革 プラスチック 塗装
		下 腿 部	皮革 プラスチック 塗装
		足 部	表革 裏革 塗装 リアルソックス
完成用部品	義足調整用部品		コネクタ
	膝継手	ヒンジ継手<横引き固定式> 鉄脚	単軸膝<遊動式、ロック式> 安全膝 多軸膝<遊動式、ロック式>
	義足調整用部品		チューブ クランプアダプタ 伸展屈曲装置
	足継手		固定式 (SACH 足用) 遊動式<単軸足用>
	外装用部品		コネクションプレート
	足部調整用部品		ボルト
	足部	SACH足部 ドリンガー足部	SACH足部 単軸足部
	外装用部品		フォームカバー (股・大腿用) ストッキネット (股・大腿用)
	その他	SACH用アングルブロック	断端袋 (大腿用)

4 下腿義足

基本要件

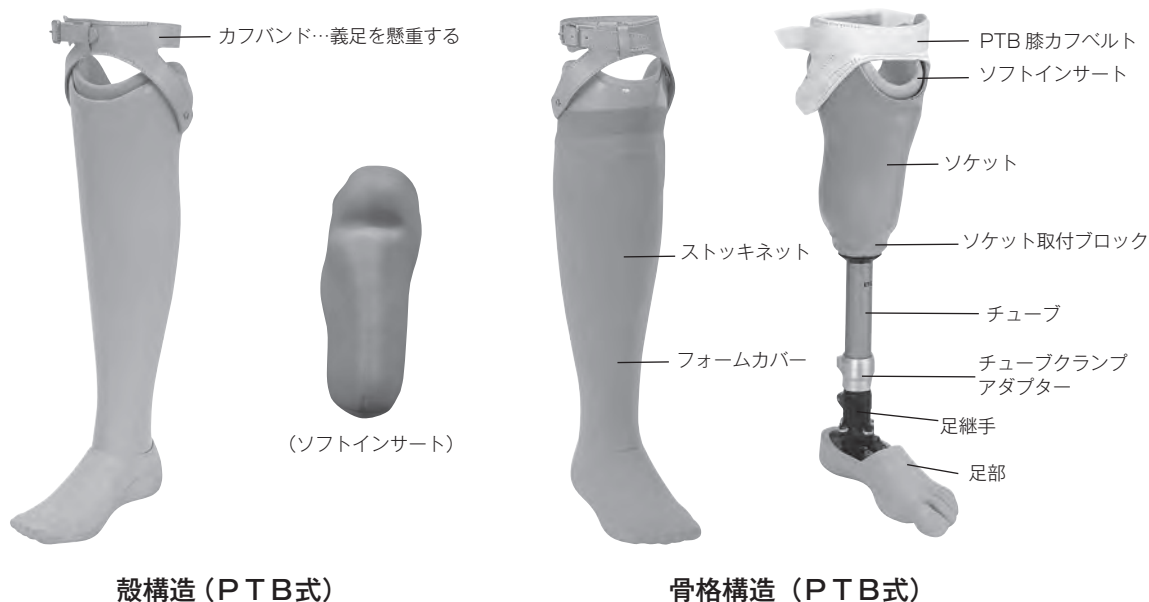
下腿切断者

適応例

- ①下腿切断者が適応となる。
- ②ソケットの形式としては、差込式、PTB式、PTS式、KBM式がある。
- ③差込式は長年差込式を使用して他の形式に変更できない者が適応となり、新規の切断者には、ほとんど適応とならない。断端の体重支持部に癒痕のある者や重作業をする者、極短断端の者については、新規の切断者でも適応となる。
- ④PTB式は多くの下腿切断者が適応となるが、膝関節の安定性に問題がある者や、短断端には不適である。
- ⑤PTS式は、短断端や膝関節の安定性に問題がある者に適している。
- ⑥KBM式は、短断端には適さないが膝関節の安定性のない者に適している。
- ⑦骨格構造は外見上のメリットがあり、重量的にも軽量なものが多い。
- ⑧作業用があるが、常用が使用されることが多い。
- ⑨ライナー式は、PTB、PTS、KBM式、どの型式でも用いることができる。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-4	・常用 <普通、PTB式、PTS式、KBM式> ・作業用	2年
骨格構造	B-4	・PTB式 ・PTS式 ・KBM式 ・長断端用	—



製作項目

構造		殻構造	骨格構造
区分		使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分		B-4	B-4
型式等		差込式 PTB式 PTS式 KBM式	差込式 PTB式 PTS式 KBM式
製作要素	ソケット	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコン	
	支持部	下 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
		作 業 用	下腿部 → 鉄脚を使用する場合に限る
	義足懸垂用部品	下腿義足用	腰バンド 横吊帯 大腿もも締め一式 PTB膝カフ式
	外 装	下 腿 部	皮革 プラスチック 塗装
		足 部	表革 裏革 塗装 リアルソックス
完成用部品	義足調整用部品		ブロック コネクタ チューブ クランプアダプタ
	膝継手		ヒンジ継手<下腿遊動式> 鉄脚
	外装用部品		コネクションプレート
	足継手		固定式 (SACH 足用) 遊動式<単軸足用>
	足部調整用部品		ボルト
	足部		単軸足部 SACH足部 ドリリング足部
	外装用部品		フォームカバー (下腿用) ストッキネット (下腿用)
	その他		SACH用アングルブロック KBMウェッジ

5 サイム義足

基本要件

サイム切断者

適応例

- ①サイム切断、足関節離断等の者が適応となる。
- ②下端部に骨の膨盛があるため、装着できるようにソケットの一部に窓を開けている有窓式である。
- ③補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準では、下腿義足に含まれる。
- ④骨格構造もあるが、外観・重量とも殻構造との違いはない。
- ⑤作業用があるが、常用が使用されることが多い。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-5	・常用 <差込式、有窓式> ・作業用	2年
骨格構造	B-5	・差込式 ・有窓式	—



製作項目

構造		殻構造	骨格構造
区分		使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分		B-5	B-5
型式等		差込式 有窓式	差込式 有窓式
製作要素	ソケット	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	
	支持部	下 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
		作 業 用	下腿部 → 鉄脚を使用する場合に限る
	外 装	下 腿 部	皮革 プラスチック 塗装
		足 部	表革 裏革
完成用部品	義足調整用部品		コネクタ
	足継手		固定式（SACH足用） 遊動式＜単軸足用＞
	足部		SACH足部 ドリンガー足部
	外装用部品		サイム用足部 SACH足 単軸足部
	その他		ストッキネット（下腿用） 断端袋（下腿用）

6 果義足

基本要件

ピロゴフ切断

ボイド切断等

果の下から踵にかけての切断者

適応例

- ①ピロゴフ切断、ボイド切断等、果の下から踵にかけての切断者が適応となる。
- ②断端が長いので完成用部品の足部は使用できない場合は、軟性発泡樹脂で個別に成形された足部を使用する。
- ③骨格構造のもの及び作業用のものはない。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-6		2年



差込み式



有窓式

製作項目

構造			殻構造		
区分			使用材料・種類・部品等		
採型区分			B－6		
型式等					
製作要素	ソケット		セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂		
	ソフトインサート		皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂		
	支持部	足 部	軟性発泡樹脂		
	外 装	下 腿 部	皮革 プラスチック 塗装		
		足 部	表革 裏革 塗装 リアルソックス		
完成用部品		そ の 他	ベルト付先ゴム		

7 足根中足義足

基本要件

- ショパール切断
- リスフラン切断
- 中足骨部切断等
- 踵から前足部にかけての切断者

適応例

- ①ショパール切断、リスフラン切断、中足骨部切断等、踵から前足部にかけての切断者が適応になる。
- ②形式としては鋼板式と足袋式がある。
- ③骨格構造のもの及び作業用のものはない。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-6 B-7	・鋼板入り ・足袋型	2年 1年



鋼板入り



足袋式

製作項目

型式等			鋼板入り		足袋型	
区分			使用材料・種類・部品等			
採型区分			B－6		B－7	
製作要素	ソケット		セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂			
	ソフトインサート		皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂			
	支持部	足 部	軟性発泡樹脂			
	外 装	下 腿 部	皮革 プラスチック 塗装			
		足 部	表革 裏革 塗装 リアルソックス			
完成用部品		足 部	装飾足袋			
		そ の 他	ベルト付先ゴム			

8 足指義足

基本要件

足指切断者

適応例

①足指切断者

②足指切断者

※骨格構造のもの及び作業用のものはない。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-7		1年



製作項目

区分		使用材料・種類・部品等
採型区分		B-7
型式等		
製作要素	ソケット	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
完成用部品	足部	装飾足部

1-4 見積例

1 義手

肩義手

殻構造肩義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-1
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-1
製作要素 価格	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-1
	支持部	肩部	
	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	肩たすき一式	
	外装	肩部 プラスチック	
		上腕部 プラスチック	
		前腕部 プラスチック	
完成用部品		肩継手 屈曲外転式 肘継手 能動単軸ブロック式 手先具 装飾ハンド 手先具 装飾手袋	F A J -100 E -50 F 佐藤 5-8 P 佐藤 5-44



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

肩義手

殻構造肩義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-1
	加算	肩甲胸郭間切断用	A-1
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-1
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-1
	支持部	肩部	
		加算	
	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	胸郭用ベルトハーネス一式	
	外装	肩部 プラスチック	
完成用部品		手先具 装飾ハンド 手先具 装飾手袋 手先具 装飾手袋 手先具 装飾手袋	佐藤 5-8 S 佐藤 1-0 X 佐藤 2-452 佐藤 5-44



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

肩義手

殻構造肩義手 能動式 フック型

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	能動式		A-1
	ソケット	熱硬化性樹脂	A-1
製作要素 価格	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-1
	支持部	肩部	
	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義用手用ハーネス	胸郭用ベルトハーネス一式	
	外装	肩部 プラスチック	
		上腕部 プラスチック	
		前腕部 プラスチック	
完成用部品	肩継手	屈曲外転式	F A J -100
	肘継手	能動単軸ブロック式	E-200
	肘継手	能動単軸ブロック式	E-460
	手継手	迅速交換式	スマー F M -100
	手先具	能動フック	スマー 8 X
	その他	ケーブルセット	スマー 2250
	その他	ケーブルセット	近畿 KPI-6
	その他		フック用先ゴム

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

上腕義手

殻構造上腕義手 能動式 ハンド型

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	能動式		A-2
	加算	吸着式	A-2
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義用手用ハーネス	上腕義用手用 8字ハーネス一式	
	外装	上腕部 プラスチック	
		前腕部 プラスチック	
完成用部品	肘継手	能動単軸ブロック式	E200
	肘継手	能動単軸ブロック式	E450
	手継手	屈曲式	スマー F W -300
	手先具	能動ハンド	オートボック 8 K 27
	手先具	装飾手袋	オートボック 8 S 11 N
	その他	ケーブルセット	近畿 KPI-6

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



上腕義手

殻構造上腕義手 能動式 フック型

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	能動式		A-2
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス式	
	外装	上腕部 プラスチック	
		前腕部 プラスチック	
完成用部品	肘継手		E-200 E-460
	手継手 屈曲式		ｽｽﾞﾐ FW-300
	手先具 能動フック		ｽｽﾞﾐ 8 X
	その他 ケーブルセット		ｽｽﾞﾐ 2250
	その他 フック用先ゴム		
	その他 ハーネス部品		ｽｽﾞﾐ



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。
使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

上腕義手

殻構造上腕義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-2
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス式	
	外装	上腕部 プラスチック	
完成用部品	手先具 装飾ハンド		佐藤 5-8 S
	手先具 装飾手袋		佐藤 2-452
	手先具 装飾手袋		佐藤 5-44
	ハーネス部品		ｽｽﾞﾐ
	その他 断端袋 上腕用		



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。
使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

上腕義手

殻構造上腕義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-2
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス一式	
完成用部品		手先具 装飾ハンド 手先具 装飾手袋 手先具 装飾手袋 手先具 装飾手袋 ハーネス部品 その他 断端袋 上腕用	佐藤 5-8 P 佐藤 1-52 佐藤 2-452 佐藤 5-44 叔母 50115

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

上腕義手

殻構造上腕義手 作業用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	作業用		A-2
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	ソフトインサート	皮革	A-2
	支持部	上腕部	
	義手用ハーネス	肩たすき一式	
	外装	上腕部 プラスチック	
完成用部品		肘継手 作業用幹部式 作業手先具 × 3 その他 ハーネス部品 その他 断端袋 上腕用	叔母 50115

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



肘義手

殻構造肘義手 能動式 フック型

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	能動式		A-3
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-3
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス	
	外装	上腕部 プラスチック	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品	肘継手 単軸ヒンジ 能動式		肘マ- E-1500
	手継手 面摩擦式		肘マ- WE-500
	手先具 能動フック		肘マ- 5
	その他 ケーブルセット		肘マ- 2250
	その他 フック用先ゴム		
	その他 断端袋 上腕用		
	その他 ハーネス部品		肘マ- 50115
	手先具 能動ハンド		オト-ボック 8 K 23
	ケーブルセット		肘マ- 50444



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

前腕義手

殻構造前腕義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-4
	加算	顎上支持式	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品	手先具 装飾ハンド		佐藤 5-8 S
	手先具 装飾手袋		佐藤 3-452
	手先具 装飾手袋		佐藤 5-44
	その他 断端袋 前腕用		



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

前腕義手

殻構造前腕義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-4
	基本加算	顎上支持式	
製作要素価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品		手先具 装飾手袋 その他 前腕用 断端袋	佐藤 5-92X



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

前腕義手

殻構造前腕義手 能動式 ハンド型

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	能動式		A-4
	加算	顎上支持式	
製作要素価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	前腕義手用 8字ハーネス一式	
	義手用ハーネス	前腕義手用 上腕カフ	
	義手用ハーネス	前腕義手用 たわみ継手	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品		手継手 屈曲式 手先具 能動ハンド 手先具 装飾手袋 その他 断端袋 前腕用 その他 ケーブルセット その他 ハーネス部品	オートボック 10 V 39 オートボック 8 K 23 オートボック 8 S 11 N スズメ 2251 スズメ



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

前腕義手

殻構造前腕義手 能動式 フック型

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	能動式		A-4
	加算	顎上支持式	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	前腕義手用 8字ハーネス一式	
	義手用ハーネス	前腕義手用 上腕カフ	
	義手用ハーネス	前腕義手用 たわみ継手	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品		手継手 屈曲式 手先具 能動フック その他 フック用先ゴム その他 断端袋 前腕用 その他 ケーブルセット その他 ハーネス部品	オット-ボック 10 V 39 ホヌー 5XA ホヌー 2251 ホヌー



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

前腕義手

殻構造前腕義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-4
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	前腕義手用 上腕カフ	
	義手用ハーネス	前腕義手用 たわみ継手	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品		手先具 装飾ハンド 手先具 装飾手袋 手先具 装飾手袋 その他 断端袋 前腕用	佐藤 5-8 P 佐藤 3-452 佐藤 5-44



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

前腕義手

殻構造前腕義手 作業用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	作業用		A-4
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	ソフトインサート	皮革	A-4
	支持部	作業用前腕部	
	義手用ハーネス	前腕義手用 上腕カフ	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品		肘継手 単軸ヒンジ遊動式 手継手 作業用幹部 作業手先具 × 3	

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



手部義手

殻構造手部義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-6
製作要素 価格			
完成用部品		手先具 装飾ハンド 手先具 装飾手袋 加算 マジック取付け	佐藤 4-8 P 5 佐藤 4-45

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



手部義手

殻構造手部義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-6
製作 要素 価格	ソケット	熱可塑性樹脂	A-6
完成用部品		手先具 装飾ハンド 手先具 装飾手袋 加算 マジック取付け	佐藤 4-8 P 5 佐藤 4-91 X



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

手部義手

手部義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-6
製作 要素 価格			
完成用部品		手先具 装飾手袋 加算 マジック取付け 加算 指芯	佐藤 4-92 指×3



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

手指義手

手指義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-7
製作要素価格			
完成用部品		手先具 装飾手袋 加算 指芯	佐藤 4-95X 指×2



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

手指義手

手指義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-7
製作要素価格			
完成用部品		手先具 装飾手袋	佐藤 610



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

肩義手

骨格構造肩義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-1
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-1
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-1
	支持部	肩義手用	
	支持部加算		
	義手用ハーネス	胸郭用ベルトハーネス式	
	外装	肩義手用	
完成用部品	肩継手 ユニバーサル式		オトボック 12 S 7
	肘継手 単軸式		オトボック 12 R 4
	手継手 軸摩擦式		オトボック 10 R 2
	手継手 手部コネクタ		啓愛 KI-H-064
	手先具 装飾ハンド		佐藤 5-8 P
	手先具 装飾手袋		佐藤 5-44
	外装部品 フォームカバー		オトボック 15 K 3
	外装部品 コネクションプレート		オトボック 13 R 9



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

肩義手

骨格構造肩義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-1
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	
	支持部	肩義手用	
	義手用ハーネス	肩義手用 胸郭用ベルトハーネス式	
	外装	肩義手用	
完成用部品	肩継手 ユニバーサル式		オトボック 12S7
	軸摩擦式		オトボック 10R2
	肘継手 単軸式（軸固定式）		オトボック 12R4
	手継手 軸摩擦式		オトボック 10R2
	手継手 手部コネクタ		啓愛 KI-H-064
	手先具 手袋		佐藤 5-92X
	外装部品 フォームカバー		オトボック 15K3



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

上腕義手

骨格構造上腕義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-2
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-2
	支持部	上腕義手用	
	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス一式	
	外装	上腕義手用	
完成用部品		肘継手 単軸式 手継手 軸摩擦式 手継手 手部コネクタ 手先具 装飾ハンド 手先具 装飾手袋 手先具 装飾手袋 外装部品 フォームカバー 外装部品 コネクションプレート ハーネス部品 その他 断端袋 上腕用	オットボック 12 R 2 オットボック 10 R 2 啓愛 KI-H-064 佐藤 5-8 S 佐藤 3-452 佐藤 5-44 オットボック 15 K 2 オットボック 13 R 9 ｽﾏｰ 50115 上腕用



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

上腕義手

上腕筋電動義手

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	筋電電動式		A-2
基本加算	加算	吸着式	
	加算	透明チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	筋電電動式 熱硬化性樹脂	A-2
	支持部	上腕部筋電電動式 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス一式	
	外装	上腕部 プラスチック	
完成用部品		電動ハンド リストユニット エルボーユニット 電極 × 2 接続ケーブル電極用 × 2 ローテーター コントローラー バッテリーボックス 接続ケーブルバッテリー用 バッテリー × 2 充電器 スイッチ 装飾手袋 吸着バルブ ハーネス部品 ケーブルセット	オットボック 8 E 38 = 9 オットボック 10 S 1 オットボック 12 K 44 オットボック 13E202=60 オットボック 13E129=G オットボック 10 S 17 オットボック 13E205 オットボック 757 Z 190 = 1 オットボック 13E188 オットボック 757 B 21 オットボック 757 L 20 オットボック 9 X 24 オットボック 8 S 11 ﾏﾞｯｸ M 0255 ｽﾏｰ 50115 ｽﾏｰ 2250



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

前腕義手

前腕筋電動義手（成人用）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	筋電動式		A-4
	加算	顎上支持式	
基本加算	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	筋電動式 熱硬化性樹脂	A-4
	支持部	前腕部筋電動式 熱硬化性樹脂	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品		電動ハンド	オットー・ツク 8 E 44 = 6
		リストユニット	オットー・ツク 10 V 38
		リストユニット用部品	オットー・ツク 9E397
		リストユニット用部品	オットー・ツク 9 S 266
		電極 × 2	オットー・ツク 13E200=60
		接続ケーブル電極用 × 2	オットー・ツク 13E129=G
		リストユニット	オットー・ツク 10 S 1
		ローテーター	オットー・ツク 10 S 17
		コントローラー	オットー・ツク 13E205
		接続ケーブルバッテリー用	オットー・ツク 13E188
		バッテリーボックス	オットー・ツク 757 Z 190 = 1
		バッテリー × 2	オットー・ツク 757 B 21
		充電器	オットー・ツク 757 L 20
		スイッチ	オットー・ツク 9 X 24
		装飾手袋	オットー・ツク 8 S 11

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



前腕義手

前腕筋電動義手（小児用）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	筋電動式		B-4
基本加算	顎上支持式	顎上支持式	
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	筋電動式 熱可塑性樹脂	B-4
	支持部	前腕部筋電動式 熱硬化性樹脂	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品		電動ハンド	オットー・ツク 8E51=5 1/2
		リストユニット	オットー・ツク 10S16=34
		電極 × 2	オットー・ツク 13E200=60
		接続ケーブル電極用 × 2	オットー・ツク 13E129=G
		コントローラー	オットー・ツク 9E370
		コントローラー用部品	オットー・ツク 13E184
		接続ケーブルバッテリー用	オットー・ツク 13E132
		バッテリーボックス	オットー・ツク 757 Z 149
		バッテリー × 2	オットー・ツク 757 B 13
		充電器	オットー・ツク 757 L 13=2
		装飾手袋	オットー・ツク 8 S 20
		電極取付部品 × 2	オットー・ツク 13 E 201

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



2 義足

股義足

骨格構造股義足 カナディアン式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	カナディアン式		B-1
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-1
	支持部	股義足用	
	支持部	支持部加算	
	外装	股義足用	
完成用部品	股継手 カナディアン式		オットーボック 7E7
	膝継手 多軸遊動式		オットーボック 3R60-Pro
	義足調整用部品 クランプアダプタ		オットーボック 4R56
	義足調整用部品 ターンテーブル		オットーボック 4R57
	義足調整用部品 クランプアダプタ		オットーボック 4R52
	義足調整用部品 トルクアップソーバー		オットーボック 4R39
	足部 SACH 足部		オットーボック 1C40
	外装用部品 フォームカバー 股・大腿用		オットーボック 3S107
	外装用部品 ストッキネット 股・大腿用		オットーボック 4R32



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

大腿義足

骨格構造大腿義足 吸着式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	吸着式		B-2
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	B-2
	ソケット	カーボンストッキネット	B-2
	支持部	大腿義足用	
	外装	大腿義足用	
完成用部品	膝継手 単軸膝 ロック式		フレック SL0708
	足継手 遊動式 単軸足用		フレック M1055
	義足調整用部品 コネクタ		フレック M0207
	義足調整用部品 チューブ		フレック M0860
	義足調整用部品 ターンテーブル		フレック SL0250
	足部 単軸足部		フレック M1150
	外装用部品 コネクションプレート		フレック M12-005
	外装用部品 フォームカバー 股・大腿用		フレック M1203-L
	外装用部品 ストッキネット 股・大腿用		フレック M1222
	その他 吸着バルブ		フレック M0257



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

大腿義足

殻構造大腿義足 吸着式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	吸着式		B-2
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-2
	ソケット	カーボンストッキングネット	B-2
	支持部	常用 大腿部 熱硬化性樹脂	
	支持部	常用 下腿部 熱硬化性樹脂	
	外装	外装 大腿部 プラスチック	
	外装	外装 下腿部 プラスチック	
完成用部品		膝継手 ブロック継手 安全膝 足部 単軸足部 その他 吸着バルブ	オットーック 3P23 オットーック 1H37 オットーック 21Y13

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



大腿義足

骨格構造大腿義足 ライナー式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	ライナー式		B-2
	加算	IRC ソケット	
	加算	ライナー使用によるチェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	B-2
	ソケット	カーボンストッキングネット	B-2
	支持部	大腿義足用	
	外装	大腿義足用	
完成用部品		膝継手 多軸膝 遊動式 義足調整用部品 コネクタ 義足調整用部品 コネクタ 義足調整用部品 コネクタ 義足調整用部品 チューブ 義足調整用部品 ターンテーブル 義足調整用部品 伸展屈曲装置 足部 SACH 足部 外装用部品 フォームカバー 股・大腿用 外装用部品 ストッキングネット 股・大腿用 外装用部品 ストッキングネット 股・大腿用 外装用部品 保護カバー 外装用部品 保護カバー その他 吸着バルブ その他 ライナー ピンアタッチメントなし	センチュリー TK-2000 オズーノ A-114030 オズーノ A-144300 オズーノ A-834300 オズーノ A-742020 オットーック 4R57 センチュリー TK-2070 オズーノ Vari-Flex Evo センチュリー TK-2075 オットーック 99B14 オットーック 99B15 センチュリー TK-2045 センチュリー TK-2052 オズーノ L-552000 オズーノ I-TF673-size

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



大腿義足

骨格構造大腿義足 ライナー式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	吸着式		B-2
	加算	IRC ソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	B-2
	ソケット	カーボンストックネット	B-2
	支持部	大腿義足用	
	外装	大腿義足用	
完成用部品	膝継手 単軸膝 遊動式		オットボック 3C98
	義足調整用部品 コネクタ		オットボック 4R41
	義足調整用部品 チューブ		オットボック 2R82
	義足調整用部品 ターンテーブル		オットボック 4R57
	足部 SACH 足部		オットボック 1C60
	外装用部品 フォームカバー 保護カバー		オットボック 4X160
	その他 バッテリーキット		オットボック 4E50
	その他 バッテリーキット		オットボック 757L16
	その他 吸着バルブ		オットボック 21Y14



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

大腿義足

骨格構造大腿義足 吸着式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	吸着式		B-2
	加算	IRC ソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-2
	ソケット	カーボンストックネット	B-2
	支持部	大腿義足用	
	外装	大腿義足用	
完成用部品	膝継手 単軸膝 遊動式		オットボック 3R80 +
	義足調整用部品 コネクタ		オットボック 4R41
	義足調整用部品 ターンテーブル		オットボック 4R57
	足部 SACH 足部		オットボック 1C63
	外装用部品 フォームカバー 股・大腿用		オットボック 3S107
	外装用部品 ストックネット 股・大腿用		オットボック 99B14
	外装用部品 ストックネット 股・大腿用		オットボック 99B15
	その他 吸着バルブ		オットボック 21Y13



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

膝義足

骨格構造膝義足 吸着式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	吸着式		B-3
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-3
	ソケット	カーボンストッキングネット	B-3
	ソフトインサート	皮革・軟性発泡樹脂	B-3
	支持部	大腿義足用	
	外装	膝義足用	
完成用部品	膝継手 多軸遊動式		オットーボック 3R60-EBS
	義足調整用部品 クランプアダプタ		オットーボック 4R52
	義足調整用部品 チューブ		オットーボック 2R38
	足部 SACH 足部		オットーボック 1C60
	外装用部品 フォームカバー 股・大腿用		オットーボック 3R24
	外装用部品 ストッキングネット 股・大腿用		オットーボック 99B14
	外装用部品 ストッキングネット 股・大腿用		オットーボック 99B15
	その他 吸着バルブ		



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

膝義足

殻構造膝義足

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格			B-3
	加算	大腿支柱付	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-3
	ソケット	カーボンストッキングネット	B-3
	ソフトインサート	皮革・軟性発泡樹脂	B-3
	支持部	常用 下腿部 熱硬化性樹脂	
	外装	大腿部 プラスチック	
	外装	下腿部 プラスチック	
完成用部品	膝継手 ヒンジ継手 横引き固定式 足部 SACH 足部 その他 SACH 用アングルブロック その他 断端袋 大腿用	小原 27B-021 オットーボック X1170 オットーボック X1370	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

下腿義足

骨格構造下腿義足 PTB 式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	PTB 式		B-4
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-4
	ソケット	熱可塑性樹脂	B-4
	ソケット	カーボンストックネット	B-4
	ソフトインサート	皮革・軟性発泡樹脂	B-4
	支持部	下腿義足用	
	義足懸垂用部品	下腿義足用 PTB 膝カフ式	
完成用部品	外装	下腿義足用	
	義足調整用部品 コネクタ		オットー ツク 4R100
	義足調整用部品 チューブ		オットー ツク 2R37
	義足調整用部品 クランプアダプタ		オットー ツク 4R52
	足部 SACH 足部		オットー ツク 1C61
	外装用部品 フォームカバー 下腿用		オットー ツク 6R6
	外装用部品 ストックネット 下腿用		オットー ツク 99B16
	その他 断端袋 下腿用		

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



下腿義足

骨格構造下腿義足 PTB 式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	PTB 式		B-4
	加算	ライナー使用によるチェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-4
	ソケット	カーボンストックネット	B-4
	支持部	下腿義足用	
	外装	下腿義足用	
完成用部品	義足調整用部品 コネクタ		オスカー L-672000
	義足調整用部品 チューブ		オスカー A-742010
	義足調整用部品 クランプアダプタ		オスカー A-342100
	足部 SACH 足部		オスカー FAPO-size
	外装用部品 フォームカバー 下腿用		オスカー FCX0002
	外装用部品 ストックネット 下腿用		オットー ツク 99B16
	その他 ライナーロックアダプタ		オスカー L-621000
	その他 ライナー		オスカー L-4313-size
	その他 断端袋 下腿用		

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



下腿義足

殻構造下腿義足 PTB 式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	PTB 式		B-4
	加算	大腿支柱付き	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-4
	ソケット	カーボンストッキネット	B-4
	ソフトインサート	皮革・軟性発泡樹脂	B-4
	支持部	常用 下腿部 熱硬化性樹脂	
	義足懸垂用部品	下腿義足用 大腿もも締め一式	
	外装	下腿部 プラスチック	
完成用部品		膝継手 ヒンジ継手 下腿遊動式 足部 単軸足部 その他 断端袋 下腿用	小原 23B-001 オットーック 1H37



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

下腿義足

殻構造下腿義足 PTB 式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	PTB 式		B-4
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-4
	ソケット	カーボンストッキネット	B-4
	ソフトインサート	皮革・軟性発泡樹脂	B-4
	支持部	常用 下腿用 熱硬化性樹脂	
	義足懸垂用部品	下腿義足用 PTB 膝カパー式	
	外装	下腿部 プラスチック	
完成用部品		足部 単軸足部 その他 断端袋 下腿用	オットーック 1H37



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

果義足

果義足 有窓式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	有窓式		B-5
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-5
	ソケット	カーボンストックネット	B-5
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	B-5
	支持部	下腿義足用	
	外装	プラスチック	
完成用部品		足部 サイム用足部 その他 断端袋 下腿用	オットーボック 1C20



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

足根中足義足

足根中足義足

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格			B-6
製作要素 価格	ソケット	皮革	B-6
	支持部	下腿部 熱硬化性樹脂	
	支持部	軟性発泡樹脂	
	外装	下腿部 皮革	
	外装	足部 表革	
	外装	足部 裏革	
完成用部品		その他 ベルト付先ゴム その他 断端袋 下腿用	啓愛KI-SG-C9



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

足根中足義足

足根中足義足 足袋式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格			B-7
製作要素 価格	ソケット	皮革	B-7
	支持部	足部 軟性発泡樹脂	
	外装	足部 表革	
	外装	足部 裏革	
完成用部品		その他 ベルト付先ゴム その他 断端袋 下腿用	啓愛KI-SG-C9



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

足根中足義足

足根中足義足

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格			B-6
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-6
	ソケット	カーボンストッキネット	B-6
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	B-6
	支持部	下腿部 熱硬化性樹脂	
	外装	下腿部 プラスチック	
完成用部品		足部 SACH 足部 その他 断端袋 下腿用	オトボック1E80



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

2 装具

2-1 下肢装具

(1) 下肢装具とは

立位保持（関節固定）、拘縮、変形の予防及び矯正、不随意運動の抑制、体重の支持及び免荷を目的として下肢に用いる装具です。

対象となる障害は下肢機能障害（体幹機能障がい3級以上で歩行困難な者を含む）で、障害の状態が下肢に筋力低下や変形拘縮・疼痛等があり、歩行能力の低下した状態をいいます。

(2) 下肢装具の特徴

金属製下肢装具

利点

- ①強度が大で破損しにくい
- ②継手に種々のものがあり、背屈・底屈可動域を容易にコントロールできる
- ③ストラップやパッドによる内・外反変形の矯正がしやすい
- ④仮合わせや完成時の修正、破損時の修理、部分的交換が比較的容易
- ⑤通気性が良好

問題点

- ①重い
- ②外見が悪い
- ③金属が錆びたり、皮革が不潔になったりする
- ④使用中に足継手及びあぶみが摩耗して底・背屈角度が変化することがある
- ⑤使用時に雑音が生ずることもある

プラスチック製下肢装具

利点

- ①軽量
- ②外見がよい
- ③清潔で汚れにくい
- ④錆びない
- ⑤使用時の雑音がない
- ⑥正確な形が得られやすい
- ⑦可撓性があり強靱でもある
- ⑧加熱により形の調整がある程度可能
- ⑨装具の上から靴が履きやすい

問題点

- ①継手部の耐久性に問題あり
- ②破損した場合の修理が困難
- ③採型時の肢位が重要で製作後に角度の調整がしにくい
- ④製作技術高度、設備を要す
- ⑤汗を通さず通気性の悪いものが多い
- ⑥褥瘡や擦り傷を作ることもある
- ⑦股継手・膝継手に満足できるものがまだない

(3) 下肢装具に使われる主な部品・付属品

支柱

下肢装具を構造上支持するもので、両側支柱、片側支柱、らせん状支柱、後方板ばね支柱などがあり、材料としては高力アルミニウム合金、プラスチックなどがある。

半月

下肢装具の支柱に取り付け、下肢の後面または前面を半周する半円筒状の帯板部品。装具を肢体に固定するとともに、支柱の位置決め機能を持ち、装具の強度も高める。

カフバンド

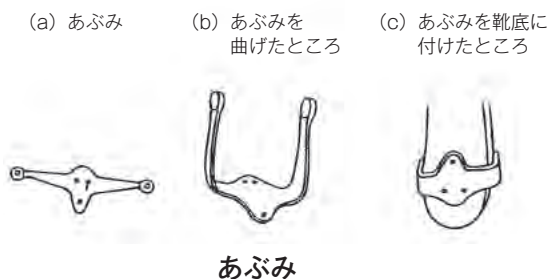
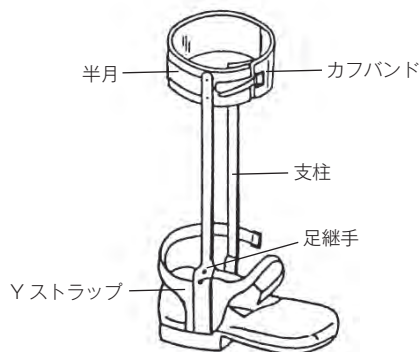
上肢又は下肢の一部を一周するように被覆する部品で皮革、プラスチックなどで作られる固定用のバンド。

あぶみ

足部又は靴と装具とを連結するもので、両側支柱の足継手以下の部分がついている。

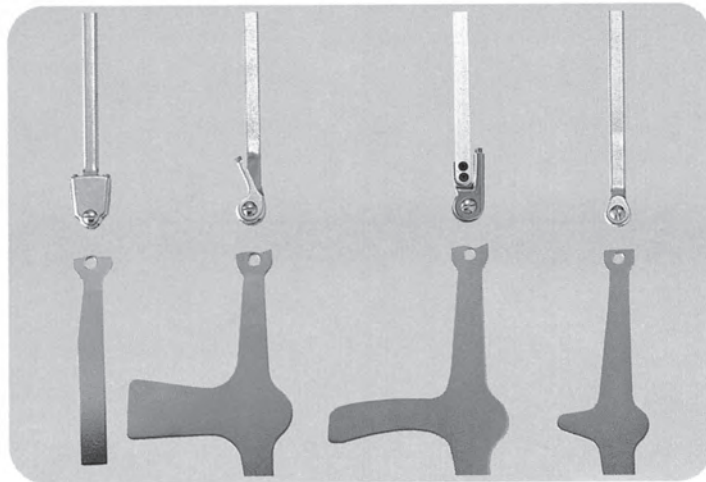
継手

各関節の動きを代償し、制御するものであるが、多くの種類があるので、目的に応じて最も適したものを選択する必要がある。



足断手の機能と適応

種類		機能	適応
遊動式		背屈・底屈フリー 内がえし・外がえしはストップ	足の側方不安定 (内反足・外反足傾向などに)
制御式 (制限付)	底屈制御付	背屈フリー、底屈ストップ 内がえし・外がえしはストップ	背屈筋力低下（下垂足など）、 底屈筋痙縮、反張膝
	背屈制御付	底屈フリー、背屈ストップ 内がえし・外がえしはストップ	底屈筋力低下（脛骨神経麻痺など）、 背屈筋痙縮、膝折れ
	背・底屈制御付 (含固定)	背屈と底屈を制御またはストップ 内がえし・外がえしはストップ	足関節周囲筋の高度の筋力低下、関 節不安定、足関節の安静・固定が必要 な場合
	背・底屈制御付、調節式	背屈・底屈の運動制限の程度を簡単 に調節できる。内がえし・外がえし はストップ	背屈・底屈筋力や膝伸展筋力が変化 しつつある時期
制御式 (補助付)	背屈補助付 (クレンザック)	底屈をばねで制御し、背屈は補助 (ばねの強さは調節式が多い)	背屈筋力低下（下垂足など）
	底屈補助付 (逆クレンザック)	背屈をばねで制御し、底屈は補助 (ばねの強さは調節式が多い)	底屈筋力低下（脛骨神経麻痺など）
	背・底屈補助付 (ダブルクレンザック)	背屈・底屈運動をそれぞればねで補 助する（ばねの強さは調節式が多い）	足関節周囲筋の筋力低下
たわみ継手 (プラスチック短下肢装具の足継手)		背屈・底屈運動を弾力的に制御する 側方への運動はほぼストップ	足関節周囲筋の筋力低下、 関節不安定



ダブルクレンザック

クレンザック

遊動式

膝継手の機能と適応

種類	機能	適応
①伸展制限付	屈曲はフリー 過伸展はストップ	関節側方不安定(内反・外反膝傾向など) 反張膝
②伸展制限付・輪止め式	膝伸展位でストップ 輪止めを上げると屈曲フリー	歩行時の膝折れ、著明な関節不安定、 膝関節の安静・固定が必要な場合
③伸展制限付・スイスロック式	膝伸展位でストップ 膝部後方レバーを上げると屈曲フリー	歩行時の膝折れ(対麻痺などで両側装 具と杖を用いている場合など)
④伸展制限付・オフセット式	屈曲はフリー 過伸展はストップ	膝伸筋麻痺(膝折れが起こりにくい)
⑤ダイヤルロック(ファンロック)	関節運動の一方方向をストップし、他方 向はフリー。ストップ角度調節可能	関節の屈曲拘縮又は伸展拘縮の改善
⑥多軸式継手	屈曲・伸展運動が生理的運動に近似する	膝関節を深く屈曲する必要がある場合



輪止め式



オフセット式



スイスロック式



ダイヤルロック式

股継手の機能と適応

種類	機能	適応
①遊動式	屈曲・伸展ともフリー 内・外転、内・外旋はストップ	股関節内転筋や外転筋の筋力アンバランス、関 節側方不安定
②伸展制限付・輪止め式	股関節のすべての運動はストップ 輪止めを上げると屈曲はフリー	股関節周囲筋の高度の筋力低下、関節不安定、 股関節の安静・固定が必要な場合
③外転蝶番継手付	屈曲・伸展、外転はフリー 内転、内・外旋はストップ	股関節内転筋が外転筋より強い、内転筋痙縮、 はさみ肢位